官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○金融庁組織令の一部を改正する政令（二四六）　一〇三
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二四七）　一一二
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四八）　一一二
〔条　約〕
○刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約（一八）　一一二
〔府　令〕
○独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六七）　一一四
○沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則の一部を改正する内閣府令（同六八）　一一四
○独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同六九）　一一四
○金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令（同七〇）　一一四
〔府令・省令〕
○独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学六）　一一四
○国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業三）　一一四
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一四）　一一四
○独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（同一五）　一一四
○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一一）　一一四
〔デジタル庁令・省令〕
○独立行政法人国立印刷局に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・財務一）　一一四
〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁四）　一一四
〔省　令〕
○特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（カジノ管理委員会・国土交通二）　一一四
○総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（法務四六）　一一五
○税理士法施行規則の一部を改正する省令（財務五四）　一一五
○独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令（同五五）　一一五
○独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令（同五六）　一一六
○個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（同五七）　一一六
○独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・農林水産二）　一一六
○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通二）　一一六
○独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通二）　一一六
○金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働一二三）　一二〇
○独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五七）　一二〇
○独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同五八）　一二一
○独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同五九）　一二一
○国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同六〇）　一二一
○国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同六一）　一二一
○国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同六二）　一二二

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）
○独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同六三）　三
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（経済産業六六）　四
○金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（国土交通七一）　五
○国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境一一）　五
〔法規的告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する件（財務一一三）　五
〔その他告示〕
○刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の効力発生に関する件（外務一五一）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一三三）
○肥料の登録が失効した件（同一一三四）　五
○花巻空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（国土交通一〇三一）　五
○東京ヘリポートの航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（同一〇三一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
法務省共済組合定款の一部変更、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会裁決関係　一〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二百四十六号）（金融庁）

第１　金融庁組織令の一部改正

１　次長の設置

次長を設置する。（第二条関係）

２　監督総括審議官の設置

総括審議官を廃止し、監督総括審議官を設置することとし、その所掌事務を規定することとする。（第三条関係）

３　銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局の設置

総合政策局及び監督局を廃止し、銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局を設置することとする。（第五条関係）

４　局に属しない課関係

金融庁に、秘書課、文書課、総合政策課及び国際課を設置し、それらの所掌事務を規定することとする。（第九条～第十三条関係）

５　企画市場局関係

企画市場局に、信用課を設置し、その所掌事務を規定することとする。（第十四条、第十六条関係）

６　銀行・証券監督局関係

銀行・証券監督局に総務課、銀行第一課、銀行第二課、証券課、参事官一人及び検査監理官一人を設置し、それらの所掌事務を規定することとする。（第七条、第十九条～第二十五条関係）

７　資産運用・保険監督局関係

資産運用・保険監督局に総務課、資産運用課、保険課、郵政金融課、資金決済課、暗号資産・ステーブルコイン課及び参事官二人を設置し、それらの所掌事務を規定することとする。（第八条、第二十六条～第三十三条関係）

８　その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

第２　その他関係政令の一部改正

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととする。

第３　施行期日

この政令は、令和八年八月七日から施行することとする。（附則第一条関係）

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二百四十七号）（経済産業省）

１　経済産業省組織令の一部改正

⑴　製造産業局及び商務情報政策局の所掌事務を変更する。（第八条、第九条関係）

⑵　製造産業局産業機械課の所掌事務を変更する。（第七十四条関係）

⑶　商務情報政策局において情報技術利用促進課を廃止し、情報処理システム開発・ロボット課を設置する。（第八十条、第八十四条関係）

⑷　商務情報政策局情報経済課及び情報産業課の所掌事務を変更する。（第八十二条、第八十五条関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

２　施行期日

この政令は、令和八年八月五日から施行する。（附則関係）

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百四十八号）（環境省）

１　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正

⑴　外来生物の種として、Lepomis属（ブルーギル属）十二種、Maccullochella peelii（マーレーコッド）、Macquaria ambigua（ゴールデンパーチ）、Coreoperca属（オヤニラミ属）に属する種のうちCoreoperca kawamebari（オヤニラミ）以外のものを追加する。（別表第一関係）

⑵　別表第一の「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に、「イクタルルス科」の表記を「アメリカなまず科」に変更する。（別表第一関係）

⑶　交雑することにより生じた生物として、Lepomis属（ブルーギル属）に属する種間の交雑により生じた生物を追加する。（別表第二関係）

2　施行期日

この政令は、令和八年九月一日から施行する。（附則第一項関係）

3　経過措置

所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約（条約第十八号）（外務省）

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互に直接連絡すること等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること等について定める。（第一条関係）

2　この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、カナダはカナダ司法大臣又は同大臣が指定する者をそれぞれ指定すること等について定める。（第二条関係）

3　被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。（第三条関係）

4　共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第四条関係）

5　被請求国が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。（第五条関係）

6　請求された共助の実施に要する費用の負担について定める。（第六条関係）

7　この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求国に課される開示及び使用の制限並びにこれらに関する秘密保全について定める。（第七条関係）

8　この条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。（第八条関係）

9　証言又は供述の取得について定める。（第九条関係）

10　ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすることについて定める。（第十条関係）

11　物件の取得について定める。（第十一条関係）

12　人、物件又は場所の見分について定める。（第十二条関係）

13　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。（第十三条関係）

14　立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供について定める。（第十四条関係）

15　捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対する招請の伝達について定める。（第十五条関係）

16　拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であって、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのものについて定める。（第十六条関係）

17　刑事手続に関する文書の送達について定める。（第十七条関係）

18　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続の共助について定める。（第十八条関係）

19　この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。（第十九条関係）

20　両締約国の中央当局は共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うこと、また、両締約国はこの条約の解釈又は実施に関して生ずる問題について協議することについて定める。（第二十条関係）

21　この条約中の条の見出しが、この条約の解釈に影響を及ぼすものではないことについて定める。（第二十一条関係）

22　この条約の効力発生、改正及び終了等について定める。（第二十二条関係）

政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十六号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項、第六十一条並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「金融国際審議官及び局」を「特別な職」に、「第五条」を「第四条」に、「特別な職」を「局」に、「第六条・第七条」を「第五条―第八条」に、「第二款　総合監督局（第八条―第十三条）」を「第二款　総合監督局市場局（第八条―第十三条の二）」に、「第三款　総合政策局（第十八条―第二十三条）」を「第三款　総合政策局（第十八条―第二十三条の二）」に、「第二十四条―第二十七条」を「第二十四条―第二十七条の二」に、「第二十五条―第三十三条」を「第二十五条―第三十三条の二」に、「第三十四条―第三十七条」を「第三十四条―第三十七条の二」に、「第三十八条―第四十四条」を「第三十八条―第四十四条の二」に、「第四十五条―第四十八条」を「第四十五条―第四十八条の二」に、「第四十九条―第五十三条」を「第四十九条―第五十三条の二」に、「第五十四条―第五十六条」を「第五十四条―第五十六条の二」に、「第五十七条―第六十条」を「第五十七条―第六十条の二」に、「第六十一条―第六十三条」を「第六十一条―第六十三条の二」に、「第六十四条―第六十六条」を「第六十四条―第六十六条の二」に、「第六十七条―第七十条」を「第六十七条―第七十条の二」に、「第七十一条―第七十三条」を「第七十一条―第七十三条の二」に、「第七十四条―第七十六条」を「第七十四条―第七十六条の二」に、「第七十七条―第八十条」を「第七十七条―第八十条の二」に、「第八十一条―第八十三条」を「第八十一条―第八十三条の二」に、「第八十四条―第八十六条」を「第八十四条―第八十六条の二」に、「第八十七条―第九十条」を「第八十七条―第九十条の二」に、「第九十一条―第九十三条」を「第九十一条―第九十三条の二」に、「第九十四条―第九十六条」を「第九十四条―第九十六条の二」に、「第九十七条―第九十九条」を「第九十七条―第九十九条の二」に、「第百条―第百二条」を「第百条―第百二条の二」に、「第百三条―第百五条」を「第百三条―第百五条の二」に、「第百六条―第百八条」を「第百六条―第百八条の二」に、「第百九条―第百十一条」を「第百九条―第百十一条の二」に、「第百十二条―第百十四条」を「第百十二条―第百十四条の二」に、「第百十五条―第百十七条」を「第百十五条―第百十七条の二」に、「第百十八条―第百二十条」を「第百十八条―第百二十条の二」に、「第百二十一条―第百二十三条」を「第百二十一条―第百二十三条の二」に、「第百二十四条―第百二十六条」を「第百二十四条―第百二十六条の二」に、「第百二十七条―第百二十九条」を「第百二十七条―第百二十九条の二」に、「第百三十条―第百三十二条」を「第百三十条―第百三十二条の二」に、「第百三十三条―第百三十五条」を「第百三十三条―第百三十五条の二」に、「第百三十六条―第百三十八条」を「第百三十六条―第百三十八条の二」に、「第百三十九条―第百四十一条」を「第百三十九条―第百四十一条の二」に、「第百四十二条―第百四十四条」を「第百四十二条―第百四十四条の二」に、「第百四十五条―第百四十七条」を「第百四十五条―第百四十七条の二」に、「第百四十八条―第百五十条」を「第百四十八条―第百五十条の二」に、「第百五十一条―第百五十三条」を「第百五十一条―第百五十三条の二」に、「第百五十四条―第百五十六条」を「第百五十四条―第百五十六条の二」に、「第百五十七条―第百五十九条」を「第百五十七条―第百五十九条の二」に、「第百六十条―第百六十二条」を「第百六十条―第百六十二条の二」に、「第百六十三条―第百六十五条」を「第百六十三条―第百六十五条の二」に、「第百六十六条―第百六十八条」を「第百六十六条―第百六十八条の二」に、「第百六十九条―第百七十一条」を「第百六十九条―第百七十一条の二」に、「第百七十二条―第百七十四条」を「第百七十二条―第百七十四条の二」に、「第百七十五条―第百七十七条」を「第百七十五条―第百七十七条の二」に、「第百七十八条―第百八十条」を「第百七十八条―第百八十条の二」に、「第百八十一条―第百八十三条」を「第百八十一条―第百八十三条の二」に、「第百八十四条―第百八十六条」を「第百八十四条―第百八十六条の二」に、「第百八十七条―第百八十九条」を「第百八十七条―第百八十九条の二」に、「第百九十条―第百九十二条」を「第百九十条―第百九十二条の二」に、「第百九十三条―第百九十五条」を「第百九十三条―第百九十五条の二」に、「第百九十六条―第百九十八条」を「第百九十六条―第百九十八条の二」に、「第百九十九条―第二百一条」を「第百九十九条―第二百一条の二」に、「第二百二条―第二百四条」を「第二百二条―第二百四条の二」に、「第二百五条―第二百七条」を「第二百五条―第二百七条の二」に、「第二百八条―第二百十条」を「第二百八条―第二百十条の二」に、「第二百十一条―第二百十三条」を「第二百十一条―第二百十三条の二」に、「第二百十四条―第二百十六条」を「第二百十四条―第二百十六条の二」に、「第二百十七条―第二百十九条」を「第二百十七条―第二百十九条の二」に、「第二百二十条―第二百二十二条」を「第二百二十条―第二百二十二条の二」に、「第二百二十三条―第二百二十五条」を「第二百二十三条―第二百二十五条の二」に、「第二百二十六条―第二百二十八条」を「第二百二十六条―第二百二十八条の二」に、「第二百二十九条―第二百三十一条」を「第二百二十九条―第二百三十一条の二」に、「第二百三十二条―第二百三十四条」を「第二百三十二条―第二百三十四条の二」に、「第二百三十五条―第二百三十七条」を「第二百三十五条―第二百三十七条の二」に、「第二百三十八条―第二百四十条」を「第二百三十八条―第二百四十条の二」に、「第二百四十一条―第二百四十三条」を「第二百四十一条―第二百四十三条の二」に、「第二百四十四条―第二百四十六条」を「第二百四十四条―第二百四十六条の二」に、「第二百四十七条―第二百四十九条」を「第二百四十七条―第二百四十九条の二」に、「第二百五十条―第二百五十二条」を「第二百五十条―第二百五十二条の二」に、「第二百五十三条―第二百五十五条」を「第二百五十三条―第二百五十五条の二」に、「第二百五十六条―第二百五十八条」を「第二百五十六条―第二百五十八条の二」に、「第二百五十九条―第二百六十一条」を「第二百五十九条―第二百六十一条の二」に、「第二百六十二条―第二百六十四条」を「第二百六十二条―第二百六十四条の二」に、「第二百六十五条―第二百六十七条」を「第二百六十五条―第二百六十七条の二」に、「第二百六十八条―第二百七十条」を「第二百六十八条―第二百七十条の二」に、「第二百七十一条―第二百七十三条」を「第二百七十一条―第二百七十三条の二」に、「第二百七十四条―第二百七十六条」を「第二百七十四条―第二百七十六条の二」に、「第二百七十七条―第二百七十九条」を「第二百七十七条―第二百七十九条の二」に、「第二百八十条―第二百八十二条」を「第二百八十条―第二百八十二条の二」に、「第二百八十三条―第二百八十五条」を「第二百八十三条―第二百八十五条の二」に、「第二百八十六条―第二百八十八条」を「第二百八十六条―第二百八十八条の二」に、「第二百八十九条―第二百九十一条」を「第二百八十九条―第二百九十一条の二」に、「第二百九十二条―第二百九十四条」を「第二百九十二条―第二百九十四条の二」に、「第二百九十五条―第二百九十七条」を「第二百九十五条―第二百九十七条の二」に、「第二百九十八条―第三百条」を「第二百九十八条―第三百条の二」に、「第三百一条―第三百三条」を「第三百一条―第三百三条の二」に、「第三百四条―第三百六条」を「第三百四条―第三百六条の二」に、「第三百七条―第三百九条」を「第三百七条―第三百九条の二」に、「第三百十条―第三百十二条」を「第三百十条―第三百十二条の二」に、「第三百十三条―第三百十五条」を「第三百十三条―第三百十五条の二」に、「第三百十六条―第三百十八条」を「第三百十六条―第三百十八条の二」に、「第三百十九条―第三百二十一条」を「第三百十九条―第三百二十一条の二」に、「第三百二十二条―第三百二十四条」を「第三百二十二条―第三百二十四条の二」に、「第三百二十五条―第三百二十七条」を「第三百二十五条―第三百二十七条の二」に、「第三百二十八条―第三百三十条」を「第三百二十八条―第三百三十条の二」に、「第三百三十一条―第三百三十三条」を「第三百三十一条―第三百三十三条の二」に、「第三百三十四条―第三百三十六条」を「第三百三十四条―第三百三十六条の二」に、「第三百三十七条―第三百三十九条」を「第三百三十七条―第三百三十九条の二」に、「第三百四十条―第三百四十二条」を「第三百四十条―第三百四十二条の二」に、「第三百四十三条―第三百四十五条」を「第三百四十三条―第三百四十五条の二」に、「第三百四十六条―第三百四十八条」を「第三百四十六条―第三百四十八条の二」に、「第三百四十九条―第三百五十一条」を「第三百四十九条―第三百五十一条の二」に、「第三百五十二条―第三百五十四条」を「第三百五十二条―第三百五十四条の二」に、「第三百五十五条―第三百五十七条」を「第三百五十五条―第三百五十七条の二」に、「第三百五十八条―第三百六十条」を「第三百五十八条―第三百六十条の二」に、「第三百六十一条―第三百六十三条」を「第三百六十一条―第三百六十三条の二」に、「第三百六十四条―第三百六十六条」を「第三百六十四条―第三百六十六条の二」に、「第三百六十七条―第三百六十九条」を「第三百六十七条―第三百六十九条の二」に、「第三百七十条―第三百七十二条」を「第三百七十条―第三百七十二条の二」に、「第三百七十三条―第三百七十五条」を「第三百七十三条―第三百七十五条の二」に、「第三百七十六条―第三百七十八条」を「第三百七十六条―第三百七十八条の二」に、「第三百七十九条―第三百八十一条」を「第三百七十九条―第三百八十一条の二」に、「第三百八十二条―第三百八十四条」を「第三百八十二条―第三百八十四条の二」に、「第三百八十五条―第三百八十七条」を「第三百八十五条―第三百八十七条の二」に、「第三百八十八条―第三百九十条」を「第三百八十八条―第三百九十条の二」に、「第三百九十一条―第三百九十三条」を「第三百九十一条―第三百九十三条の二」に、「第三百九十四条―第三百九十六条」を「第三百九十四条―第三百九十六条の二」に、「第三百九十七条―第三百九十九条」を「第三百九十七条―第三百九十九条の二」に、「第四百条―第四百二条」を「第四百条―第四百二条の二」に、「第四百三条―第四百五条」を「第四百三条―第四百五条の二」に、「第四百六条―第四百八条」を「第四百六条―第四百八条の二」に、「第四百九条―第四百十一条」を「第四百九条―第四百十一条の二」に、「第四百十二条―第四百十四条」を「第四百十二条―第四百十四条の二」に、「第四百十五条―第四百十七条」を「第四百十五条―第四百十七条の二」に、「第四百十八条―第四百二十条」を「第四百十八条―第四百二十条の二」に、「第四百二十一条―第四百二十三条」を「第四百二十一条―第四百二十三条の二」に、「第四百二十四条―第四百二十六条」を「第四百二十四条―第四百二十六条の二」に、「第四百二十七条―第四百二十九条」を「第四百二十七条―第四百二十九条の二」に、「第四百三十条―第四百三十二条」を「第四百三十条―第四百三十二条の二」に、「第四百三十三条―第四百三十五条」を「第四百三十三条―第四百三十五条の二」に、「第四百三十六条―第四百三十八条」を「第四百三十六条―第四百三十八条の二」に、「第四百三十九条―第四百四十一条」を「第四百三十九条―第四百四十一条の二」に、「第四百四十二条―第四百四十四条」を「第四百四十二条―第四百四十四条の二」に、「第四百四十五条―第四百四十七条」を「第四百四十五条―第四百四十七条の二」に、「第四百四十八条―第四百五十条」を「第四百四十八条―第四百五十条の二」に、「第四百五十一条―第四百五十三条」を「第四百五十一条―第四百五十三条の二」に、「第四百五十四条―第四百五十六条」を「第四百五十四条―第四百五十六条の二」に、「第四百五十七条―第四百五十九条」を「第四百五十七条―第四百五十九条の二」に、「第四百六十条―第四百六十二条」を「第四百六十条―第四百六十二条の二」に、「第四百六十三条―第四百六十五条」を「第四百六十三条―第四百六十五条の二」に、「第四百六十六条―第四百六十八条」を「第四百六十六条―第四百六十八条の二」に、「第四百六十九条―第四百七十一条」を「第四百六十九条―第四百七十一条の二」に、「第四百七十二条―第四百七十四条」を「第四百七十二条―第四百七十四条の二」に、「第四百七十五条―第四百七十七条」を「第四百七十五条―第四百七十七条の二」に、「第四百七十八条―第四百八十条」を「第四百七十八条―第四百八十条の二」に、「第四百八十一条―第四百八十三条」を「第四百八十一条―第四百八十三条の二」に、「第四百八十四条―第四百八十六条」を「第四百八十四条―第四百八十六条の二」に、「第四百八十七条―第四百八十九条」を「第四百八十七条―第四百八十九条の二」に、「第四百九十条―第四百九十二条」を「第四百九十条―第四百九十二条の二」に、「第四百九十三条―第四百九十五条」を「第四百九十三条―第四百九十五条の二」に、「第四百九十六条―第四百九十八条」を「第四百九十六条―第四百九十八条の二」に、「第四百九十九条―第五百一条」を「第四百九十九条―第五百一条の二」に、「第五百二条―第五百四条」を「第五百二条―第五百四条の二」に、「第五百五条―第五百七条」を「第五百五条―第五百七条の二」に、「第五百八条―第五百十条」を「第五百八条―第五百十条の二」に、「第五百十一条―第五百十三条」を「第五百十一条―第五百十三条の二」に、「第五百十四条―第五百十六条」を「第五百十四条―第五百十六条の二」に、「第五百十七条―第五百十九条」を「第五百十七条―第五百十九条の二」に、「第五百二十条―第五百二十二条」を「第五百二十条―第五百二十二条の二」に、「第五百二十三条―第五百二十五条」を「第五百二十三条―第五百二十五条の二」に、「第五百二十六条―第五百二十八条」を「第五百二十六条―第五百二十八条の二」に、「第五百二十九条―第五百三十一条」を「第五百二十九条―第五百三十一条の二」に、「第五百三十二条―第五百三十四条」を「第五百三十二条―第五百三十四条の二」に、「第五百三十五条―第五百三十七条」を「第五百三十五条―第五百三十七条の二」に、「第五百三十八条―第五百四十条」を「第五百三十八条―第五百四十条の二」に、「第五百四十一条―第五百四十三条」を「第五百四十一条―第五百四十三条の二」に、「第五百四十四条―第五百四十六条」を「第五百四十四条―第五百四十六条の二」に、「第五百四十七条―第五百四十九条」を「第五百四十七条―第五百四十九条の二」に、「第五百五十条―第五百五十二条」を「第五百五十条―第五百五十二条の二」に、「第五百五十三条―第五百五十五条」を「第五百五十三条―第五百五十五条の二」に、「第五百五十六条―第五百五十八条」を「第五百五十六条―第五百五十八条の二」に、「第五百五十九条―第五百六十一条」を「第五百五十九条―第五百六十一条の二」に、「第五百六十二条―第五百六十四条」を「第五百六十二条―第五百六十四条の二」に、「第五百六十五条―第五百六十七条」を「第五百六十五条―第五百六十七条の二」に、「第五百六十八条―第五百七十条」を「第五百六十八条―第五百七十条の二」に、「第五百七十一条―第五百七十三条」を「第五百七十一条―第五百七十三条の二」に、「第五百七十四条―第五百七十六条」を「第五百七十四条―第五百七十六条の二」に、「第五百七十七条―第五百七十九条」を「第五百七十七条―第五百七十九条の二」に、「第五百八十条―第五百八十二条」を「第五百八十条―第五百八十二条の二」に、「第五百八十三条―第五百八十五条」を「第五百八十三条―第五百八十五条の二」に、「第五百八十六条―第五百八十八条」を「第五百八十六条―第五百八十八条の二」に、「第五百八十九条―第五百九十一条」を「第五百八十九条―第五百九十一条の二」に、「第五百九十二条―第五百九十四条」を「第五百九十二条―第五百九十四条の二」に、「第五百九十五条―第五百九十七条」を「第五百九十五条―第五百九十七条の二」に、「第五百九十八条―第六百条」を「第五百九十八条―第六百条の二」に、「第六百一条―第六百三条」を「第六百一条―第六百三条の二」に、「第六百四条―第六百六条」を「第六百四条―第六百六条の二」に、「第六百七条―第六百九条」を「第六百七条―第六百九条の二」に、「第六百十条―第六百十二条」を「第六百十条―第六百十二条の二」に、「第六百十三条―第六百十五条」を「第六百十三条―第六百十五条の二」に、「第六百十六条―第六百十八条」を「第六百十六条―第六百十八条の二」に、「第六百十九条―第六百二十一条」を「第六百十九条―第六百二十一条の二」に、「第六百二十二条―第六百二十四条」を「第六百二十二条―第六百二十四条の二」に、「第六百二十五条―第六百二十七条」を「第六百二十五条―第六百二十七条の二」に、「第六百二十八条―第六百三十条」を「第六百二十八条―第六百三十条の二」に、「第六百三十一条―第六百三十三条」を「第六百三十一条―第六百三十三条の二」に、「第六百三十四条―第六百三十六条」を「第六百三十四条―第六百三十六条の二」に、「第六百三十七条―第六百三十九条」を「第六百三十七条―第六百三十九条の二」に、「第六百四十条―第六百四十二条」を「第六百四十条―第六百四十二条の二」に、「第六百四十三条―第六百四十五条」を「第六百四十三条―第六百四十五条の二」に、「第六百四十六条―第六百四十八条」を「第六百四十六条―第六百四十八条の二」に、「第六百四十九条―第六百五十一条」を「第六百四十九条―第六百五十一条の二」に、「第六百五十二条―第六百五十四条」を「第六百五十二条―第六百五十四条の二」に、「第六百五十五条―第六百五十七条」を「第六百五十五条―第六百五十七条の二」に、「第六百五十八条―第六百六十条」を「第六百五十八条―第六百六十条の二」に、「第六百六十一条―第六百六十三条」を「第六百六十一条―第六百六十三条の二」に、「第六百六十四条―第六百六十六条」を「第六百六十四条―第六百六十六条の二」に、「第六百六十七条―第六百六十九条」を「第六百六十七条―第六百六十九条の二」に、「第六百七十条―第六百七十二条」を「第六百七十条―第六百七十二条の二」に、「第六百七十三条―第六百七十五条」を「第六百七十三条―第六百七十五条の二」に、「第六百七十六条―第六百七十八条」を「第六百七十六条―第六百七十八条の二」に、「第六百七十九条―第六百八十一条」を「第六百七十九条―第六百八十一条の二」に、「第六百八十二条―第六百八十四条」を「第六百八十二条―第六百八十四条の二」に、「第六百八十五条―第六百八十七条」を「第六百八十五条―第六百八十七条の二」に、「第六百八十八条―第六百九十条」を「第六百八十八条―第六百九十条の二」に、「第六百九十一条―第六百九十三条」を「第六百九十一条―第六百九十三条の二」に、「第六百九十四条―第六百九十六条」を「第六百九十四条―第六百九十六条の二」に、「第六百九十七条―第六百九十九条」を「第六百九十七条―第六百九十九条の二」に、「第七百条―第七百二条」を「第七百条―第七百二条の二」に、「第七百三条―第七百五条」を「第七百三条―第七百五条の二」に、「第七百六条―第七百八条」を「第七百六条―第七百八条の二」に、「第七百九条―第七百十一条」を「第七百九条―第七百十一条の二」に、「第七百十二条―第七百十四条」を「第七百十二条―第七百十四条の二」に、「第七百十五条―第七百十七条」を「第七百十五条―第七百十七条の二」に、「第七百十八条―第七百二十条」を「第七百十八条―第七百二十条の二」に、「第七百二十一条―第七百二十三条」を「第七百二十一条―第七百二十三条の二」に、「第七百二十四条―第七百二十六条」を「第七百二十四条―第七百二十六条の二」に、「第七百二十七条―第七百二十九条」を「第七百二十七条―第七百二十九条の二」に、「第七百三十条―第七百三十二条」を「第七百三十条―第七百三十二条の二」に、「第七百三十三条―第七百三十五条」を「第七百三十三条―第七百三十五条の二」に、「第七百三十六条―第七百三十八条」を「第七百三十六条―第七百三十八条の二」に、「第七百三十九条―第七百四十一条」を「第七百三十九条―第七百四十一条の二」に、「第七百四十二条―第七百四十四条」を「第七百四十二条―第七百四十四条の二」に、「第七百四十五条―第七百四十七条」を「第七百四十五条―第七百四十七条の二」に、「第七百四十八条―第七百五十条」を「第七百四十八条―第七百五十条の二」に、「第七百五十一条―第七百五十三条」を「第七百五十一条―第七百五十三条の二」に、「第七百五十四条―第七百五十六条」を「第七百五十四条―第七百五十六条の二」に、「第七百五十七条―第七百五十九条」を「第七百五十七条―第七百五十九条の二」に、「第七百六十条―第七百六十二条」を「第七百六十条―第七百六十二条の二」に、「第七百六十三条―第七百六十五条」を「第七百六十三条―第七百六十五条の二」に、「第七百六十六条―第七百六十八条」を「第七百六十六条―第七百六十八条の二」に、「第七百六十九条―第七百七十一条」を「第七百六十九条―第七百七十一条の二」に、「第七百七十二条―第七百七十四条」を「第七百七十二条―第七百七十四条の二」に、「第七百七十五条―第七百七十七条」を「第七百七十五条―第七百七十七条の二」に、「第七百七十八条―第七百八十条」を「第七百七十八条―第七百八十条の二」に、「第七百八十一条―第七百八十三条」を「第七百八十一条―第七百八十三条の二」に、「第七百八十四条―第七百八十六条」を「第七百八十四条―第七百八十六条の二」に、「第七百八十七条―第七百八十九条」を「第七百八十七条―第七百八十九条の二」に、「第七百九十条―第七百九十二条」を「第七百九十条―第七百九十二条の二」に、「第七百九十三条―第七百九十五条」を「第七百九十三条―第七百九十五条の二」に、「第七百九十六条―第七百九十八条」を「第七百九十六条―第七百九十八条の二」に、「第七百九十九条―第八百一条」を「第七百九十九条―第八百一条の二」に、「第八百二条―第八百四条」を「第八百二条―第八百四条の二」に、「第八百五条―第八百七条」を「第八百五条―第八百七条の二」に、「第八百八条―第八百十条」を「第八百八条―第八百十条の二」に、「第八百十一条―第八百十三条」を「第八百十一条―第八百十三条の二」に、「第八百十四条―第八百十六条」を「第八百十四条―第八百十六条の二」に、「第八百十七条―第八百十九条」を「第八百十七条―第八百十九条の二」に、「第八百二十条―第八百二十二条」を「第八百二十条―第八百二十二条の二」に、「第八百二十三条―第八百二十五条」を「第八百二十三条―第八百二十五条の二」に、「第八百二十六条―第八百二十八条」を「第八百二十六条―第八百二十八条の二」に、「第八百二十九条―第八百三十一条」を「第八百二十九条―第八百三十一条の二」に、「第八百三十二条―第八百三十四条」を「第八百三十二条―第八百三十四条の二」に、「第八百三十五条―第八百三十七条」を「第八百三十五条―第八百三十七条の二」に、「第八百三十八条―第八百四十条」を「第八百三十八条―第八百四十条の二」に、「第八百四十一条―第八百四十三条」を「第八百四十一条―第八百四十三条の二」に、「第八百四十四条―第八百四十六条」を「第八百四十四条―第八百四十六条の二」に、「第八百四十七条―第八百四十九条」を「第八百四十七条―第八百四十九条の二」に、「第八百五十条―第八百五十二条」を「第八百五十条―第八百五十二条の二」に、「第八百五十三条―第八百五十五条」を「第八百五十三条―第八百五十五条の二」に、「第八百五十六条―第八百五十八条」を「第八百五十六条―第八百五十八条の二」に、「第八百五十九条―第八百六十一条」を「第八百五十九条―第八百六十一条の二」に、「第八百六十二条―第八百六十四条」を「第八百六十二条―第八百六十四条の二」に、「第八百六十五条―第八百六十七条」を「第八百六十五条―第八百六十七条の二」に、「第八百六十八条―第八百七十条」を「第八百六十八条―第八百七十条の二」に、「第八百七十一条―第八百七十三条」を「第八百七十一条―第八百七十三条の二」に、「第八百七十四条―第八百七十六条」を「第八百七十四条―第八百七十六条の二」に、「第八百七十七条―第八百七十九条」を「第八百七十七条―第八百七十九条の二」に、「第八百八十条―第八百八十二条」を「第八百八十条―第八百八十二条の二」に、「第八百八十三条―第八百八十五条」を「第八百八十三条―第八百八十五条の二」に、「第八百八十六条―第八百八十八条」を「第八百八十六条―第八百八十八条の二」に、「第八百八十九条―第八百九十一条」を「第八百八十九条―第八百九十一条の二」に、「第八百九十二条―第八百九十四条」を「第八百九十二条―第八百九十四条の二」に、「第八百九十五条―第八百九十七条」を「第八百九十五条―第八百九十七条の二」に、「第八百九十八条―第九百条」を「第八百九十八条―第九百条の二」に、「第九百一条―第九百三条」を「第九百一条―第九百三条の二」に、「第九百四条―第九百六条」を「第九百四条―第九百六条の二」に、「第九百七条―第九百九条」を「第九百七条―第九百九条の二」に、「第九百十条―第九百十二条」を「第九百十条―第九百十二条の二」に、「第九百十三条―第九百十五条」を「第九百十三条―第九百十五条の二」に、「第九百十六条―第九百十八条」を「第九百十六条―第九百十八条の二」に、「第九百十九条―第九百二十一条」を「第九百十九条―第九百二十一条の二」に、「第九百二十二条―第九百二十四条」を「第九百二十二条―第九百二十四条の二」に、「第九百二十五条―第九百二十七条」を「第九百二十五条―第九百二十七条の二」に、「第九百二十八条―第九百三十条」を「第九百二十八条―第九百三十条の二」に、「第九百三十一条―第九百三十三条」を「第九百三十一条―第九百三十三条の二」に、「第九百三十四条―第九百三十六条」を「第九百三十四条―第九百三十六条の二」に、「第九百三十七条―第九百三十九条」を「第九百三十七条―第九百三十九条の二」に、「第九百四十条―第九百四十二条」を「第九百四十条―第九百四十二条の二」に、「第九百四十三条―第九百四十五条」を「第九百四十三条―第九百四十五条の二」に、「第九百四十六条―第九百四十八条」を「第九百四十六条―第九百四十八条の二」に、「第九百四十九条―第九百五十一条」を「第九百四十九条―第九百五十一条の二」に、「第九百五十二条―第九百五十四条」を「第九百五十二条―第九百五十四条の二」に、「第九百五十五条―第九百五十七条」を「第九百五十五条―第九百五十七条の二」に、「第九百五十八条―第九百六十条」を「第九百五十八条―第九百六十条の二」に、「第九百六十一条―第九百六十三条」を「第九百六十一条―第九百六十三条の二」に、「第九百六十四条―第九百六十六条」を「第九百六十四条―第九百六十六条の二」に、「第九百六十七条―第九百六十九条」を「第九百六十七条―第九百六十九条の二」に、「第九百七十条―第九百七十二条」を「第九百七十条―第九百七十二条の二」に、「第九百七十三条―第九百七十五条」を「第九百七十三条―第九百七十五条の二」に、「第九百七十六条―第九百七十八条」を「第九百七十六条―第九百七十八条の二」に、「第九百七十九条―第九百八十一条」を「第九百七十九条―第九百八十一条の二」に、「第九百八十二条―第九百八十四条」を「第九百八十二条―第九百八十四条の二」に、「第九百八十五条―第九百八十七条」を「第九百八十五条―第九百八十七条の二」に、「第九百八十八条―第九百九十条」を「第九百八十八条―第九百九十条の二」に、「第九百九十一条―第九百九十三条」を「第九百九十一条―第九百九十三条の二」に、「第九百九十四条―第九百九十六条」を「第九百九十四条―第九百九十六条の二」に、「第九百九十七条―第九百九十九条」を「第九百九十七条―第九百九十九条の二」に、「第千条―第千二条」を「第千条―第千二条の二」に、「第千三条―第千五条」を「第千三条―第千五条の二」に、「第千六条―第千八条」を「第千六条―第千八条の二」に、「第千九条―第千十一条」を「第千九条―第千十一条の二」に、「第千十二条―第千十四条」を「第千十二条―第千十四条の二」に、「第千十五条―第千十七条」を「第千十五条―第千十七条の二」に、「第千十八条―第千二十条」を「第千十八条―第千二十条の二」に、「第千二十一条―第千二十三条」を「第千二十一条―第千二十三条の二」に、「第千二十四条―第千二十六条」を「第千二十四条―第千二十六条の二」に、「第千二十七条―第千二十九条」を「第千二十七条―第千二十九条の二」に、「第千三十条―第千三十二条」を「第千三十条―第千三十二条の二」に、「第千三十三条―第千三十五条」を「第千三十三条―第千三十五条の二」に、「第千三十六条―第千三十八条」を「第千三十六条―第千三十八条の二」に、「第千三十九条―第千四十一条」を「第千三十九条―第千四十一条の二」に、「第千四十二条―第千四十四条」を「第千四十二条―第千四十四条の二」に、「第千四十五条―第千四十七条」を「第千四十五条―第千四十七条の二」に、「第千四十八条―第千五十条」を「第千四十八条―第千五十条の二」に、「第千五十一条―第千五十三条」を「第千五十一条―第千五十三条の二」に、「第千五十四条―第千五十六条」を「第千五十四条―第千五十六条の二」に、「第千五十七条―第千五十九条」を「第千五十七条―第千五十九条の二」に、「第千六十条―第千六十二条」を「第千六十条―第千六十二条の二」に、「第千六十三条―第千六十五条」を「第千六十三条―第千六十五条の二」に、「第千六十六条―第千六十八条」を「第千六十六条―第千六十八条の二」に、「第千六十九条―第千七十一条」を「第千六十九条―第千七十一条の二」に、「第千七十二条―第千七十四条」を「第千七十二条―第千七十四条の二」に、「第千七十五条―第千七十七条」を「第千七十五条―第千七十七条の二」に、「第千七十八条―第千八十条」を「第千七十八条―第千八十条の二」に、「第千八十一条―第千八十三条」を「第千八十一条―第千八十三条の二」に、「第千八十四条―第千八十六条」を「第千八十四条―第千八十六条の二」に、「第千八十七条―第千八十九条」を「第千八十七条―第千八十九条の二」に、「第千九十条―第千九十二条」を「第千九十条―第千九十二条の二」に、「第千九十三条―第千九十五条」を「第千九十三条―第千九十五条の二」に、「第千九十六条―第千九十八条」を「第千九十六条―第千九十八条の二」に、「第千九十九条―第千百一条」を「第千九十九条―第千百一条の二」に、「第千百二条―第千百四条」を「第千百二条―第千百四条の二」に、「第千百五条―第千百七条」を「第千百五条―第千百七条の二」に、「第千百八条―第千百十条」を「第千百八条―第千百十条の二」に、「第千百十一条―第千百十三条」を「第千百十一条―第千百十三条の二」に、「第千百十四条―第千百十六条」を「第千百十四条―第千百十六条の二」に、「第千百十七条―第千百十九条」を「第千百十七条―第千百十九条の二」に、「第千百二十条―第千百二十二条」を「第千百二十条―第千百二十二条の二」に、「第千百二十三条―第千百二十五条」を「第千百二十三条―第千百二十五条の二」に、「第千百二十六条―第千百二十八条」を「第千百二十六条―第千百二十八条の二」に、「第千百二十九条―第千百三十一条」を「第千百二十九条―第千百三十一条の二」に、「第千百三十二条―第千百三十四条」を「第千百三十二条―第千百三十四条の二」に、「第千百三十五条―第千百三十七条」を「第千百三十五条―第千百三十七条の二」に、「第千百三十八条―第千百四十条」を「第千百三十八条―第千百四十条の二」に、「第千百四十一条―第千百四十三条」を「第千百四十一条―第千百四十三条の二」に、「第千百四十四条―第千百四十六条」を「第千百四十四条―第千百四十六条の二」に、「第千百四十七条―第千百四十九条」を「第千百四十七条―第千百四十九条の二」に、「第千百五十条―第千百五十二条」を「第千百五十条―第千百五十二条の二」に、「第千百五十三条―第千百五十五条」を「第千百五十三条―第千百五十五条の二」に、「第千百五十六条―第千百五十八条」を「第千百五十六条―第千百五十八条の二」に、「第千百五十九条―第千百六十一条」を「第千百五十九条―第千百六十一条の二」に、「第千百六十二条―第千百六十四条」を「第千百六十二条―第千百六十四条の二」に、「第千百六十五条―第千百六十七条」を「第千百六十五条―第千百六十七条の二」に、「第千百六十八条―第千百七十条」を「第千百六十八条―第千百七十条の二」に、「第千百七十一条―第千百七十三条」を「第千百七十一条―第千百七十三条の二」に、「第千百七十四条―第千百七十六条」を「第千百七十四条―第千百七十六条の二」に、「第千百七十七条―第千百七十九条」を「第千百七十七条―第千百七十九条の二」に、「第千百八十条―第千百八十二条」を「第千百八十条―第千百八十二条の二」に、「第千百八十三条―第千百八十五条」を「第千百八十三条―第千百八十五条の二」に、「第千百八十六条―第千百八十八条」を「第千百八十六条―第千百八十八条の二」に、「第千百八十九条―第千百九十一条」を「第千百八十九条―第千百九十一条の二」に、「第千百九十二条―第千百九十四条」を「第千百九十二条―第千百九十四条の二」に、「第千百九十五条―第千百九十七条」を「第千百九十五条―第千百九十七条の二」に、「第千百九十八条―第千二百条」を「第千百九十八条―第千二百条の二」に、「第千二百一条―第千二百三条」を「第千二百一条―第千二百三条の二」に、「第千二百四条―第千二百六条」を「第千二百四条―第千二百六条の二」に、「第千二百七条―第千二百九条」を「第千二百七条―第千二百九条の二」に、「第千二百十条―第千二百十二条」を「第千二百十条―第千二百十二条の二」に、「第千二百十三条―第千二百十五条」を「第千二百十三条―第千二百十五条の二」に、

第五条第一項第一号中ウをソとし、ヰをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ　指定紛争解決機関

ナ　為替取引分析業を行う者

第五条第一項第一号中ノを削り、オをラとし、同号ク中「第十九条第一項第七号イ」を「第二十条第一項第九号ホ」に改め、同号クを同号ムとし、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社及び取引情報蓄積機関の検査に関すること（第二号に掲げるものを除く。）。

六　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。

第五条第一項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

二　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

三　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

第五条第二項を次のように改める。

2　前項第一号及び第二号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一　前項第四号イからムまでに掲げる者

二　次条第一項第一号ニからワまで、ヨ、タ及びソからヰまでに掲げる者

三　預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、電子債権記録機関、保険契約者保護機構、損害保険料率算出団体及び投資者保護基金

四　金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、取引情報蓄積機関及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関

第五条に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、同項第二号、第五号及び第十号に掲げる事務並びに同項第四号リからヲまで、カ、ソ及びネに掲げる者の監督に関する事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号イ、ロ及びヘに掲げる者の監督に関する事務については資産運用・保険監督局の所掌に属するものを、同号チ及びワに掲げる者の監督に関する事務については企画市場局、資産運用・保険監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十三号及び第十五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

第一章第一節中第五条を第七条とする。

第四条第一項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　金融商品取引業を行う者の監督に関すること（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限り、検査に関することを除く。）。

第四条第一項中第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　金融商品取引所持株会社の監督に関すること。

第四条第一項第十二号中「取扱有価証券」の下に「（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）」を加え、「限る」を「限り、検査に関することを除く」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十二　準備預金制度に関すること。

十三　金融機関の金利の調整に関すること。

十四　自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関すること。

第四条第一項中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、同項第二十号中「公認会計士法」の下に「（昭和二十三年法律第百三号）」を加え、「第十七条第一項第七号」を「第十八条第一項第七号」に改め、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八　株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。

十九　事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十　金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。

第四条第二項中「監督局」を「他」に、「同項第七号」を「同項第五号から第八号まで及び第十号」に、「他」を「銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会」に、「同項第九号から第十五号まで」を「同項第十一号」に、「総合政策局及び証券取引等監視委員会」を「銀行・証券監督局」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「同項第二十号」を「同項第十七号」に改め、同条を第六条とし、第三条を削る。

第二条中「総合政策局　企画市場局　監督局」を「銀行・証券監督局　資産運用・保険監督局」に改め、同条を第五条とし、第一条の次に次の三条及び節名を加える。

（次長）

第二条　金融庁に、次長一人を置く。

（監督総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官）

第三条　金融庁に、監督総括審議官一人、政策立案総括審議官一人及び審議官七人を置く。

2　監督総括審議官は、命を受けて、金融庁設置法（平成十年法律第百三十号。以下「法」という。）第四条第一項第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3　政策立案総括審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4　審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（公文書監理官及び参事官）

第四条　金融庁に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官三人を置く。

2　公文書監理官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3　参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第二節　局の設置等

第十二条を削る。

第十一条第一項第五号中「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の下に「（平成十二年法律第百一号）」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号中「資産形成」の下に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。）」を、「内閣法」の下に「（昭和二十二年法律第五号）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第二項中「ついては監督局」を「ついては銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に、「及び監督局」を「及び銀行・証券監督局」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「総務課」を「文書課」に改め、同条第一項中「総務課」を「文書課」に改め、同項第五号中「こと」の下に「（総合政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第十一号中「事務」の下に「（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。）」を加え、同項第十二号から第十四号までを削り、同項第十五号を同項第十二号とし、同条第二項中「、同項第五号及び第十二号に掲げる事務については総合政策課の所掌に属するものを」を削り、同条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条の見出しを「（課の設置）」に改め、同条中「総合政策局に」を「金融庁に、企画市場局、銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局に置くもののほか」に改め、「及び検査監理官一人」を削り、「総務課」を「文書課」に、「リスク分析総括課」を「国際課」に改め、同条を第九条とする。

第一章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款　局に属しない課

第一章第二節に次の一条を加える。

（資産運用・保険監督局の所掌事務）

第八条　資産運用・保険監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　銀行業を営む者（主としてインターネットを利用して金融サービスを提供する者その他の金融庁長官が定める者に限る。）

ロ　銀行持株会社（その子会社とする銀行が全てイに掲げる者である者に限る。）

ハ　銀行代理業を行う者（その所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。第三十条第一項第四号及び第三十一条第一項第一号ハにおいて同じ。）が全てイに掲げる者である者に限る。）

ニ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ　認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会及び認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

ヘ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ト　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

チ　保険業を行う者

リ　保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。第二十九条第一項第一号ロにおいて同じ。）

ヌ　船主相互保険組合

ル　生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ヲ　保険業法第百二十二条の二第二項に規定する指定法人（第二十九条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ワ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（第二十九条第一項第一号ヘにおいて「指定紛争処理機関」という。）

カ　金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為を行う場合における当該金融商品取引業を行う者に限る。）

ヨ　投資法人

タ　投資運用関係業務受託業者

レ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係る業務を行う場合における当該認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体に限る。）

ソ　確定拠出年金運営管理業を営む者

ツ　前払式支払手段発行者

ネ　資金移動業を営む者

ナ　電子決済手段等取引業を行う者

ラ　暗号資産交換業を行う者

ム　認定資金決済事業者協会

ウ　金融サービス仲介業を行う者

ヰ　認定金融サービス仲介業協会

二　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三　保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。第二十九条第一項第三号において同じ。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

四　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

六　電子記録債権の電子記録に関すること。

七　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策（金融機関等（前条第二項に規定する金融機関等をいう。第三十二条第一項第二号において同じ。）による先端的な技術の活用に係るものに限る。）の推進に関すること。

2　前項の場合において、同項第一号イからワまで及びソからムまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第四号及び第六号に掲げる事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを、同項第一号カからレまで、ウ及びヰに掲げる者の監督に関する事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

第十三条を次のように改める。

（国際課の所掌事務）

第十三条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（総合政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

三　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

第十四条中「三課」を「四課」に、「総務課」を「総務課、信用課」に改める。

第十五条第一項中第九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第九号とし、第二十三号を第十号とし、第二十四号から第二十九号までを削り、第三十号を第十一号とし、第三十一号を第十二号とし、第三十二号を第十三号とし、第三十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十五条第一項中第三十四号を第十六号とし、第三十五号を削り、第三十六号を第十七号とし、同条第二項中「同項第二十号」を「同項第十四号」に改め、「監督局の所掌に属するものを」及び「同項第三十三号に掲げる事務については」を削る。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「事務」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同項第一号中「（郵便貯金銀行を除く。）」を削り、同条第二項中「同項各号」を「同項第一号及び第三号」に、「総合政策局」を「資産運用・保険監督局」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条第一項第一号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号ただし書を削り、同号イ中「銀行業を営む者」の下に「（次条第一項第一号に掲げる者を除く。）」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「銀行持株会社」の下に「（次条第一項第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同号中ハをロとし、ホを削り、ヘをニとし、同号に次のように加える。

ホ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ヘ　資金清算業を行う者

第二十条第二項中「同項第一号に掲げる」を「同項第一号イからハまでに掲げる者の監督に関する」に、「総合政策局」を「資産運用・保険監督局」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第一項第一号及び第二号中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同項第三号中「監督事務（監督局）」を「銀行・証券監督事務（銀行・証券監督局）」に、「以下この項」を「次号及び第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「監督事務」を「銀行・証券監督事務」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等（第七条第二項に規定する金融機関等をいう。次号において同じ。）に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（参事官の所掌に属させられたものを除く。）。

第十九条第一項第十四号中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、第十一号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条第一項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、同項第七号中「こと」の下に「（第七号に掲げるもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号中ロからヘまでを削り、イをホとし、ホの前に次のように加える。

イ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ロ　特定金融会社等

ハ　指定紛争解決機関

ニ　為替取引分析業を行う者

第十九条第一項中第七号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為を行う場合における当該金融商品取引業を行う者に限る。）、金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係る業務を行う場合における当該認可金融商品取引業協会に限る。）及び取引情報蓄積機関の検査に関すること（第七号に掲げるもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

十一　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること（検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

十二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。

第十九条第一項第六号の次に次の二号を加える。

七　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

八　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

第十九条第二項中「同項第六号及び第十三号に掲げる」を「同項第七号及び第十号に掲げる事務並びに同項第九号ハに掲げる者の監督に関する」に、「企画市場局」を「証券取引等監視委員会」に、「同項第七号イからヘまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第八号」を「同項第十七号及び第十九号」に、「総合政策局」を「企画市場局」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の見出しを「（銀行・証券監督局に置く課等）」に改め、同条中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「六課」を「四課並びに参事官一人及び検査監理官一人」に改め、「保険課」及び「資産運用課」を削り、同条を第十九条とする。

第一章第三節第三款の款名を次のように改める。

第三款　銀行・証券監督局

第一章第三節第二款中第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項第一号中「総務課及び企業開示課」を「他課」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　金融商品取引業を行う者の監督に関すること（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限り、検査に関することを除く。）。

第十六条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　金融商品取引所持株会社の監督に関すること。

第十六条第一項第十号中「限る」を「限り、検査に関することを除く」に改め、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　金融機関の金利の調整に関すること。

第十六条第一項中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同項に次の一号を加える。

十六　金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

第十六条第二項中「同項第七号から第十三号まで」を「同項第六号から第九号まで及び第十一号」に、「総合政策局」を「銀行・証券監督局」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（信用課の所掌事務）

第十六条　信用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　銀行業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に関する制度の企画及び立案に関すること。

三　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫に関する制度の企画及び立案に関すること。

四　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業並びに再編強化法代理業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

五　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業及び信用協同組合電子決済等取扱業に関する制度の企画及び立案に関すること。

六　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する制度の企画及び立案に関すること。

七　信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に関する制度の企画及び立案に関すること。

八　信託業及び信託契約代理業並びに信託業法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関すること。

九　貸金業を営む者及び短資業者等（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号及び第四号に掲げる者をいう。）に関する制度の企画及び立案に関すること。

十　不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

十一　資金決済に関する制度の企画及び立案に関すること。

十二　預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関すること。

十三　電子記録債権の電子記録に関する制度の企画及び立案に関すること。

十四　日本銀行に関する制度の企画及び立案に関すること。

十五　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十六　準備預金制度に関すること。

十七　事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十八　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

2　前項の場合において、同項第十五号に掲げる事務については、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

第二十三条第一項第一号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号ト中「第二十条第一項第一号ヘ」を「第二十一条第一項第一号ニ」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融商品取引法第三十三条の二の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項第一号イ及びヘに掲げる者の監督に関する事務については企画市場局、資産運用・保険監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号ロからホまで、ト及びチに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二号に掲げる事務については資産運用・保険監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第二十三条の二を削る。

第二十七条を第三十七条とし、第二十六条を第三十六条とし、第二十五条を第三十五条とし、第二章第一節中第二十四条を第三十四条とし、第一章第三節に次の二条及び一款を加える。

（参事官の職務）

第二十四条　参事官は、命を受けて、第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどり、又は銀行・証券監督局の所掌事務に関する特定の重要事項についての企画及び立案に参画する。

（検査監理官の職務）

第二十五条　検査監理官は、命を受けて、検査（第七条第一項第二号、第五号及び第六号に規定する検査並びに同項第四号に掲げる事務において実施する検査をいう。以下この条において同じ。）に関する事務（参事官の所掌に属させられたものを除く。）のうち重要事項に係るものをつかさどり、検査のうち重要なものを実施し、及び検査に関する事務に関し資産運用・保険監督局との調整を行う。

2　前項の場合において、検査に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第四款　資産運用・保険監督局

（資産運用・保険監督局に置く課等）

第二十六条　資産運用・保険監督局に、次の六課及び参事官二人を置く。

総務課
資産運用課
保険課
郵政金融課
資金決済課
暗号資産・ステーブルコイン課

（総務課の所掌事務）

第二十七条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　資産運用・保険監督局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　資産運用・保険監督局の所掌事務に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

三　資産運用・保険監督事務（資産運用・保険監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。次号及び第五号において同じ。）及び第八条第一項第六号に掲げる事務に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。

四　資産運用・保険監督事務及び第八条第一項第六号に掲げる事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　資産運用・保険監督事務に従事する職員の訓練並びに資産運用・保険監督事務の指導及び監督に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、資産運用・保険監督局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（資産運用課の所掌事務）

第二十八条　資産運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為を行う場合における当該金融商品取引業を行う者に限る。）

ロ　投資法人

ハ　投資運用関係業務受託業者

ニ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係る業務を行う場合における当該認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体に限る。）

ホ　確定拠出年金運営管理業を営む者

二　金融商品取引法第三十三条の二（同法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること（同法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

２　前項の場合において、同項第一号イからニまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第二号に掲げる事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（保険課の所掌事務）

第二十九条　保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　保険業を行う者（郵便保険会社（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）を除く。）

ロ　保険持株会社

ハ　船主相互保険組合

ニ　生命保険募集人（次条第一項第五号に掲げる者を除く。）、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ホ　指定保険数理法人

ヘ　指定紛争処理機関

二　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三　保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

四　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

六　自動車損害賠償責任保険審議会の庶務に関すること。

２　前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

（郵政金融課の所掌事務）

第三十条　郵政金融課は、次に掲げる者の監督に関する事務（参事官の所掌に属させられたものを除く。）をつかさどる。

一　郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）

二　郵便保険会社

三　日本郵政株式会社

四　郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む者

五　郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）とする生命保険募集人

２　前項の場合において、同項各号に掲げる者の監督に関する事務については、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（資金決済課の所掌事務）

第三十一条　資金決済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること（イからハまでに掲げる者の監督に関する事務については、参事官の所掌に属させられたものを除く。）。

イ　銀行業を営む者（主としてインターネットを利用して金融サービスを提供する者その他の金融庁長官が定める者に限り、郵便貯金銀行を除く。）

ロ　銀行持株会社（その子会社とする銀行が全てイに掲げる者である者に限る。）

ハ　銀行代理業を営む者（その所属銀行が全てイに掲げる者である者に限る。）

ニ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ　認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会及び認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

ヘ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ト　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

チ　前払式支払手段発行者

リ　資金移動業を営む者

ヌ　認定資金決済事業者協会（次条第一項第一号ハに掲げる者を除く。）

ル　金融サービス仲介業を行う者

ヲ　認定金融サービス仲介業協会

二　電子記録債権の電子記録に関すること。

２　前項の場合において、同項第一号イからヌまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第二号に掲げる事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを、同項第一号ル及びヲに掲げる者の監督に関する事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（暗号資産・ステーブルコイン課の所掌事務）

第三十二条　暗号資産・ステーブルコイン課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　電子決済手段等取引業を行う者

ロ　暗号資産交換業を行う者

ハ　認定資金決済事業者協会（電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に係る業務を行う場合における当該認定資金決済事業者協会に限る。）

二　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策（金融機関等による先端的な技術の活用に係るものに限る。）の推進に関すること。

２　前項の場合において、同項第一号イからハまでに掲げる者の監督に関する事務については、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（参事官の職務）

第三十三条　参事官は、命を受けて、第三十条第一項各号に掲げる者及び第三十一条第一項第一号イからハまでに掲げる者の監督に関する事務を分掌し、又は資産運用・保険監督局の所掌事務に関する特定の重要事項についての企画及び立案に参画する。

附則第三条を次のように改める。

（金融庁参事官の設置期間の特例）

第三条　第四条第一項の参事官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第四条中「第四条」を「第六条」に改め、同条ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局」に改める。

附則第五条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に改め、同条第二項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第七条」に、「附則第三条第二項に規定する」を「別に」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に、「前各項」を「前三項」に、「附則第三条第三項に規定する」を「別に」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に、「附則第三条第四項に規定する」を「別に」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の四項を加える。

6　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第五号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは、「、取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

7　第二項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

8　第四項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

9　第五項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

附則第六条を次のように改める。

（資産運用・保険監督局の所掌事務の特例）

第六条　資産運用・保険監督局は、第八条に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの（同法第六十四条から第六十九条までに規定するものに限る。附則第十二条において同じ。）並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものをつかさどる。ただし、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除く。

附則第七条を削る。

附則第八条の見出し中「総務課」を「信用課」に改め、同条中「総務課」を「信用課」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第九条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条第二項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第十九条」を「第二十条」に、「附則第三条第二項」を「附則第五条第二項」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第十号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは、「、取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

附則第九条に次の三項を加える。

4　附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

5　附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

6　附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「附則第三条第三項」を「附則第五条第四項」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局総務課の所掌に属するもの並びに銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条第二項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「附則第三条第四項」を「附則第五条第五項」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局総務課の所掌に属するもの並びに銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条を附則第九条とし、附則に次の三条を加える。

（銀行・証券監督局参事官の職務の特例）

第十条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、銀行等保有株式取得機構を含むものとする。

2　附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3　附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4　附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

（検査監理官の職務の特例）

第十一条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、第二十五条第一項中「検査並びに」とあるのは「検査」と、「実施する検査」とあるのは「実施する検査並びに銀行等保有株式取得機構に対する検査」とする。

2　附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3　附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4　附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

（資産運用・保険監督局郵政金融課の所掌事務の特例）

第十二条　資産運用・保険監督局郵政金融課は、第三十条に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものをつかさどる。ただし、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除く。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年八月七日から施行する。

（企業会計審議会令の一部改正）

第二条　企業会計審議会令（昭和二十七年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

（金融危機対応会議令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改める。

一　金融危機対応会議令（平成十二年政令第二百六十号）第三条

二　金融機能強化審査会令（平成十六年政令第二百四十一号）第二条

三　事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第十九条

（自動車損害賠償責任保険審議会令の一部改正）

第四条　自動車損害賠償責任保険審議会令（平成十二年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「監督局」を「資産運用・保険監督局」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三条第一項に規定する監督総括審議官、政策立案総括審議官若しくは審議官又は同令第四条第一項に規定する公文書監理官若しくは参事官

第十三条第一項第九号中「審判官」の下に「、金融庁組織令第三条第一項に規定する監督総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官並びに同令第四条第一項に規定する公文書監理官及び参事官」を加える。

第十五条第一項第五号中「、同条第二項に規定する職」を削り、同項第九号中「金融庁長官」の下に「、金融国際審議官」を加える。

別表第一金融庁の項の下欄を次のように改める。

金融庁（企画市場局、銀行・証券監督局、資産運用・保険監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を除く。）	金融庁長官　金融国際審議官　金融庁の次長
企画市場局	
銀行・証券監督局	
資産運用・保険監督局	
証券取引等監視委員会に置かれる事務局	
公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	

別表第二金融庁の項を次のように改める。

金融庁企画市場局　銀行・証券監督局　資産運用・保険監督局　証券取引等監視委員会　公認会計士・監査審査会	金融庁長官　金融国際審議官　金融庁の次長

（罰則に関する経過措置）

第六条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十七号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第九条第三号中「、情報通信機器」を「並びに情報通信機器」に、「、福祉用具及び」を「及び福祉用具並びにこれら以外の機械器具（自動車、特殊自動車、産業車両及び航空機を除く。）でロボットであるもの並びに」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

第七十四条第四号を削る。

第八十条中「情報技術利用促進課」を「情報処理システム開発・ロボット課」に改める。

第八十二条第一号中「及び情報技術利用促進課」を削り、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関すること。

三　情報処理技術者試験の実施その他情報処理の促進に必要な知識及び技術の向上に関すること。

第八十二条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、情報処理の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第八十四条を次のように改める。

（情報処理システム開発・ロボット課の所掌事務）

第八十四条　情報処理システム開発・ロボット課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌事務のうち情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関すること。

二　第九条第三号及び第十五号に掲げる事務であって、次に掲げる物資でロボットであるものに関するものに関すること。

工作機械、繊維工業用機械、鉱山用機械、化学工業用機械、合成樹脂加工機械、建設土木用機械、荷役運搬用機械、印刷製本機械、包装荷造機械、ミシンその他鉱工業用機械

農業機械器具、水産機械、林産機械、食料品加工機械、蚕糸機械、醸造機械、たばこ製造機械及び製材木工機械

重電機器以外の電気機器

半導体生産装置

三　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

第八十五条第一号中「電気機器（重電機器」を「重電機器以外の電気機器（ロボットであるもの」に改め、「半導体生産装置」の下に「（ロボットであるものを除く。）」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附　則

この政令は、令和八年八月五日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の三のロの⑵中「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に改める。

別表第一の第一の五のハの⑵中「イクタルルス科」を「アメリカなまず科」に改める。

別表第一の第一の五のくの⑴の1の項中「*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）」を「*Lepomis*属（ブルーギル属）全種」に改める。

別表第一の第一の五のへの⑹中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、1の項として次の一項を加える。

1	*Coreoperca*属（オヤニラミ属）に属する種のうち*Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの

別表第一の第一の五のへ中⑹を⑺とし、⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　ペルキクティス科	
1	*Maccullochella peelii*（マーレーコッド）
2	*Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）

別表第二の第一の四のハ中⑴を⑵とし、⑴として次のように加える。

⑴　サンフィッシュ科	
1	*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する種	*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する他の種

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令の改正により新たに特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）となる同項に規定する外来生物の飼養等（同法第一条に規定する飼養等をいう。以下同じ。）をしている者は、この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同法第四条の規定にかかわらず、引き続き当該外来生物の飼養等をすることができる。その者が、その期間内に同法第五条第一項の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

条約

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約をここに公布する。

御名　御璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十八号

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約

日本国及びカナダ（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の効果的な措置により、両国において犯罪と戦うための二国間協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　趣旨、目的及び共助の範囲

1　各締約国は、他方の締約国における犯罪に関する捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。「他方の締約国における犯罪」とは、日本国に関しては、日本国の法令によって罰することができる犯罪をいい、カナダに関しては、カナダ議会の法律又はカナダの州若しくは準州の立法機関の法律によって創設された犯罪をいう。

2　共助には、次の措置をとることを含む。

(a)　証言又は供述の取得

(b)　映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた証言又は供述の取得を可能とすること。

(c)　証拠となる書類、記録その他の物（以下「物件」という。）の取得（捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）

(d)　人、物件又は場所の見分（捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）

(e)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(f)　被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(g)　捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達

(h)　拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であって、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのもの

(i)　刑事手続に関する文書の送達

(j)　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(k)　被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で決定されたもの

3　被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

4　この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を取得し、若しくは排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条　中央当局

1　各締約国は、この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。カナダについては、中央当局は、カナダ司法大臣又は同大臣が指定する者とする。

2　この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3　両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。その連絡については、信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）により行うことができる。

第三条　共助の拒否事由

1　被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a)　被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(b)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(c)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為について、自国の重要な利益を害するおそれがある刑罰が請求国の法令の下で科され得ると認める場合。ただし、被請求国は、両締約国が請求された共助を実施するための条件について決定し、及び請求国が当該条件を満たす場合には、当該共助を実施することができる。

(d)　被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(e)　被請求国が、共助の請求が何人かをその者の人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見、性、性的指向、言語、皮膚の色、年齢若しくは精神的若しくは身体的な障害を理由に訴追し若しくは処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があると認める場合

(f)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であって、請求された共助の実施に当たり自国の法令に基づく裁判所の命令その他の強制措置が必要であると認めるとき。

2　被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条　共助の請求の形式及び内容

1　請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国の中央当局が求めるときは、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。

2　共助の請求及び補助的な文書には、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。公用語は、日本国については、日本語とし、カナダについては、英語及びフランス語とする。

3　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(a)　権限のある当局（共助の請求に係る捜査、訴追その他の刑事手続について責任を有する捜査機関、訴追機関又は司法機関をいう。）の名称

(b)　捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる事実及び被請求国の中央当局が求める場合には、当該事実を裏付ける証拠の要約

(c)　捜査、訴追その他の刑事手続の内容及び段階

(d)　請求国の関係法令の条文

(e)　請求する共助の内容についての説明

(f)　請求する共助の目的（被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求において求めるものが被請求国の領域内に所在し、及び捜査、訴追その他の刑事手続に関連すると信ずるに足りる証拠上の根拠を含む。）についての説明

4　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(a)　証言、供述若しくは物件の提出が求められている者又は請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる者の特定、国籍及び所在地に関する情報

(b)　証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明

(c)　証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表

(d)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(e)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(f)　人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(g)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(h)　送達を受けるべき者の特定及び所在地、当該者と刑事手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(i)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明

(j)　請求する共助に関する証明書の要求及び当該要求の理由

(k)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(l)　該当する場合には、捜査又は訴追の対象となる事件の知識を有する被請求国における公務員の氏名及び連絡先の詳細

(m)　請求する共助の実施について請求国が求める期限及び当該期限の理由

(n)　請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

5　被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条　請求された共助の実施

1　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国は、当該共助を実施するためにあらゆる合理的な措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、可能な場合には、共助の請求において示された方法により当該共助を実施する。

3　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国の重要な利益を害し、又は自国における進行中の捜査、訴追その他の刑事手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、当該実施を保留する決定につき速やかに通報するものとし、自国が一定の条件を付して当該共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4　被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。

5　被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

6　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

7　被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。

8　被請求国は、請求国が書類又は記録の原本又は写しの提供を明示的に要請し、及びこれらの原本又は写しを求める理由を説明する場合を除くほか、当該書類又は記録の認証謄本又は電子版を提供することができる。被請求国は、当該書類又は記録の原本又は写しの提供の要請に従うよう最善の努力を払う。

9　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、提供される物件を請求国の法令に基づき刑事手続において証拠とし得るものとするため、請求国が定める様式により、又は請求国が定める証明書若しくは陳述書を添付して、当該物件を提供する。

10　被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条　費用

1　被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2　1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国が負担する。

(a)　鑑定人に支払う手数料

(b)　翻訳、通訳及び記録に要する費用

(c)　第十条、第十五条及び第十六条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費

3　両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条　使用制限及び秘密性

1　請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の刑事手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を開示し、又は使用してはならない。この1の規定は、請求国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような当該物件を開示することを妨げるものではない。この場合において、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局に対してその開示に先立って通報し、及び要請があったときは、被請求国の中央当局と協議する。請求国の中央当局は、例外的にその通報を事前に行うことができなかった場合には、被請求国の中央当局に対して遅滞なくその開示について通報する。

2　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

第八条　物件の輸送、保管及び返還

1　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3　請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を改変するおそれ又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条　証言又は供述の取得

1　被請求国は、請求国の請求により、証言又は供述を取得する。被請求国は、証人の証言又は供述の取得のための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該公務員が証言又は供述の提出を求められている者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。請求国の公務員は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員以外の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認め、及びその立会いの条件を定めることができる。

第十条　ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること

1　請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の捜査、訴追その他の刑事手続において必要であるときは、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。両締約国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するため、並びにビデオ会議を通じた聴取に適用される条件及び方法を相互に決定するために協議する。

2　両締約国間で別段の決定を行う場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

(a)　被請求国は、聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を容易にするために当該者を招請する。

(b)　請求国は、必要に応じ、被請求国の関係当局又は聴取される者の要請により、当該関係当局又は当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(c)　聴取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則及び両締約国間で相互に決定した条件に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(d)　被請求国の関係当局は、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。当該関係当局は、当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件が尊重されていないと認める場合には、当該聴取が当該基本原則及び当該条件に従って行われることを確保するため、当該聴取への介入並びに当該聴取の延期及び打切りを含む必要な措置を直ちにとる。

(e)　両締約国は、自国の法令に基づき聴取される者に与えられる証言を行わない権利を確保し、及び両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置をとる。

第十一条　物件の取得

1　被請求国は、請求国の請求により、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（捜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、適当と認める場合には、物件の取得に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十二条　人、物件又は場所の見分

1　被請求国は、請求国の請求により、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、適当と認める場合には、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

2　被請求国は、適当と認める場合には、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十三条　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十四条　公務員の保有する物件の提供

1　被請求国は、請求国の請求により、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2　被請求国は、請求国の請求により、自国の裁量によって、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手できないものの全部又は一部を、適当と認める条件に従い、請求国に提供することができる。

第十五条　出頭の招請の伝達

1　被請求国は、請求国の請求により、自国に所在し、捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し、当該者が招請されていることを書面により伝達する。

2　請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に基づき、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

3　この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認を与える場合は、この限りでない。

4　この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し3の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　当該者が、自らの出頭が必要でなくなった旨を権限のある当局によって書面により通知され、及び請求国から離れなかった場合にあっては、その通知の時から十五日が経過した時

(b)　当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c)　当該者が、出頭期日に権限のある当局に出頭せず（やむを得ない事情によるときを除く。）、及び請求国を離れなかった場合にあっては、当該出頭期日から十五日が経過した時

5　請求国の中央当局は、保護措置が4の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

6　この条の規定の下で請求国の権限のある当局に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条　拘禁されている受刑者の一時的な移送

1　証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のため、被請求国によって拘禁されている受刑者の身柄が請求国の領域内に所在することが求められる場合には、被請求国は、その目的のため、当該受刑者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であって、当該受刑者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認するときに限る。

2　請求国は、次のことを行う。

(a)　被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従って身柄を移された者を拘禁すること。

(b)　両締約国の中央当局による事前の決定その他の決定に従い、1の規定に従って身柄を移された者を被請求国に直ちに送還すること。

3　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、請求国によって拘禁された期間中、引き続き被請求国において刑に服していたものとみなす。

4　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。

5　この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条　文書の送達

1　文書の送達に係る共助の請求には、送達される文書の被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。

2　被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施するものとし、請求国に対して送達の証明（送達が実施された日付、場所及び方法を含む。）を送付する。

3　共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

4　この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の権限のある当局への出頭を求めるものに従わない者は、共助の請求又は当該裁判上の文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十八条　犯罪の収益又は道具

1　被請求国は、請求国の請求により、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2　被請求国の法令が要求する場合には、1に規定する没収又は保全に係る共助の請求には、裁判所による没収又は保全の命令の認証謄本を添付する。

3　犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具を請求国に移転することができる。

第十九条　他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十条　協議

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十一条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十二条　効力発生、改正及び終了

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　この条約は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。

4　各締約国は、他方の締約国に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

5　被請求国は、その裁量によって、この条約の規定に従い、この条約の終了の通告の後、その終了の効力発生の日までに受領した共助の請求を処理することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十五年十二月十二日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために
　山野内勘二
カナダのために
　シャリーン・カーティス＝ミカレフ

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

TREATY BETWEEN JAPAN AND CANADA ON MUTUAL LEGAL ASSISTANCE IN CRIMINAL MATTERS

Japan and Canada (hereinafter referred to as “the Parties”),

Desiring to improve bilateral cooperation to fight crime in both countries through effective measures of mutual legal assistance in criminal matters,

Have agreed as follows:

Article 1
Object, purpose and scope of assistance

1. Each Party shall, upon request by the other Party, provide mutual legal assistance (hereinafter referred to as “assistance”) in connection with investigations, prosecutions and other criminal proceedings in relation to the offences in the other Party in accordance with the provisions of this Treaty. The term “offences in the other Party” means, in relation to Japan, offences punishable by the laws of Japan, and in relation to Canada, offences created by a law of Parliament or by a law of the legislature of a province or territory of Canada.

2. Assistance shall include the following:

(a) taking testimony or statements;

(b) enabling the taking of testimony or statements by videoconference;

(c) obtaining documents, records or articles of evidence (hereinafter referred to as “items”), including through the execution of search and seizure or other court order;

(d) examining persons, items or places, including through the execution of search and seizure or other court order;

(e) locating or identifying persons, items or places;

(f) providing items in the possession of the legislative, administrative or judicial authorities of the requested Party, as well as the local authorities thereof;

(g) presenting an invitation to a person whose appearance in the requesting Party is sought for the purpose of an investigation, prosecution or other criminal proceeding;

(h) temporary transfer of a sentenced person in custody for testimony or otherwise assisting in an investigation, prosecution or other criminal proceeding;

(i) serving documents related to criminal proceedings;

(j) assisting in proceedings related to confiscation and immobilization of proceeds or instrumentalities of criminal offences; and

(k) any other assistance permitted under the laws of the requested Party and decided upon between the Central Authorities of the Parties.

3. Except as otherwise provided for in this Treaty, assistance shall be provided without regard to whether the conduct that is the subject of the investigation, prosecution or other criminal proceeding in the requesting Party would constitute a criminal offence under the laws of the requested Party.

4. This Treaty is intended solely for assistance between the Parties. The provisions of this Treaty neither create a new right nor affect a pre-existing right on the part of a private person to impede the execution of a request or to obtain, suppress or exclude any evidence.

Article 2
Central Authorities

1. Each Party shall designate the Central Authority responsible for the administration and implementation of this Treaty, as provided for in this Treaty. For Japan, the Central Authority shall be the Minister of Justice or the National Public Safety Commission, or persons designated by them. For Canada, the Central Authority shall be the Minister of Justice of Canada or persons designated by that Minister.

2. Requests for assistance under this Treaty shall be made by the Central Authority of the requesting Party to the Central Authority of the requested Party.

3. The Central Authorities of the Parties shall communicate directly with one another for the purposes of this Treaty. Such communications may be conducted through reliable means of communication, including through electronic means.

Article 3
Grounds for refusal of assistance

1. The Central Authority of the requested Party may refuse assistance if the requested Party considers that:

(a) the request relates to a political offence;

(b) the execution of the request would impair its sovereignty, security, public order or other essential interests;

(c) the conduct that is the subject of the investigation, prosecution or other criminal proceeding in the requesting Party is punishable by a penalty under the laws of the requesting Party that would impair the essential interests of the requested Party. The requested Party may nevertheless provide the assistance sought if the Parties decide on the conditions under which the assistance may be provided and the requesting Party meets those conditions;

(d) the request does not conform to the requirements of this Treaty;

(e) there are well-founded reasons to believe that the request for assistance has been made with a view to prosecuting or punishing a person by reason of that person's race, religion, nationality, ethnic origin, political opinions, sex, sexual orientation, language, colour, age or mental or physical disability, or that the person's position may be prejudiced for any of those reasons; or

(f) the conduct that is the subject of the investigation, prosecution or other criminal proceeding in the requesting Party would not constitute a criminal offence under the laws of the requested Party, and the execution of the request would require a court order or other compulsory measures under the laws of the requested Party.

2. Before refusing assistance pursuant to paragraph 1, the Central Authority of the requested Party shall consult with the Central Authority of the requesting Party when the requested Party considers that assistance may be provided subject to certain conditions. If the requesting Party accepts such conditions, the requesting Party shall comply with them.

3. If assistance is refused, the Central Authority of the requested Party shall inform the Central Authority of the requesting Party of the reasons for the refusal.

Article 4
Form and content of requests for assistance

1. The Central Authority of the requesting Party shall make a request for assistance in writing. However, the Central Authority of the requesting Party may make a request by any other reliable means of communication, including by electronic means, if the Central Authority of the requested Party considers it appropriate to receive a request by those means. In such cases, the Central Authority of the requesting Party shall provide supplementary confirmation of the request in writing promptly thereafter, if the Central Authority of the requested Party so requires.

2. A request and any supporting documents shall be accompanied by a translation into one of the official languages of the requested Party, unless otherwise decided between the Central Authorities of the Parties. For Japan, the official language is Japanese. For Canada, the official languages are English and French.

3. A request shall include the following:

(a) the name of the competent authority, which means an investigative, prosecutorial or judicial authority with the responsibility for the investigation, prosecution or other criminal proceeding to which the request relates;

(b) the alleged facts pertaining to the subject of the investigation, prosecution or other criminal proceeding and, if the Central Authority of the requested Party so requires, a summary of the evidence supporting the alleged facts;

(c) the nature and the stage of the investigation, prosecution or other criminal proceeding;

(d) the text of the relevant laws of the requesting Party;

(e) a description of the assistance requested; and

(f) a description of the purpose for which assistance is requested, including, if the Central Authority of the requested Party so requires, the evidentiary basis to believe that what is sought in the request is located in the territory of the requested Party and is relevant to the investigation, prosecution or other criminal proceeding.

4. To the extent necessary and possible, a request shall also include the following:

(a) information on the identity, nationality and location of any person from whom testimony, statements or items are sought, or any person who is the subject of the investigation, prosecution or other criminal proceeding in the requesting Party;

(b) a description of the manner in which testimony, statements or items are to be obtained or recorded;

(c) a list of questions to be asked of the person from whom testimony or statements are sought;

(d) a precise description of persons or places to be searched and of items to be sought;

(e) information regarding persons, items or places to be examined;

(f) a description of the manner in which an examination of persons, items or places is to be conducted and recorded, including the format of any written record to be made concerning the examination;

(g) information regarding persons, items or places to be located or identified;

(h) information on the identity and location of a person to be served, the person's relationship to the criminal proceedings and the manner in which service is to be made;

(i) a description of any particular procedure to be followed in executing the request;

(j) any certification requirement in relation to the assistance sought and the reason for such a requirement;

(k) a description of the reasons for confidentiality concerning the request;

(l) where applicable, the names and contact details of officials in the requested Party who have knowledge of the matter under investigation or prosecution;

(m) the time limit within which the requesting Party seeks the execution of the request and the reasons for such a time limit; and

(n) any other information that should be brought to the attention of the requested Party to facilitate the execution of the request.

5. If the requested Party considers that the information contained in a request for assistance is not sufficient to meet the requirements under this Treaty to enable the execution of the request, the Central Authority of the requested Party may request that additional information be provided.

Article 5
Execution of requests for assistance

1. The requested Party shall promptly execute a request for assistance in accordance with the relevant provisions of this Treaty. The requested Party shall take every reasonable measure to execute the request.

2. The requested Party shall execute a request in the manner or in accordance with the procedure provided for by the laws of the requested Party. To the extent that it is not contrary to the laws of the requested Party and, if possible, the requested Party shall execute the request in the manner specified in the request.

3. If the execution of a request is deemed to impair the essential interests of the requested Party or to interfere with an ongoing investigation, prosecution or other criminal proceeding in the requested Party, the Central Authority of the requested Party may postpone the execution of the request. The Central Authority of the requested Party shall promptly inform the Central Authority of the requesting Party of the decision to postpone the execution of the request, and shall consult with the Central Authority of the requesting Party when the requested Party considers that the request can be executed subject to certain conditions. If the requesting Party accepts such conditions, the requesting Party shall comply with them.

4. The requested Party shall make best efforts to keep confidential the fact that a request has been made, the contents of a request, the outcome of the execution of a request and other relevant information concerning the execution of a request, if such confidentiality is requested by the Central Authority of the requesting Party.

5. If a request cannot be executed without disclosure of such information, the Central Authority of the requested Party shall so inform the Central Authority of the requesting Party, which shall then determine whether the request should nevertheless be executed.

6. The Central Authority of the requested Party shall respond to reasonable inquiries by the Central Authority of the requesting Party concerning the status of the execution of a request.

7. The Central Authority of the requested Party shall promptly inform the Central Authority of the requesting Party of the result of the execution of a request, and shall provide the Central Authority of the requesting Party with the testimony, statements or items obtained as a result.

8. The requested Party may provide certified true copies of documents or records, or their electronic versions, unless the requesting Party expressly requests originals or paper copies, and explains the reason for requiring the originals or paper copies. The requested Party shall make best efforts to comply with a request for originals or paper copies of the documents or records.

9. To the extent permitted by the laws of the requested Party, the requested Party shall provide items in a form or accompanied by a certification or statement as may be specified by the requesting Party in order to make the items admissible in evidence in criminal proceedings in accordance with the laws of the requesting Party.

10. If a request cannot be executed in whole or in part, the Central Authority of the requested Party shall inform the Central Authority of the requesting Party of the reasons therefor.

Article 6
Costs

1. The requested Party shall bear all costs related to the execution of a request, unless otherwise decided between the Central Authorities of the Parties.

2. Notwithstanding paragraph 1, the requesting Party shall bear:

(a) the fees of an expert witness;

(b) the costs of translation, interpretation and transcription; and

(c) the allowances and expenses related to the travel of persons pursuant to Articles 10, 15 and 16.

3. If it becomes apparent that costs of an extraordinary nature are required to execute a request, the Central Authorities of the Parties shall consult to determine the conditions under which the request may be executed.

Article 7
Limitations on use and confidentiality

1. The requesting Party shall not disclose or use any testimony, statements or items provided under this Treaty other than in the investigation, prosecution or other criminal proceeding described in the request without the prior consent of the Central Authority of the requested Party. Nothing in this paragraph shall prevent the requesting Party from disclosing in its proceedings the said testimony, statements or items that are exculpatory to an accused person. In the latter case, the Central Authority of the requesting Party shall notify the Central Authority of the requested Party prior to the disclosure and, if so requested, consult with the Central Authority of the requested Party. If, in an exceptional case, advance notice is not possible, the Central Authority of the requesting Party shall inform the Central Authority of the requested Party of the disclosure without delay.

2. The Central Authority of the requested Party may request that testimony, statements or items provided under this Treaty be kept confidential or be used only subject to other conditions that the Central Authority of the requested Party may specify. If the requesting Party agrees to such confidentiality or accepts such conditions, it shall comply with them.

Article 8
Transport, maintenance and return of items

1. The Central Authority of the requested Party may request that the requesting Party transport and maintain items provided under this Treaty in accordance with the conditions specified by the Central Authority of the requested Party, including the conditions deemed necessary to protect third-party interests in the items to be transferred.

2. The Central Authority of the requested Party may request that the requesting Party return any items provided under this Treaty in accordance with the conditions specified by the Central Authority of the requested Party, after such items have been used for the purpose described in the request.

3. The requesting Party shall comply with a request made pursuant to paragraph 1 or 2. When such a request has been made, the requesting Party shall not examine the items without the prior consent of the Central Authority of the requested Party if the examination could alter or impair the items.

Article 9
Taking testimony or statements

1. At the request of the requesting Party, the requested Party shall take testimony or statements. The requested Party shall employ compulsory measures in order to take testimony or a statement of a witness, if such measures are necessary and the request includes information justifying those measures under the laws of the requested Party.

2. The requested Party shall make best efforts to make possible the presence of officials of the requesting Party during the execution of a request for taking testimony or statements as specified in that request, and to allow those officials to question the person from whom testimony or a statement is sought. If such direct questioning is not permitted, the officials of the requesting Party shall be allowed to submit questions to be posed to the person from whom testimony or a statement is sought.

3. The requested Party may allow the presence of other persons during the execution of the request as specified in the request, and may specify the terms and conditions of their presence.

Article 10

Enabling the taking of testimony or statements by videoconference

1. If a person is in the requested Party and has to be heard as a witness or an expert witness by the competent authority of the requesting Party, the requested Party may enable testimony or a statement to be taken from that person by that competent authority by videoconference, if such a hearing is necessary for the investigation, prosecution or other criminal proceeding in the requesting Party. The Parties shall consult, if necessary, in order to facilitate the resolution of any legal, technical or logistical issues that may arise in the execution of the request for assistance and to mutually determine the conditions and manner applicable to the hearing by videoconference.

2. The following rules shall apply to the hearing by videoconference unless otherwise decided between the Parties:

(a) the requested Party will identify the person to be heard and invite the person to facilitate their appearance;

(b) at the request of the relevant authority of the requested Party or the person to be heard, the requesting Party will ensure, if necessary, that the relevant authority and/or the person are assisted by an interpreter;

(c) the hearing will be conducted directly by, or under the direction of, the competent authority of the requesting Party in accordance with its own laws, the fundamental principles of the law of the requested Party and the conditions and terms mutually determined between the Parties;

(d) the relevant authority of the requested Party will be present during the hearing, and will observe the hearing. If the relevant authority of the requested Party is of the view that during the hearing the fundamental principles of the law of the requested Party are being infringed, or the conditions and terms mutually determined between the Parties are not being respected, it will immediately take the necessary measures, including an intervention, adjournment or discontinuation of the hearing, to ensure that the hearing is conducted in accordance with the said principles, conditions and terms; and

(e) the Parties will ensure the right not to testify that would accrue to the person to be heard in accordance with their respective laws and will take other measures necessary for the protection of the person as agreed upon between the Parties.

Article 11

Obtaining items

1. At the request of the requesting Party, the requested Party shall obtain items. The requested Party shall employ compulsory measures, including search and seizure, in order to obtain items, if such measures are necessary and the request includes information justifying those measures under the laws of the requested Party.

2. The requested Party may, if it deems it appropriate, permit the presence of persons from the requesting Party during the execution of a request for obtaining items, as specified in that request.

Article 12

Examining persons, items or places

1. At the request of the requesting Party, the requested Party shall examine persons, items or places. The requested Party shall employ compulsory measures in order to examine persons, items or places, if such measures are necessary and the request includes information justifying those measures under the laws of the requested Party.

2. The requested Party may, if it deems it appropriate, permit the presence of persons from the requesting Party during the execution of a request for examining persons, items or places, as specified in that request.

Article 13

Locating or identifying persons, items or places

At the request of the requesting Party, the requested Party shall make best efforts to locate or identify persons, items or places.

Article 14

Providing items in the possession of public officials

1. At the request of the requesting Party, the requested Party shall provide the requesting Party with items that are in the possession of the legislative, administrative or judicial authorities of the requested Party as well as the local authorities thereof and that are available to the general public.

2. At the request of the requesting Party, the requested Party may, in its discretion, provide the requesting Party, in whole or in part, or subject to such conditions as it deems appropriate, with items that are in the possession of the legislative, administrative or judicial authorities of the requested Party as well as the local authorities thereof and that are not available to the general public.

Article 15

Presenting an invitation to appear

1. At the request of the requesting Party, the requested Party shall present an invitation in writing to a person in the requested Party whose appearance is sought before the competent authority in the requesting Party for the purpose of an investigation, prosecution or other criminal proceeding.

2. The Central Authority of the requesting Party shall inform the Central Authority of the requested Party of the extent to which the allowances and expenses for the appearance under paragraph 1 will be paid by the requesting Party. The Central Authority of the requested Party shall, upon request, promptly inform the Central Authority of the requesting Party of the response of the person whose appearance is sought.

3. A person whose appearance is sought before the competent authority in the requesting Party under this Article shall not be subject to detention or any restriction of personal liberty in the territory of the requesting Party by reason of any conduct or conviction that precedes the departure from the requested Party of the person, nor shall the person be obliged to give testimony, statements or items in any proceeding or to assist in any proceeding other than the criminal proceeding which is specified in the request, unless the person consents and the approval of the Central Authorities of the Parties is given.

4. The safe conduct provided in accordance with paragraph 3 to the person whose appearance is sought before the competent authority in the requesting Party under this Article shall cease when:

(a) fifteen (15) days have passed since the person was notified in writing by the competent authority that the appearance of the person is no longer necessary, and the person has not left the requesting Party;

(b) the person, having left the requesting Party, voluntarily returns to it; or

(c) fifteen (15) days have passed since the scheduled appearance date of the person who failed to appear before the competent authority on that date due to reasons other than those arising out of circumstances beyond their control, and the person has not left the requesting Party.

5. When the safe conduct ceases pursuant to paragraph 4, the Central Authority of the requesting Party shall so inform the Central Authority of the requested Party without delay.

6. A person who does not appear before the competent authority in the requesting Party under this Article shall not, by reason thereof, be liable to any penalty or be subjected to any compulsory measure in the requesting Party, notwithstanding any contrary statement in the request or a document related to the appearance of the person.

Article 16
Temporary transfer of sentenced persons in custody

1. A sentenced person in the custody of the requested Party whose presence in the territory of the requesting Party is sought for the purpose of testimony or otherwise assisting in an investigation, prosecution or other criminal proceeding shall be temporarily transferred for those purposes to the requesting Party, if the person consents and if the Central Authorities of the Parties give their approval, when permitted under the laws of the requested Party.

2. The requesting Party shall:

(a) keep the person transferred pursuant to paragraph 1 in the custody of the requesting Party, unless permitted by the requested Party to do otherwise; and

(b) immediately return the person transferred to the requested Party, as decided beforehand, or as otherwise decided between the Central Authorities of the Parties.

3. The person transferred to the requesting Party pursuant to this Article shall be deemed to be continuing to serve their sentence in the requested Party during the period spent in the custody of the requesting Party.

4. The person transferred to the requesting Party pursuant to this Article shall enjoy the safe conduct provided for in Article 15 in the requesting Party until the transferred person's return to the requested Party.

5. A person who does not consent to be transferred pursuant to this Article shall not, by reason thereof, be liable to any penalty or be subjected to any compulsory measure in the requesting Party, notwithstanding any contrary statement in the request or a document related to the appearance of the person.

Article 17
Service of documents

1. A request for service of documents shall be accompanied by a translation of the document to be served into one of the official languages of the requested Party.

2. The requested Party shall effect service of documents related to criminal proceedings that are transmitted to it for this purpose by the requesting Party, and shall transmit proof of service, including the date, place and manner of service, to the requesting Party.

3. Where a request concerns service of a judicial document requiring the appearance of a person before the competent authority in the requesting Party, the request shall be received by the requested Party not less than fifty (50) days before the scheduled appearance date. In urgent cases, the requested Party may waive this requirement.

4. A person who does not comply with a judicial document requiring the appearance of the person before the competent authority in the requesting Party served pursuant to this Article shall not, by reason thereof, be liable to any penalty or be subjected to any compulsory measure in the requesting Party, notwithstanding any contrary statement in the request or that judicial document.

Article 18
Proceeds or instrumentalities of criminal offences

1. At the request of the requesting Party, the requested Party shall assist, to the extent permitted by its laws, in proceedings related to the confiscation of the proceeds or instrumentalities of criminal offences. Such assistance may include action to temporarily immobilize the proceeds or instrumentalities pending confiscation proceedings.

2. A request for the confiscation or immobilization described in paragraph 1 shall be accompanied by a certified true copy of a court order imposing confiscation or immobilization, if the laws of the requested Party so require.

3. The requested Party that has custody over proceeds or instrumentalities of criminal offences may transfer such proceeds or instrumentalities to the requesting Party, to the extent permitted by the laws of the requested Party and upon such conditions as it deems appropriate.

Article 19
Relation to other instruments

Nothing in this Treaty shall prevent either Party from requesting assistance from or providing assistance to the other Party in accordance with other international agreements, arrangements or its laws that may be applicable.

Article 20
Consultations

1. The Central Authorities of the Parties shall hold consultations as required for the purpose of facilitating speedy and effective assistance under this Treaty, and may decide on such measures as may be necessary for this purpose.

2. The Parties shall, if necessary, hold consultations on any matter that may arise in the interpretation or implementation of this Treaty.

Article 21
Headings

The headings of the Articles of this Treaty are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Treaty.

Article 22
Entry into force, amendment and termination

1. This Treaty shall enter into force on the thirtieth (30th) day after the date on which the Parties exchange diplomatic notes informing each other that their respective internal procedures necessary to give effect to this Treaty have been completed.

2. This Treaty shall apply to any request for assistance presented on or after the date upon which this Treaty enters into force, whether the acts relevant to the request were committed before, on or after that date.

3. This Treaty may be amended by written agreement between the Parties.

4. Each Party may terminate this Treaty at any time by giving written notice to the other Party. Such termination shall be effective six months after the date of such notice.

5. Following the notice of termination of this Treaty, the requested Party may, in its discretion, process requests that have been received prior to the effective date of termination of this Treaty in accordance with the terms of this Treaty.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Treaty.

DONE in duplicate, at Ottawa, on the 12th day of December 2025, in the Japanese, English and French languages, all texts being equally authentic.

FOR JAPAN:

Kanji Yamanouchi

FOR CANADA:

Shalene Curtis-Micallef

府　令

○内閣府令第六十七号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月五日　　内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この府令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府令第六十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月五日　　内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則の一部を改正する内閣府令

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この府令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府令第六十九号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月五日　　内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第六条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（会計の原則） **第六条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府令第七十号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十七条の規定に基づき、金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月五日　　内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　局に属しない課（第一条―第四条）	第一節　総合政策局（第一条―第五条）
第二節　企画市場局（第五条―第八条）	第二節　企画市場局（第六条―第八条）
第三節　銀行・証券監督局（第九条―第十二条）	第三節　監督局（第九条―第十四条の二）
第四節　資産運用・保険監督局（第十三条―第十八条）	第二章　証券取引等監視委員会の事務局（第十五条―第二十三条）
第二章　証券取引等監視委員会の事務局（第十九条―第二十七条）	第三章　金融庁顧問（第二十四条）
第三章　金融庁顧問（第二十八条）	附則
附則	**第一章**　内部部局
第一章　内部部局	**第一節**　総合政策局
第一節　局に属しない課	（管理室等及び企画官等）
（管理室等及び企画官等）	**第一条**　［同上］
第一条　［略］	［2～7　同上］
［2～7　略］	8　管理予算調整官は、命を受けて、管理室の所掌事務のうち金融庁の機構及び定員並びに金融庁の所掌に係る経費及び収入の予算並びに会計に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
8　管理予算調整官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち金融庁の機構及び定員並びに金融庁の所掌に係る経費及び収入の予算並びに会計に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	9　監査専門官は、命を受けて、管理室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る会計の監査に関する専門的事項に係る事務に従事する。
9　監査専門官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る会計の監査に関する専門的事項に係る事務に従事する。	10　情報企画調整官は、命を受けて、情報化統括室の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
10　情報企画調整官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち第四項各号に掲げる事務に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	11　業務情報化戦略調整官は、命を受けて、情報化統括室の所掌事務のうち金融庁の情報システムの整備及び管理に関する計画の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
11　業務情報化戦略調整官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち金融庁の情報システムの整備及び管理に関する計画の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	12　情報セキュリティ分析専門官は、命を受けて、情報化統括室の所掌事務のうち金融庁の情報システムのセキュリティに関する専門的な情報の収集及び分析に従事する。
12　情報セキュリティ分析専門官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち金融庁の情報システムのセキュリティに関する専門的な情報の収集及び分析に従事する。	13　情報セキュリティ対策専門官は、命を受けて、情報化統括室の所掌事務のうち金融庁の情報システムのセキュリティ対策に関する専門的事項に係る事務に従事する。
13　情報セキュリティ対策専門官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち金融庁の情報システムのセキュリティ対策に関する専門的事項に係る事務に従事する。	（国際室及び企画官等）
（企画官等）	**第二条**　総務課に、国際室並びに企画官三人、公文書管理調整官一人、法令審査調整官一人、国会連絡調整官一人、広報企画調整官一人、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人、国際証券規制調整官一人、海外展開推進調整官一人、国際協力調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人を置く。
第二条　文書課に、企画官二人、公文書管理調整官一人、法令審査調整官一人、国会連絡調整官一人及び広報企画調整官一人を置く。	

［項を削る。］

２　企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

３　公文書管理調整官は、命を受けて、文書課の所掌事務のうち公文書類の管理の適正な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

４　法令審査調整官は、命を受けて、文書課の所掌事務のうち法令案の審査に係る調整に関する事務に従事する。

５　国会連絡調整官は、命を受けて、文書課の所掌事務のうち国会との連絡に関し、必要な調整その他重要事項の処理に関する事務に従事する。

６　広報企画調整官は、命を受けて、文書課の所掌事務のうち広報に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（企画官等）

第四条　国際課に、企画官二人、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人、国際証券規制調整官一人、海外展開推進調整官一人、国際協力調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人を置く。

２　国際室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

三　金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち経済上の連携に関する事務の総括に関すること。

四　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

３　国際室に、室長を置く。

４　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

５　公文書管理調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち公文書類の管理の適正な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

６　法令審査調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち法令案の審査に係る調整に関する事務に従事する。

７　国会連絡調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国会との連絡に関し、必要な調整その他重要事項の処理に関する事務に従事する。

８　広報企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち広報に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

９　国際銀行規制調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうちバーゼル銀行監督委員会その他の銀行業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

10　国際保険規制調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち保険監督者国際機構その他の保険業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

11　国際証券規制調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち証券監督者国際機構その他の証券取引制度に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

12　海外展開推進調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち我が国事業者の海外における円滑な事業展開の促進に資する環境の整備に関する重要事項についての調整に関する事務に従事する。

13　国際協力調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

14　金融国際審議官補佐官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうち金融国際審議官の事務を整理する。

（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）

第四条　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調

2　企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

3　国際銀行規制調整官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうちバーゼル銀行監督委員会その他の銀行業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

4　国際保険規制調整官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち保険監督者国際機構その他の保険業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

5　国際証券規制調整官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち証券監督者国際機構その他の証券取引制度に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

6　海外展開推進調整官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち我が国事業者の海外における円滑な事業展開の促進に資する環境の整備に関する重要事項についての調整に関する事務に従事する。

7　国際協力調整官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

8　金融国際審議官補佐官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち金融国際審議官の所掌に係る事務を整理する。

整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、経済安全保障専門官五人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び金融行政相談官一人を置く。

2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

3　情報・分析室に、室長を置く。

4　リスク管理検査室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち重要なものの実施に関する事務をつかさどる。

5　リスク管理検査室に、室長を置く。

6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十五項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

7　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

8　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関すること。

二　令第三条第一項第三十八号ヲに掲げる者の監督に関すること。

9　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室に、室長を置く。

10　金融サービス利用者相談室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務をつかさどる。

11　金融サービス利用者相談室に、室長を置く。

12　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十八号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

13　金融サービス仲介業室に、室長を置く。

14　貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　令第三条第一項第三十八号ホ及びヘに掲げる者の監督に関すること。

二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。

15　貸金業室に、室長を置く。

16　フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　令第三条第一項第三十八号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関すること。

二　電子記録債権の電子記録に関すること。

17　フィンテックモニタリング室に、室長を置く。

18　マクロプルーデンス調整官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務についての調整に関する事務に従事する。

［条を削る。］

19　企画官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

20　資料情報調査官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち検査に係る情報の収集及び管理に関する事務に従事する。

21　システムリスク審査官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうちシステムリスクに係る審査に関する事務に従事する。

22　研修指導官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち検査に従事する職員の訓練に関する事務に従事する。

23　研修相談官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち検査に従事する職員の訓練に関する事務についての次に掲げる事務に従事する。

一　情報システムを活用して行う研修に関すること。

二　財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

24　経済安全保障専門官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する専門的事項に係る事務に従事する。

25　サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、サイバーセキュリティ対策企画調整室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティの確保に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

26　金融行政相談官は、命を受けて、金融サービス利用者相談室の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務のうち専門的事項に係る事務に従事する。

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十六人及び金融証券検査官三百十六人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する（第九条において同じ。）。

一　検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。

二　検査を実施し、並びに統括検査官、特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。

3　統括検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する（第九条において同じ。）。

4　特別検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する（第九条において同じ。）。

5　主任専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する（第九条において同じ。）。

6　専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施する（第九条において同じ。）。

7　金融証券検査官は、命を受けて、検査を実施する（第九条において同じ。）。

8　第二項から前項までの「検査」とは、金融庁が行う検査のうち、企画市場局企業開示課並びに証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会が行う検査を除いたものをいう。

第二節　企画市場局

（保険企画室等及び保険企画専門官）

第五条　総務課に、保険企画室及び調査室並びに保険企画専門官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～5　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

6　保険企画専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第二項各号に掲げる事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（信用機構企画室及び信用法制企画調整官）

第六条　信用課に、信用機構企画室及び信用法制企画調整官一人を置く。

2　信用機構企画室は、信用課の所掌事務のうち預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　信用機構企画室に、室長を置く。

4　信用法制企画調整官は、命を受けて、信用課の所掌事務のうち金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号から第八号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（市場機能強化室等及び市場法制企画調整官等）

第七条　市場課に、市場機能強化室及び暗号資産企画室並びに市場法制企画調整官一人、市場インフラ構築調整官一人、金融取引官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び市場法制専門官一人を置く。

2　市場機能強化室は、市場課の所掌事務のうち金融商品市場その他の金融市場の機能強化に関する制度の企画及び立案並びに必要な連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　市場機能強化室に、室長を置く。

4　暗号資産企画室は、市場課の所掌事務のうち金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に関する事務（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）に関するものに限る。）をつかさどる。

5　暗号資産企画室に、室長を置く。

6　市場法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち令第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

7～11　［略］

（企画官等）

第八条　企業開示課に、企画官二人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。

［2・3　略］

第二節　企画市場局

（信用機構企画室等及び企画官等）

第六条　総務課に、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに企画官一人、信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。

2　信用機構企画室は、総務課の所掌事務のうち預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　信用機構企画室に、室長を置く。

4～7　［同上］

8　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十一号から第十七号まで、第十九号から第二十一号まで及び第二十五号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

10　保険企画専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第六項各号に掲げる事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

［条を加える。］

（市場法制企画調整官等）

第七条　市場課に、市場法制企画調整官一人、市場インフラ構築調整官一人、金融取引官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び市場法制専門官一人を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　市場法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち令第十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

3～7　［同上］

（企画官等）

第八条　企業開示課に、企画官三人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。

［2・3　同上］

4　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十八条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

［５・６　略］

第三節　銀行・証券監督局

［条を削る。］

（監督調査室等及び企画官等）

第九条　総務課に、監督調査室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、金融犯罪対策室、金融サービス利用者相談室、貸金業室、信用機構対応室及び金融仲介企画室並びに企画官三人、マクロプルーデンス調整官一人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人、国際監督調整官一人、資料情報調査官二人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、システムリスク審査官一人、経済安全保障専門官五人、金融行政相談官一人、主任金融仲介調査官一人、金融仲介調査官一人、調査官一人、主任統括検査官五人、統括検査官五人、特別検査官十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任専門検査官一人、専門検査官十六人及び金融証券検査官二百六十一人（うち百三十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　銀行・証券監督事務（令第二十条第一項第三号に規定する銀行・証券監督事務をいう。以下この条において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

二　金融機関等（令第七条第二項に規定する金融機関等をいう。第十四項第二号及び第五号を除き、以下同じ。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［三・四　略］

3　［略］

4　リスク管理検査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち重要なものの実施に関すること。

二　銀行・証券監督事務に従事する職員の訓練並びに監督事務の指導及び監督に関すること。

5　リスク管理検査室に、室長を置く。

6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、総務課の所掌事務のうち複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十七項において同じ。）の確保に関するものに限る。）をつかさどる。

7　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

4　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十七条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

［５・６　同上］

第三節　監督局

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　［同上］

一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この条において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

二　金融機関等（令第三条第二項第二号及び第三号に掲げる者をいう。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［三・四　同上］

3　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

金融犯罪対策室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　金融犯罪対策に関すること（金融機関等に関するものに限る。）。
二　金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関すること（金融機関等に関するものに限る。）。
三　令第七条第一項第三号ナに掲げる者の監督に関すること。
金融犯罪対策室に、室長を置く。
金融サービス利用者相談室は、総務課の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務をつかさどる。
金融サービス利用者相談室に、室長を置く。
貸金業室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　令第七条第一項第三号タ及びレに掲げる者の監督に関すること。
二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。
貸金業室に、室長を置く。
信用機構対応室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］
二　預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせん並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等（同法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。第五号において同じ。）の特定合併等（同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の特定適格性の認定及びあっせんを行うこと。
［三～六　略］
金融仲介企画室は、総務課の所掌事務のうち金融仲介機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
金融仲介企画室に、室長を置く。
企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
マクロプルーデンス調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務についての調整に関する事務に従事する。
主任金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち銀行・証券監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事し、並びに金融情報分析官の行う事務を整理する。
金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち銀行・証券監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事する。
［略］
国際監督調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国際的な銀行・証券監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］
信用機構対応室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　［同上］
二　預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせん並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等（同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の特定適格性の認定及びあっせんを行うこと。
［三～六　同上］
［同上］
［項を加える。］
監督企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
［項を加える。］
主任金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事し、並びに金融情報分析官の行う事務を整理する。
金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事する。
［同上］
国際監督調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

資料情報調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち検査に係る情報の収集及び管理に関する事務に従事する。

研修指導官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち銀行・証券監督事務に従事する職員の訓練に関する事務に従事する。

研修相談官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち銀行・証券監督事務に従事する職員の訓練に関する事務についての次に掲げる事務に従事する。

一　情報システムを活用して行う研修に関すること。

二　財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務（サイバーセキュリティの確保に関するものに限る。）に従事する。

システムリスク審査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうちシステムリスクに係る審査に関する事務に従事する。

経済安全保障専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する専門的事項に係る事務に従事する。

金融行政相談官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務のうち専門的事項に係る事務に従事する。

主任金融仲介調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融仲介機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、並びに金融仲介調査官及び調査官の行う事務を整理する。

金融仲介調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融仲介機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、及び調査官の行う事務を整理する。

調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融仲介機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事する。

主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。

二　検査を実施し、並びに統括検査官、特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。

統括検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに特別検査官、主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。

特別検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに主任専門検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。

主任専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。

専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施する。

金融証券検査官は、命を受けて、検査を実施する。

第三十四項から前項までの「検査」とは、金融庁が行う検査のうち、企画市場局企業開示課並びに資産運用・保険監督局並びに証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会が行う検査を除いたものをいう。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（銀行監督専門官等）

第十条　［略］

（協同組織金融室及び地域銀行調整官）

第十一条　銀行第二課に、協同組織金融室及び地域銀行調整官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～4　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［条を削る。］

（銀行監督専門官等）

第十一条　［同上］

（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等）

第十二条　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人、主任地域金融調査官一人、地域金融調査官一人及び調査官一人を置く。

2　地域金融生産性向上支援室は、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。

4～6　［同上］

7　主任地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、並びに地域金融調査官及び調査官の行う事務を整理する。

8　地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、及び調査官の行う事務を整理する。

9　調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事する。

（損害保険・少額短期保険監督室及び監督企画官等）

第十三条　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに監督企画官一人、保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人、保険業務専門官一人及び保険数理専門官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　損害保険・少額短期保険監督室は、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　保険業を行う者（損害保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第九項に規定する外国損害保険会社等、同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。）及び少額短期保険業者に限る。）

ロ　保険持株会社（その子会社とする保険会社が損害保険会社であるものに限る。）及び保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社

ハ　船主相互保険組合

ニ　損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十八条各号に掲げる保険契約及び少額短期保険業者が保険者となる保険契約に係る保険募集に限る。）

ホ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関

二　自動車損害賠償責任共済に関すること。

三　自動車損害賠償責任保険審議会の庶務に関すること。

3　損害保険・少額短期保険監督室に、室長を置く。

4　監督企画官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（証券監督専門官）

第十二条　［略］

［条を削る。］

第四節　資産運用・保険監督局

（主任統括検査官等）

第十三条　総務課に、主任統括検査官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、特別検査官二十三人、専門検査官三十一人及び金融証券検査官百三十五人（うち六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。

二　検査を実施し、並びに特別検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。

3　特別検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。

4　専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施する。

5　金融証券検査官は、命を受けて、検査を実施する。

6　第二項から前項までの「検査」とは、令第八条第一項第一号及び第六号に掲げる事務において実施する検査のうち、証券取引等監視委員会が行う検査を除いたものをいう。

（資産運用調整官）

第十四条　資産運用課に、資産運用調整官一人を置く。

2　資産運用調整官は、命を受けて、資産運用課の所掌事務のうち資産運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

5　保険計理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。

一　次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。

イ　保険業を行う者

ロ　船主相互保険組合

二　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務のうち保険の計理に関すること。

6　保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に従事する。

7　保険財務会計管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。

8　保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務に従事する。

9　保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

10　保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（証券監督専門官）

第十四条　［同上］

（資産運用調整官）

第十四条の二　資産運用課に、資産運用調整官一人を置く。

2　資産運用調整官は、命を受けて、資産運用課の所掌事務のうち資産運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

［節を加える。］

（損害保険・少額短期保険監督室及び監督企画官等）

第十五条　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに企画官一人、保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人、保険業務専門官一人及び保険数理専門官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　損害保険・少額短期保険監督室は、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　保険業を行う者（損害保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第九項に規定する外国損害保険会社等、同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。）及び少額短期保険業者に限る。）

ロ　保険持株会社（その子会社とする保険会社が損害保険会社であるものに限る。）及び保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社

ハ　船主相互保険組合

ニ　損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十八条各号に掲げる保険契約及び少額短期保険業者が保険者となる保険契約に係る保険募集に限る。）

ホ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関

二　自動車損害賠償責任共済に関すること。

三　自動車損害賠償責任保険審議会の庶務に関すること。

3　損害保険・少額短期保険監督室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

5　保険計理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。

一　次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。

イ　保険業を行う者

ロ　船主相互保険組合

二　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務のうち保険の計理に関すること。

6　保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に従事する。

7　保険財務会計管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。

8　保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務に従事する。

9　保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

10　保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（企画官）

第十六条　郵政金融課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、郵政金融課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

（金融サービス仲介業室）

第十七条　資金決済課に、金融サービス仲介業室を置く。

2　金融サービス仲介業室は、資金決済課の所掌事務のうち令第三十一条第一項第一号ヘ、ト、ル及びヲに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

3　金融サービス仲介業室に、室長を置く。

（イノベーション推進室）

第十八条　暗号資産・ステーブルコイン課に、イノベーション推進室を置く。

2　イノベーション推進室は、暗号資産・ステーブルコイン課の所掌事務のうち金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策（金融機関等の先端的な技術の活用に係ることに限る。）の推進に関する事務をつかさどる。

3　イノベーション推進室に、室長を置く。

第二章　証券取引等監視委員会の事務局

（事務局に置く課等）

第十九条　［略］

（総務課の所掌事務）

第二十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号。以下「法」という。）第二十条から第二十二条までに規定する勧告、建議その他の事務に関すること。

四　［略］

［2～4　略］

（市場分析審査課の所掌事務）

第二十一条　市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この号において同じ。）に関する包括的な情報収集（同法その他の法律の規定により委員会が行うこととされている報告又は資料の徴取及び報告の求めによるものを含む。第三項第一号において同じ。）及び分析並びにその結果に基づく当該取引又はデリバティブ取引等の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第三項第二号並びに第二十七条第五項から第九項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二　［略］

2　市場分析審査課に、国際取引等分析室を置く。

3　国際取引等分析室は、市場分析審査課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　国外で行われる重大な不公正取引等に関する情報収集及び対処方針の企画に関すること。

二　国際金融資本市場の情報の収集及び分析に係る市場分析審査事務に関すること。

4　国際取引等分析室に、室長を置く。

第二章　証券取引等監視委員会の事務局

（事務局に置く課等）

第十五条　［同上］

（総務課の所掌事務）

第十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　金融庁設置法第二十条から第二十二条までに規定する勧告、建議その他の事務に関すること。

四　［同上］

［2～4　同上］

（市場分析審査課の所掌事務）

第十七条　［同上］

一　有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関する包括的な情報収集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律の規定により委員会が行うこととされている報告又は資料の徴取及び報告の求めによるものを含む。）及び分析並びにその結果に基づく当該取引又はデリバティブ取引等の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第二十三条第五項から第九項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（証券検査課の所掌事務）

第二十二条　証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（法律の規定に基づき委員会に委任されたものに限り、銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局並びに市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号、第二十六条並びに第二十七条第十項から第十三項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

［二・三　略］

［2～4　略］

（取引調査課の所掌事務）

第二十三条　取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十七条第十四項において「取引調査等」という。）。

［イ・ロ　略］

［二・三　略］

（開示検査課の所掌事務）

第二十四条　開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十七条第十四項において「開示検査等」という。）。

［イ～ホ　略］

［二・三　略］

（特別調査課の所掌事務）

第二十五条　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十七条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［略］

（証券検査監理官の職務）

第二十六条　［略］

（総括調整官等）

第二十七条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち三十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官

（証券検査課の所掌事務）

第十八条　［同上］

一　金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（法律の規定に基づき委員会に委任されたものに限り、総合政策局及び監督局並びに市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号、第二十二条並びに第二十三条第十項から第十三項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（取引調査課の所掌事務）

第十九条　［同上］

一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十三条第十四項において「取引調査等」という。）。

［イ・ロ　同上］

［二・三　同上］

（開示検査課の所掌事務）

第二十条　［同上］

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十三条第十四項において「開示検査等」という。）。

［イ～ホ　同上］

［二・三　同上］

（特別調査課の所掌事務）

第二十一条　［同上］

一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。

二　［同上］

（証券検査監理官の職務）

第二十二条　［同上］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち三十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官

一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十三人、専門検査官十三人、証券検査官百五十五人（うち百八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官二人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百七十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

第三章　金融庁顧問

（金融庁顧問）

第二十八条　［略］

附　則

［条を削る。］

［条を削る。］

（企画市場局信用課信用機構企画室の所掌事務の特例）

第三条　企画市場局信用課信用機構企画室は、第六条第二項に規定する事務のほか、令附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十三人、専門検査官十三人、証券検査官百五十四人（うち百八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百七十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

第三章　金融庁顧問

（金融庁顧問）

第二十四条　［同上］

附　則

（総合政策局リスク分析総括課情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等並びに主任統括検査官等の所掌事務の特例）

第三条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、銀行等保有株式取得機構に係る事務を含むものとする。

2　令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、株式会社産業再生機構に係る事務を含むものとする。

3　令附則第三条第三項に規定する政令で定める日までの間、第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、株式会社地域経済活性化支援機構に係る事務を含むものとする。

4　令附則第三条第四項に規定する政令で定める日までの間、第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る事務を含むものとする。

（総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官の設置期間の特例）

第四条　第五条第一項の金融証券検査官のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第五条第一項の金融証券検査官（前項に規定するものを除く。）のうち四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画市場局総務課信用機構企画室の所掌事務の特例）

第五条　企画市場局総務課信用機構企画室は、第六条第二項に規定する事務のほか、令附則第三条第三項に規定する政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（銀行・証券監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第四条　銀行・証券監督局総務課信用機構対応室は、第九条第十四項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　銀行・証券監督局総務課信用機構対応室は、第九条第十四項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

（銀行・証券監督局総務課企画官等並びに主任統括検査官等の所掌事務の特例）

第五条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、銀行等保有株式取得機構に係る事務を含むものとする。

2　令附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、株式会社産業再生機構に係る事務を含むものとする。

3　令附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、株式会社地域経済活性化支援機構に係る事務を含むものとする。

4　令附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第九条の規定の適用については、同条に定める事務には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る事務を含むものとする。

（銀行・証券監督局総務課金融証券検査官の設置期間の特例）

第六条　第九条第一項の金融証券検査官のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（資産運用・保険監督局総務課金融証券検査官の設置期間の特例）

第七条　第十三条第一項の金融証券検査官のうち四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第二条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監査証明の手続） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。 ［一～五　略］ 5　［略］	（監査証明の手続） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。 ［一～五　同上］ 5　［同上］

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第六条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第四項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第四項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） **第一条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［3・4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（適用の一般原則） **第一条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［3・4　同上］

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） **第一条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（適用の一般原則） **第一条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［同上］

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式１ 表　面 第　　号 身　分　証　明　書 官　職 氏　名 生年月日　　年　　月　　日生 上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第１項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　　月　　日 金融庁長官 （金融庁用） ［略］	**別紙様式１** 表　面 第　　号 身　分　証　明　書 官　職 氏　名 生年月日　　年　　月　　日生 上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第１項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　　月　　日 金融庁長官 （金融庁総合政策局又は監督局用） ［同左］

別紙様式２

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第２項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

（金融庁用）

［略］

別紙様式３

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第３項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

（金融庁用）

［略］

別紙様式２

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第２項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

（金融庁企画市場局用）

［同左］

別紙様式３

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第３項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

（金融庁企画市場局又は監督局用）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第六条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） **第一条**　［略］ ［２～４　略］	（適用の一般原則） **第一条**　［同上］ ［２～４　同上］

５　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第六号
文部科学省令第

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（令和八年内閣府・文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府令
厚生労働省令第十四号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和八年八月七日から施行する。

５　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。

○**内閣府厚生労働省令第十五号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和八年八月七日から施行する。

○**内閣府農林水産省令第十一号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年内閣府農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○**デジタル庁財務省令第一号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

独立行政法人国立印刷局に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人国立印刷局に関する命令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第八条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（企業会計原則等） **第八条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

復興庁令

○復興庁令第四号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第五十八条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］	（会計の原則） **第五十八条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この庁令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

省令

○カジノ管理委員会規則国土交通省令第二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

国土交通大臣　金子　恭之

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和八年八月七日から施行する。

○法務省令第四十六号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

法務大臣　平口　洋

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第十四条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（会計の原則） **第十四条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省令第五十四号

税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）第二条第五号及び第六号の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　財務大臣　片山さつき

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第五条第一項又は第九条」を「第九条第一項又は第十三条第一項」に改め、同項第三号及び同条第二項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月七日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の税理士法施行規則第二条第一項第一号に規定する金融証券検査官の行う検査事務に従事した期間を有する者に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第一項に規定する税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

○財務省令第五十五号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　財務大臣　片山さつき

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令（平成十三年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第九条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（企業会計原則等） **第九条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省令第五十六号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき

独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第八条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］	（企業会計原則等） **第八条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省令第五十七号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二条ノ二の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
個人向け国債の発行等に関する省令	個人向け国債の発行等に関する省令
第一条　［略］ （定義） **第二条**　この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であって、もっぱら次に掲げる者が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいう。 一　個人 二　法人その他の団体（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十一項に規定する特定投資家に該当する者（以下「特定投資家」という。）を除く。） **第三条**　［略］ （取扱機関による募集の取扱い等） **第四条**　［略］ ２　［略］ ３　［略］ 一　［略］ 二　銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、	**第一条**　［同上］ （定義） **第二条**　この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であって、もっぱら個人が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいう。 ［号を追加］ **第三条**　［同上］ （取扱機関による募集の取扱い等） **第四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　［同上］ 二　銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、

信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法第三十三条の二の規定に基づく登録を受けている者

4～14　［略］

第五条　［略］

第六条　［略］

（中途換金の特例）

第七条　［略］

一　［略］

二　その居住する又はその営業所、事務所、事業所、事業の用に供する施設その他これらに準ずるものが所在する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。第三項において同じ。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったとき　当該個人向け国債を有する者

三　解散したとき　解散の時におけるその代表者

2　前項第一号又は第三号の規定による請求をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、取扱機関に対し、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一　前項第一号の規定による請求をしようとする場合　相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

二　前項第三号の規定による請求をしようとする場合　解散の時にその代表者であったことを示す書類その他これに準ずるもの、その解散を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

3　第一項第二号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、当該災害が発生した市町村の区域に居住又は所在していることを証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

4　［略］

5　特定投資家が個人向け国債を保有することとなったときは、その者は、前条第一項に定める利子支払期の前後を問わず、取扱機関に対し、当該個人向け国債に係る同条第二項の請求をすることができるものとする。前条第五項は、当該個人向け国債を前条第一項に定める利子支払期以後に買い取るときの金額について適用し、前項各号は、当該個人向け国債を前条第一項に定める利子支払期前に買い取るときの金額について準用する。

第八条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

2　令和九年一月十五日前に発行された個人向け国債の発行等に関する省令第二条に規定する個人向け国債については、なお従前の例による。

信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定に基づく登録を受けている者

4～14　［同上］

第五条　［同上］

第六条　［同上］

（中途換金の特例）

第七条　［同上］

一　［同上］

二　その居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。第三項において同じ。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったとき　当該個人向け国債を有する者

［号を追加］

2　前項第一号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

［号を追加］

3　第一項第二号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、当該災害が発生した市町村の区域に居住していることを証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

4　［同上］

［項を追加］

第八条　［同上］

○財務省・農林水産省令第二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第二条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）	（企業会計原則） **第二条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省・農林水産省令第三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第二条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）	（企業会計原則） **第二条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省・国土交通省令第二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）第九条第二項

二　独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）第八条第二項

附　則

この省令は、令和八年八月七日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

文部科学大臣　松本　洋平

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）第一条第二項

二　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第二十八号）第八条第二項

三　独立行政法人大学入試センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第二十九号）第八条第二項

四　独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十号）第八条第二項

五　独立行政法人国立科学博物館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十五号）第八条第二項

六　国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十六号）第八条第二項

七　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十七号）第八条第二項

八　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十九号）第二条第二項

九　独立行政法人国立美術館に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十号）第八条第二項

十　独立行政法人国立文化財機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十一号）第八条第二項

十一　独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）第八条第二項

十二　放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）第一条第二項

十三　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）第十条第二項

十四　独立行政法人日本学術振興会に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十八号）第八条第二項

十五　国立研究開発法人理化学研究所に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十九号）第八条第二項

十六　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十号）第一条第二項

十七　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）第八条第二項

十八　独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十二号）第八条第二項

十九　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第二項

二十　独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十八号）第八条第二項

二十一　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第八条第二項

二十二　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第九号）第八条第二項
二十三　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第八条第二項
二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第三条第二項

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十七号）第八条第二項
二　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十九号）第八条第二項
三　独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十一号）第八条第二項
四　独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）第十条第二項
五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十五号）第九条第二項
六　独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）第八条第二項
七　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）第八条第二項
八　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）第八条第二項
九　年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）第八条第二項
十　全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十四号）第一条第二項
十一　日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十六号）第一条の二第二項
十二　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）第八条第二項
十三　国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和七年厚生労働省令第三号）第二十一条第二項

附　則

この省令は、令和八年八月七日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第九条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）	（企業会計原則） **第九条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第五十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第二条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）	（企業会計原則） **第二条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第五十九号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第十一条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第十一条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

第一条　国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第四条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）	（企業会計原則） **第四条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第十条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）	（企業会計原則） **第十条**　（略） 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○経済産業省令第六十六号

経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十条　削除	（ロボット政策室） **第三十条**　産業機械課に、ロボット政策室を置く。 ２　ロボット政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　産業機械課の所掌事務に係る物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務のうちロボットに関すること。 二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。 ３　ロボット政策室に、室長を置く。
（デジタル取引環境整備室、情報技術利用促進室及びデジタル高度化推進室） **第三十二条**　情報経済課に、デジタル取引環境整備室、情報技術利用促進室及びデジタル高度化推進室を置く。 ２・３　（略） ４　情報技術利用促進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務（デジタル高度化推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ５　情報技術利用促進室に、室長を置く。 ６　デジタル高度化推進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務のうち情報処理システムの高度利用及び戦略的な利用の促進に関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 ７　デジタル高度化推進室に、室長を置く。	（デジタル取引環境整備室） **第三十二条**　情報経済課に、デジタル取引環境整備室を置く。 ２・３　（略） （新設） （新設） （新設） （デジタル高度化推進室） **第三十二条の三**　情報技術利用促進課に、デジタル高度化推進室を置く。 ２　デジタル高度化推進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務のうち情報処理システムの高度利用及び戦略的な利用の促進に関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 ３　デジタル高度化推進室に、室長を置く。
（ＡＩロボティクス室） **第三十二条の三**　情報処理システム開発・ロボット課に、ＡＩロボティクス室を置く。 ２　ＡＩロボティクス室は、経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関する事務をつかさどる。 ３　ＡＩロボティクス室に、室長を置く。	

附　則

この省令は、令和八年八月五日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十四号）第四条第二項
二　国立研究開発法人建築研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十五号）第十条第二項
三　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十七号）第十条第二項
四　独立行政法人海技教育機構に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十二号）第九条第二項
五　独立行政法人航空大学校に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十三号）第九条第二項
六　独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）第九条第二項
七　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）第八条第二項
八　独立行政法人国際観光振興機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百三号）第九条第二項
九　独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）第四条第二項
十　独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百六号）第九条第二項
十一　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百七号）第九条第二項
十二　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）第九条第二項
十三　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）第八条第二項
十四　特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和三年国土交通省令第七十五号）第三条第二項

附　則

この省令は、令和八年八月七日から施行する。

○環境省令第二十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）を実施するため、国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　環境大臣　石原　宏高

国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令（平成十三年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十一条中「第五条第二項」を「第二十一条第三項において準用する同条第二項」に改める。

（独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

第三十二条の四　削除

（情報処理基盤産業室）

第三十二条の四　情報産業課に、情報処理基盤産業室を置く。

2　情報処理基盤産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報産業課の所掌事務に係る物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務のうち電子計算機に関すること（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち、電子計算機に関すること（プログラムに係るものに限る。）。

3　情報処理基盤産業室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関する事務をつかさどる。

4　情報処理基盤産業室に、室長を置く。

法規的告示

○財務省告示第二百十三号

個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件（平成十五年一月財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年一月十五日から適用する。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国（法人その他の団体の保有する個人向け国債（個人向け国債の発行等に関する省令（以下「省令」という。）第二条に規定する国債をいう。以下同じ。）が供託所（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（以下「振替法」という。）第二百七十八条第一項に規定する供託所をいう。）に供託される場合を除く。）、個人（法人その他の団体が個人に譲渡する場合を除く。）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約を締結している受託者及び省令第六条第二項に規定する中途換金の請求に応じる取扱機関（当該請求に係る個人向け国債を買い取る場合に限る。）並びに振替法第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十七条第一項の規定により振替業を営む日本銀行を含む。）及び同法第二条第四項に規定する口座管理機関（同法第百三条第四項又は第百四条第一項に規定する意思表示をするために必要となる個人向け国債を取得する場合に限る。）	国、個人、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約を締結している受託者及び個人向け国債の発行等に関する省令第六条第二項に規定する中途換金の請求に応じる取扱機関（当該請求に係る個人向け国債（同省令第二条に規定する国債をいう。以下同じ。）を買い取る場合に限る。）並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十七条第一項の規定により振替業を営む日本銀行を含む。）及び同法第二条第四項に規定する口座管理機関（同法第百三条第二項又は第百四条第一項に規定する意思表示をするために必要となる個人向け国債を取得する場合に限る。）

○外務省告示第二百五十一号

令和七年十二月十二日にオタワで署名された刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約について、両締約国が同条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和八年七月三十一日にオタワで行われた。よって、同条約は、その第二十二条1の規定に従い、令和八年八月三十日に効力を生ずる。

令和八年八月五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

その他告示

○農林水産省告示第千百三十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和八年三月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和11年３月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70153号	液状肥料	有機入りＡ５号	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第79126号	化成肥料	くみあい苦土尿素有機入り化成047号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第79127号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成030号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85971号	化成肥料	有機入り化成922	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第85979号	液状肥料	芝ドクターＬプラス	株式会社東商	静岡県焼津市本中根350番地の１
生第85983号	液状肥料	Ｐ―15	緑産業株式会社	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第85991号	汚泥肥料	ガッツくん	志摩市	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
生第85992号	汚泥肥料	板戸のめぐみ	宇都宮市上下水道局	栃木県宇都宮市河原町１番41号
生第85993号	汚泥肥料	袖ケ浦活性肥料	袖ケ浦市	千葉県袖ケ浦市坂戸市場１番地１
生第85996号	汚泥肥料	POTAMUD　KOSHIMIZU（ポテマッドこしみず）	小清水町農業協同組合	北海道斜里郡小清水町南町一丁目５番27号
生第85997号	汚泥肥料	グリーン肥料	サザングリーン協同組合	鹿児島県南九州市頴娃町御領1279番地１
生第88603号	化成肥料	みどり有機入り化成ニューBS081号（北）	興国肥料有限会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第88604号	化成肥料	みどり有機入り化成新特820号（北）	興国肥料有限会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第88613号	化成肥料	次世代桃っ娘Ｖタブレット	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第88625号	汚泥肥料	バイオレットユーキ	農事組合法人坂井ゆうきセンター運営組合	長野県東筑摩郡筑北村坂井字堀海道3075番地
生第88626号	汚泥肥料	みどりゆたかくん	株式会社都城北諸地区清掃公社	宮崎県都城市吉尾町21559番地
生第91755号	化成肥料	くみあい苦土有機ジシアン入り化成S088	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第91780号	汚泥肥料	SE01	高栄農産株式会社	栃木県宇都宮市海道町272番地
生第91781号	汚泥肥料	ニュー真秀	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町592番地
生第91782号	汚泥肥料	フトールセブン	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町592番地

生第91783号	汚泥肥料	いびコンポ　DX	揖斐川町	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地
生第93797号	化成肥料	ウレアホルム窒素苦土有機入り化成肥料056号	東邦化成工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第93800号	化成肥料	くみあい有機入り化成777	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93804号	液状肥料	アミノ酸入り液肥862	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第93805号	液状肥料	アミノ酸入り液肥441	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第93806号	液状肥料	ダンPK液肥058号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第103323号	化成肥料	タケミガード・キング４号	ゴールド興産株式会社	宮城県大崎市古川旭五丁目３番26号
生第103324号	化成肥料	タケミガード・キング６号	ゴールド興産株式会社	宮城県大崎市古川旭五丁目３番26号
生第103325号	化成肥料	サッチコントロール	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第103326号	液状肥料	液肥055号	有限会社一一会	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
生第103327号	液状肥料	液肥697号	有限会社一一会	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
生第103330号	化成肥料	有機入り粒状複合レオポン６号TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第103332号	汚泥肥料	寿メタンバイオ肥料	株式会社長岡バイオキューブ	新潟県長岡市愛宕三丁目７番24号
生第103342号	化成肥料	マルナカ10128	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第105848号	化成肥料	多木有機入り化成肥料250号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第105864号	液状肥料	有機入り液肥585号	株式会社三和メック	栃木県宇都宮市横田新町18番６号
生第105865号	液状肥料	SEA STORY483	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第105866号	液状肥料	SEA STORY843	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第107863号	汚泥肥料	そだち１号	エコラウンド株式会社	広島県山県郡北広島町有田152番地
生第107868号	汚泥肥料	ニュースーパー近江A	株式会社ウノ有機	滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛字杉谷4137番地１
輸第103355号	化成肥料	RX―04	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区新富一丁目18番12号

有効期間が令和11年３月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第76708号	液状肥料	スミホープLF２号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第76710号	液状肥料	スミホープLF１号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第76711号	液状肥料	くみあいほう素マンガン入り複合液肥PK１号	琉球肥料株式会社	沖縄県沖縄市海邦町３番地15
生第82387号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り化成N266	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第82391号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素尿素有機入り化成060号	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第82395号	化成肥料	有機入り化成肥料555号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第82396号	化成肥料	有機入り化成肥料875号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第82409号	化成肥料	苦土有機入り複合888	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第82414号	液状肥料	くみあい硝安・有機入り液状複合肥料733号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第82417号	液状肥料	液体複合肥料リーフグリーンG号	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第82433号	汚泥肥料	里美ペレットくん１号	常陸太田市	茨城県常陸太田市金井町3690番地
生第82436号	汚泥肥料	乾燥汚泥肥料	羽島市	岐阜県羽島市竹鼻町55番地
生第82437号	汚泥肥料	乾燥汚泥（むつみ）	萩市	山口県萩市大字江向510番地
生第82438号	汚泥肥料	タイシのゆうきくん	太子食品工業株式会社	青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中68番地
輸第8157号	副産肥料	38骨コツ	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第8158号	混合有機質肥料	５―３―１全有機	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

有効期間が令和14年３月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第67500号	化成肥料	ほう素尿素苦土入り園芸黒化成	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第79143号	化成肥料	ビート用S287	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第93814号	化成肥料	くみあい苦土入り硫加燐安042	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第93815号	化成肥料	苦土入り化成009L	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第93820号	化成肥料	中日本苦土入り高度化成4244	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第93821号	配合肥料	ほう素マンガン苦土入り複合液肥の素ネオバイロンP（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	双葉肥料株式会社	静岡県静岡市清水区長崎167番地
生第105795号	加工りん酸肥料	マグリン	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第105796号	化成肥料	ホウ素入り化成179	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第105797号	化成肥料	くみあい苦土ホウ素有機入り化成S051	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第105842号	液状肥料	はっとり君	晃栄化学工業株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目７番34号
生第105849号	化成肥料	東西有機入り化成838	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第105869号	化成肥料	AD有機入り化成840	株式会社アグリドック	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地

輸第7222号	化成肥料	11.5―60.5燐安	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第7223号	化成肥料	20.5―52.5燐安	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第11231号	魚かす粉末	魚粕３号	関門雑穀商事株式会社	山口県下関市本町一丁目２番８号
輸第13915号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニア粒	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13916号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕８－２－１	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13917号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕６－１－１	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13918号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕４－１－１	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13920号	硫酸苦土肥料	32.5硫酸苦土	前畑産業株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
輸第105845号	水酸化苦土肥料	60.0水酸化苦土肥料	TNS株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号
輸第105847号	腐植酸苦土肥料	KW腐植酸苦土２号	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地
輸第105851号	尿素	PRILLED UREA	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地
輸第105857号	化成肥料	QROP―K３号	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第105858号	副産動植物質肥料	コーンスティープリカーパウダー	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地
輸第105859号	化成肥料	高度化成10―18―16＋2.0＋0.5＋0.2AK１号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１－７東陽ビル２階
輸第105860号	化成肥料	高度化成14―10―13＋2.0＋0.5＋0.2AK１号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１－７東陽ビル２階
輸第105861号	化成肥料	りん酸一カリウム52―34	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第105863号	化成肥料	NovaTecClassic ノバテッククラシック	サンエフ株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目17番７号廣田ビル２階
輸第105870号	化成肥料	硝燐安１号	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号

有効期間が令和14年３月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第76698号	化成肥料	高度化成733号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第76699号	化成肥料	高度化成299号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第76713号	配合肥料	くみあい苦土ほう素マンガン入り水耕肥料１号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第82443号	化成肥料	高度化成肥料715号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第82445号	化成肥料	園芸化成250	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第82447号	化成肥料	高度化成444	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
生第82448号	化成肥料	高度化成555	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
生第82449号	化成肥料	高度化成555	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
輸第8166号	硝酸苦土肥料	硝酸マグネシウム	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第8167号	魚かす粉末	魚かす粉末１号	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第8171号	化成肥料	SK化成肥料24	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号

有効期間が令和14年３月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72559号	配合肥料	ほう素マンガン入り尿素複合肥料ブサンGM（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	鹿沼化成工業株式会社	栃木県宇都宮市戸祭一丁目６番15号
輸第5441号	重過りん酸石灰	43.0重過りん酸石灰別号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年八月五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第86060号	液状肥料	微量要素有機入りヴィンテージ10―10―10	シグマグリーン株式会社	大阪府高槻市東五百住町２丁目33番20号
生第86827号	液状肥料	微量要素有機入りニューシグマグリーン10―10―10特号	シグマグリーン株式会社	大阪府高槻市東五百住町２丁目33番20号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第千三十一号

花巻空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　岩手県　岩手県盛岡市内丸十番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　花巻空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　花巻空港内　岩手県花巻市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年八月六日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	発光ダイオード、航空白と航空緑の閃交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万七千カンデラ、航空緑実効光度六千八百カンデラ	北緯三十九度二十五分四十七秒、東経百四十一度七分五十五秒

変更前			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万一千カンデラ、航空緑実効光度三千百カンデラ	北緯三十九度二十五分四十七秒、東経百四十一度七分五十五秒

○国土交通省告示第千三十二号

東京ヘリポートの航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京ヘリポート照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京ヘリポート内　東京都江東区
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年八月六日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の北東約三百二十メートルの位置

変更前			
灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の北東約三百二十メートルの位置

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年７月２日

法務省共済組合代表者
法務大臣　平口　　洋

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変　　更　　後	変　　更　　前
第４章　給付 （家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金） 第18条　法第57条若しくは第57条の２又は第57条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。 ⑴　家族療養費の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担した額。次条において「組合員負担額」という。）が27,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、54,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。 ⑵　国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の３第１項から第５項までの規定により合算して高額療養費を支給す	第４章　給付 （家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金） 第18条　法第57条若しくは第57条の２又は第57条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。 ⑴　家族療養費の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担した額。次条において「組合員負担額」という。）が25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。 ⑵　国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の３第１項から第５項までの規定により合算して高額療養費を支給す

る場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

附　則

（一部負担金払戻金）

第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が27,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、54,000円）を超える場合にその超える金額

⑵　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を超える場合にその超える金額

る場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

附　則

（一部負担金払戻金）

第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超える場合にその超える金額

⑵　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超える場合にその超える金額

附　則

１　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第６条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年８月５日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ第1571号	昭和45年11月20日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	
京博Ｂ第468号	昭和28年２月12日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	
京博Ｇ第2270号	昭和44年８月１日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	
京博Ｉ第382号	昭和44年10月14日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	

会社その他の公告

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

岩手県盛岡市大通一丁目一〇番二一号

ＰＩＶＯＴ盛岡大通ビルⅡ三〇二

有限会社タカオ商会

清算人　植田　良実

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

宮城県石巻市門脇字青葉西二一番地一

株式会社ウフコーポレーション東北

代表清算人　竹内　　充

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

山形県米沢市春日四丁目二番七五号

株式会社Ｓａｌｏｎ　ｄｅ　ｖｉｅｗ

代表清算人　小林　一輝

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

山形県東田川郡庄内町跡字田中三三番地

伊藤自動車工業有限会社

代表清算人　佐藤　典子

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県川越市久下戸二三〇八番地

有限会社エフ・ケイ・シー

清算人　腰原　政司

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県志木市柏町五丁目八番三九号

上啓国際株式会社

清算人　中村　昇治

解散公告

当社は、令和八年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県川口市幸町二丁目一三番一七号

株式会社シーク

代表清算人　沖田　豊矢

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼二六六―三―四〇一

株式会社クレール

代表清算人　吉田真理子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

千葉県東金市二又三一八

株式会社丸正工務店

代表清算人　佐久間みどり

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

千葉市中央区東千葉二丁目一九番一号

ＮＰＯ法人日本スリーディーエックス協議会

清算人　安藤　規雅

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

千葉県習志野市大久保四丁目九番一号

ふじ特急印刷株式会社

代表清算人　坂崎　泰文

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区港南二―四―一四三Ｆ、四Ｆ三〇一室

京之物語株式会社

代表清算人　王　　鵬

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都新宿区新宿二―一二―一三新宿アントレサロンビル二階　株式会社フィデス

代表清算人　植村　優騎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都文京区湯島三丁目一三番八号湯島不二ビル三〇二―二　株式会社佑喜

代表清算人　包　　哈申

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都世田谷区奥沢七丁目四〇番一五号

株式会社梅や

代表清算人　清島　　実

解散公告

当社は、令和八年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都世田谷区奥沢七丁目四〇番一五号

株式会社梅や

代表清算人　清島　　実

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都青梅市東青梅三丁目二五番地の一〇

有限会社岡部コステク

清算人　岡部　晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都文京区本郷四丁目一―三明和本郷ビル七Ｆ

ＲＥＮＡＴＵＳ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ合同会社

清算人　ＲＥＮＡＴＵＳ　ＲＯＢＯＴＩＣＳ合同会社

職務執行者　大澤　琢真

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社京都堀川ホテルマネジメント

清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人京都堀川ホテルマネジメント

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都中央区日本橋箱崎町三二―二一一五

Ｋ―Ｐａｒｋｉｎｇ株式会社

代表清算人　張　心毅

解散公告

当法人は、令和八年七月十七日の総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都千代田区神田小川町三丁目一〇番地

神田小川町太田屋ビル四階　協栄監査法人

代表清算人　細野　友孝

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都世田谷区上馬一丁目三六番一号

株式会社ダイコー電機

代表清算人　伊達　恭子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区高輪一丁目三番一三号ＮＢＦ高輪ビル七階

ＧＳＳＧ Ｓｏｌａｒ Ｊａｐａｎ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ 20合同㈱社

清算人　加藤　光生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区高輪一丁目三番一三号ＮＢＦ高輪ビル七階

Ｈｏｋｋａｉｄｏ Ｚｅｒｏ Ｃａｒｂｏｎ Ｌａｎｄ合同㈱社

清算人　岡田　育大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区高輪一丁目三番一三号ＮＢＦ高輪ビル七階

ＧＳＳＧ Ｓｏｌａｒ Ｊａｐａｎ Ｌａｎｄ ＨｏｌｄＣｏ Ｂ合同㈱社

清算人　トマキン・アルシャンボー

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区高輪一丁目三番一三号ＮＢＦ高輪ビル七階

ＧＳＳＧ Ｓｏｌａｒ Ｊａｐａｎ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ 20―㈱社

代表清算人　加藤　光生

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区高輪一丁目三番一三号ＮＢＦ高輪ビル七階

ＧＳＳＧ Ｓｏｌａｒ Ｊａｐａｎ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ 19―㈱社

代表清算人　加藤　光生

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都港区高輪一丁目三番一三号ＮＢＦ高輪ビル七階

Ｈｏｋｋａｉｄｏ Ｚｅｒｏ Ｃａｒｂｏｎ Ｌａｎｄ―般社団法人

代表清算人　岡田　育大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三〇番四―一〇三号

株式会社コルレオ

代表清算人　重田　晴史

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都板橋区蓮沼町七九―一

アンケセナーメン合同会社

清算人　佐藤　直子

解散公告

当法人は、令和八年六月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都新宿区西落合三丁目一〇番八号

特定非営利活動法人バイオマーカーがん予防フロンティア　清算人　戸井　雅和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都青梅市東青梅三丁目二五番地の一〇

有限会社岡部コステク

清算人　岡部　晃

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ｗｅｌｌｏｎｅＰＪ株式会社

代表清算人　吉田　忍

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都清瀬市松山一丁目三九番三の一一二号

ヘクシーズ合同会社

清算人　曽田　篤洋

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都世田谷区宮坂三丁目一〇番七号

株式会社ヒューリンク

代表清算人　受川　真也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都豊島区北大塚一丁目一一番五号

有限会社上美

清算人　雨宮　雅美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都足立区扇三丁目一九番五号

株式会社菊地

代表清算人　菊地江莉奈

解散公告

当社は、令和八年六月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　ＥＡＳＹＬＩＦＥ ＴＯＫＹＯ合同珍芸

清算人　和田　健司

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県横浜市青葉区もえぎ野二七番地一

グリーンハイムイイダ三〇八

株式会社ＱＵＡＹ Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ

代表清算人　畠山　仁美

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県相模原市中央区田名二二七八番地

光栄精工株式会社

代表清算人　寒河江裕喜子

解散公告

当法人は、令和八年七月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県大和市上和田一七七三番地二

エムオーハイム一〇二

特定非営利活動法人かながわ難民定住援助協会

清算人　國枝　智樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

横浜市神奈川区高島台二一番地一

株式会社Ｓｈｅｅｎ

代表清算人　秀平　明三

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

富山市水橋伊勢領九二番地

水上建設株式会社

代表清算人　水上　莞治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

石川県小松市土居原町三〇三番地

クスメディカルシステムズ有限会社

清算人　楠野　幸次

解散公告

当社は、令和八年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

静岡県浜松市中央区下石田町一七六九番地の二

有限会社プランニングハウス

清算人　岩井　律男

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

静岡県御前崎市池新田七四四九番地の一

特定非営利活動法人しおさい

清算人　増田　憲久

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

愛知県一宮市木曽川町黒田十ノ通り一六一番地

有限会社クリエイト・ホームズ

代表清算人　加藤　正光

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

愛知県常滑市大野町一丁目九番地の三

株式会社ＡＮＹＰＡＹＥＲ　ＪＡＰＡＮ

清算人　フセイン・ファルク

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

名古屋市瑞穂区白砂町三丁目二一番地

有限会社小川商店

清算人　小川　利彦

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

三重県尾鷲市栄町八番八号

有限会社うえむら

清算人　湯浅　格

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

三重県桑名郡木曽岬町大字三崎四七五番地

ＭＩＡＮ　ＡＵＴＯ株式会社

清算人　フセイン・ファルク

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

京都市左京区岩倉三笠町一一一番地

有限会社壮一商事

清算人　中田　芳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

京都市右京区西院西矢掛町一八番地

株式会社キングダム・インターナショナル

代表清算人　長谷川紘平

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町六四番地三

株式会社Ｌｉｚ

代表清算人　佐川　京子

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

京都市下京区油小路通松原上る麓町六三六番地

株式会社びん工房

代表清算人　黒島　千佳

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野六一〇Ｂ

旭涵株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市港区八幡屋三―五―一―三〇一

大阪ＶＩＶＡＳＰＯＲＴＳ株式会社

代表清算人　コウシチョウ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪府泉大津市本町六番二四号

株式会社マリン・ロマン

代表清算人　髙原　一孔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪府寝屋川市池田本町一―三

Ａｌｏｈａ．ｚｍｋ合同会社

代表清算人　柴原　満

解散公告

当社は、令和八年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市東成区大今里二丁目六番一八号昇徳ビル一階Ｋ室

Ｃａｐ　Ｃｌｏｕｄ合同会社

清算人　肖　珩

令和八年八月五日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

京阪プライベート・リート投資法人

清算執行人　藪下　文廣

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪府堺市北区東雲東町一―四―一六

長広株式会社

代表清算人　杜　媛媛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町三丁目六番二号

合同会社Ｋａｎｄｅｎ　ＤＯＴｓ

清算人　株式会社関電パワーテック

職務執行者　有本真奈美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪府泉大津市本町六番二四号

株式会社マリン・ロマン

代表清算人　髙原　一孔

解散公告

当投資法人は、令和八年七月三十一日開催の投資主総会の決議により解散いたしましたので、当投資法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市浪速区恵美須西二丁目九番三―一〇〇二号

億呈通商株式会社

代表清算人　程　碩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市住之江区新北島二丁目八番七号

株式会社アサカ食品

代表清算人　樋口佳津子

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市中央区船場中央二丁目一番四号船場センタービル四号館地下一階Ｂ一〇八ＲＯＹＡＬＯＦＦＩＣＥ内　勵致株式会社

代表清算人　チョウ・リキ・シン

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市北区芝田二丁目五番一四号明石ビル二Ｆ　合同会社ファイブスターグループ

清算人　村上友佳子

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市福島区吉野四丁目二四番八―九〇六号　合同会社ファイブスターサービス

清算人　村上友佳子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市天王寺区小橋町一四番七一―一四〇二号　株式会社エースプラン

代表清算人　山本　暁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市中央区北久宝寺町四丁目三番八号　本町アーバンライフ五〇八号　合同会社ＢＡＭＪ　ｃｏｍｐａｎｙ

清算人　劉　炳直

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

兵庫県宝塚市御殿山二丁目二五番三九号　株式会社インターネット

代表清算人　門屋　純一

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

兵庫県宝塚市安倉南四丁目三番一九号　株式会社ジヴェルニー

代表清算人　関　博巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神戸市中央区東雲通一丁目一―五ルミエール東雲一〇一号　合同会社ＹＵＫＩ　ＴＲＡＤＩＮＧ

清算人　ヴォ・ティ・アン・テュエット

解散公告

当社は、令和八年七月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

兵庫県三田市すずかけ台三丁目五番地一五棟四〇二号　合同会社ｔｓｕｍｕｇｉｔｅ

清算人　日比　美希

解散公告

当社は、令和八年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神戸市兵庫区三川口町一丁目四番二二―二〇三号　株式会社いいネ

代表清算人　石田　悦子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

兵庫県姫路市北新在家二丁目八番一―三一五号藤和ライブタウン新在家　株式会社Ｏｒｇａ　Ｌｉｆｅ

代表清算人　前田　伸彦

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

奈良県葛城市竹内四〇二番地　特定非営利活動法人色彩社会貢献事業いろすまいる

清算人　松井　成美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

岡山市北区表町二丁目三番六号四〇一　特定非営利活動法人晴れ間

清算人　渡邊　雅斗

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

岡山県岡山市北区表町三丁目七番二九号　株式会社キーファー

代表清算人　松井　宏倫

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

福岡市博多区博多駅南四丁目三番三号　センターいずみビル二〇一号　株式会社あるいえ

代表清算人　玉山　知明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

福岡県福岡市中央区大名二丁目六番三一号　大名コーポラス七〇三号　特定非営利活動法人そだちの樹

清算人　橋山　吉統

解散公告

当法人は、令和七年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

長崎県長崎市万屋町五番一八号　一般社団法人ながさきＳＤＧｓ機構

代表清算人　溝田　勉

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月二日開催の社員総会の決議により、令和八年七月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県春日部市栄町一丁目三三四番地

医療法人松栄会

清算人　岩松久美子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月十五日に当法人の社員全員が退社し、社員の欠乏（医療法第五十五条第一条第五項）が生じたことにより令和八年七月十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目七番一六号

医療法人社団皓歯会

清算人　今井　尚子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大野一四二二番地

宗教法人楞嚴寺

清算人　西山　十海

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町田垣内七五五番地

宗教法人寶珠寺

清算人　西山　十海

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町熊瀬川六二一番地

宗教法人両谷寺

清算人　西山　十海

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月八日香川県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

香川県仲多度郡まんのう町炭所西六七〇番地

炭所西生産森林組合

清算人　曽我部　強

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

埼玉県所沢市和ケ原一丁目一六二番地の一

一大成ビルセブン二〇一号

医療法人社団筒源会

清算人　筒井　一朗

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

名古屋市緑区古鳴海二丁目一三八番地

医療法人惠会

清算人　伊藤　久惠

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

岡山県津山市坂上字八反田二二一番一

医療法人勝北クリニック

清算人　島居　忠良

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十九日開催の臨時大会の決議により同年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

東京都府中市片町三丁目二二番地

東芝デジタルソリューションズ労働組合

清算人　佐藤　裕樹

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

神奈川県大和市大和東三丁目四番二七号

医療法人あすなろ会

清算人　壁谷　悠介

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

三重県名張市桔梗が丘五番町二街区四八番地

医療法人つくし

清算人　加藤　正彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

三重県四日市市山田町二二八九番地の一

宗教法人眞勢寺

清算人　市原しげ子

債権申出先　兵庫県川西市小花二丁目七番四―一一〇六号

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月二十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪府泉南市樽井六丁目三番一九号

医療法人若狭歯科医院

清算人　若狭　薫滋

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月一日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

兵庫県丹波市氷上町稲畑七六七番地

農事組合法人稲畑どろんこ会

清算人　梅垣　嘉位

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

奈良市鶴舞東町二番一三号

医療法人福原眼科

清算人　福原　直美

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年七月三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

広島市佐伯区海老園三丁目一九番一―八〇九号　島津マンション敷地売却組合

代表清算人　豊島　由浩

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月一日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

愛媛県松山市大字余戸一二〇四番地

宗教法人常寶院

清算人　吉村　紀行

公益信託井内留学生奨学基金第十二期決算公告

一、事業概要

学業、人物ともに優秀で、アセアン諸国から近畿圏の大学へ留学する者のうち、経済的理由により修学が困難な者二十七名に対し、合計二千四百三十八万四千百十八円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	一二五、六四二、六五一円
負債合計	〇円
正味信託財産	一二五、六四二、六五一円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金

受託者　株式会社りそな銀行

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金第三十二期決算公告

一、事業概要

石狩・後志地方での交通遺児等計十四名に対し、総額百五十七万二千円の育英資金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	四、九六四、〇五二円
負債合計	〇円
正味信託財産	四、九六四、〇五二円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託江森啓友・まさ子記念高齢者福祉基金第三十期決算公告

一、事業概要

埼玉県幸手市及び久喜市・杉戸町・宮代町で高齢者福祉の諸活動を行っている団体又は個人に四件、総額四十八万六千七百八円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	一四、五八六、四二八円
負債合計	〇円
正味信託財産	一四、五八六、四二八円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託江森啓友・まさ子記念高齢者福祉基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託香川銀行高齢者生涯学習振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要

高齢者を対象とした生涯学習活動、高齢者を含めた異世代交流活動を行う十一団体に対し、合計二百十九万千九百二十三円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	一〇〇、五一七、〇四五円
負債合計	〇円
正味信託財産	一〇〇、五一七、〇四五円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託香川銀行高齢者生涯学習振興基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託区制50周年記念生野ふれ愛基金第三十期決算公告

一、事業概要

生野区内の児童、高齢者、身体障がい者等を対象とした社会福祉施設及び社会活動を行う二十一団体・グループに対し、合計百六十六万二千円を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	三八、四二六、五七一円
負債合計	〇円
正味信託財産	三八、四二六、五七一円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託区制50周年記念生野ふれ愛基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託江東信用組合奨学基金第三十四期決算公告

一、事業概要

東京都内の高等学校を卒業し、東京都内に居住し、東京都内の大学に在学する学生より二名を新規採用、合計八名に対し各月三万円、合計二百八十八万円の奨学金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	八四、七〇三、七九六円
負債合計	〇円
正味信託財産	八四、七〇三、七九六円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託江東信用組合奨学基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託杉林きみ子記念教育振興基金第三十七期決算公告

一、事業概要

高岡市立の小中学校に対し、教材の購入、教育機器の購入資金として、小学校四件、中学校二件、総額三百万円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	五七、八四二、六〇一円
負債合計	〇円
正味信託財産	五七、八四二、六〇一円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託杉林きみ子記念教育振興基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金第三十四期決算公告

一、事業概要

茨城県内における障害者に関する福祉活動を行う施設（五件）に総額百四十八万千五百五十六円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	八九、三六九、八一六円
負債合計	〇円
正味信託財産	八九、三六九、八一六円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託西梅田まちづくり基金第二十六期決算公告

一、事業概要

都市環境の整備・保全に関する実践活動を行う一団体に対し助成金千五百万円を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	五六一、九七四、五六九円
負債合計	〇円
正味信託財産	五六一、九七四、五六九円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託西梅田まちづくり基金　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託寝屋川ふれあい基金第四十一期決算公告

一、事業概要

寝屋川市内における青少年の健全育成活動及び高齢者の社会教育活動に従事する五団体に対し、合計五十万円の助成金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計	一八、八五〇、九五三円
負債合計	〇円
正味信託財産	一八、八五〇、九五三円

令和八年八月五日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託寝屋川ふれあい基金　受託者　株式会社りそな銀行

第８期決算公告

令和８年８月５日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階

Van Oord Japan株式会社

代表取締役　ユリアン・ピーター・コーネリス・ブロックランド

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	770,239
	合計	770,239
負債及び純資産の部	流動負債	57,016
	株主資本	713,223
	資本金	40,000
	利益剰余金	673,223
	その他利益剰余金	673,223
	（うち当期純利益）	(265,258)
	合計	770,239

公益信託丸茂救急医学研究振興基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　わが国の救急医学の進歩・発展と救急医療の普及に貢献するための一助として、救急医学に関する研究を行う個人・団体八件に対し、合計三百万円の助成金を交付した。
二、財産目録　令和八年三月三十一日現在
資産合計　八四、七一四、五八四円
負債合計　〇円
正味信託財産　八四、七一四、五八四円
　令和八年八月五日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託丸茂救急医学研究振興基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト第九期決算公告

一、事業概要
　みなとみらい21地区において創意工夫による自発的なまちづくりの活動を行う団体または法人五件に対して合計一億八千四百九万五千四十六円を助成した。
二、財産目録　令和八年三月三十一日現在
資産合計　六〇四、〇二二、一三五円
負債合計　〇円
正味信託財産　六〇四、〇二二、一三五円
　令和八年八月五日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト
　受託者　株式会社りそな銀行

第４期決算公告

令和８年８月５日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
BROMPTON JAPAN株式会社
代表取締役　ウィリアム・デイビッド・バトラー・アダムス

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	683,953
	固定資産	65,207
	合計	749,160
負債及び純資産の部	流動負債	675,663
	株主資本	73,497
	資本金	5,000
	利益剰余金	68,497
	その他利益剰余金	68,497
	（うち当期純損失）	(89,001)
	合計	749,160

第 91 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　　福島県いわき市小名浜字高山312番地の２

小名浜海陸運送株式会社

代表取締役社長　大曲　一行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,250	流動負債	1,530
固定資産	3,901	固定負債	1,613
有形固定資産	1,829	株主資本	4,978
無形固定資産	14	資本金	100
投資その他の資産	2,058	資本剰余金	50
		利益剰余金	5,789
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	5,751
		（うち当期純利益）	(689)
		自己株式	△961
		評価・換算差額等	31
		その他有価証券評価差額金	31
資産合計	**8,151**	**負債・純資産合計**	**8,151**

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
福島県いわき市泉町下川字大剣196番地
株式会社いわき小名浜コンテナサービス
代表取締役社長　大曲　一行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	458,693
	固定資産	7,737
	資産合計	**466,430**
負純資債産及のび部	流動負債	230,283
	固定負債	39,650
	株主資本	196,497
	資本金	100,000
	利益剰余金	96,497
	その他利益剰余金	96,497
	（うち当期純利益）	(25,807)
	負債・純資産合計	**466,430**

第 68 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
福島県いわき市小名浜字辰巳町37番地
小名浜通船株式会社
代表取締役　大曲　一行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,233
	固定資産	56,677
	資産合計	**129,910**
負純資債産及のび部	流動負債	9,498
	株主資本	120,412
	資本金	10,000
	利益剰余金	110,412
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	107,912
	（うち当期純利益）	(9,237)
	負債・純資産合計	**129,910**

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
福島県いわき市泉町下川字大剣
１番地の164
常和運送株式会社
代表取締役　大曲　一行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	717,508
	固定資産	203,962
	資産合計	**921,470**
負純資債産及のび部	流動負債	288,820
	固定負債	48,827
	株主資本	583,823
	資本金	10,000
	利益剰余金	573,823
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	571,323
	（うち当期純利益）	(29,790)
	負債・純資産合計	**921,470**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年８月５日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社アイプロジェクト　②神奈川県知事⑴第32165号　③代表取締役　奥村和史　④神奈川県藤沢市大鋸1088番地２―306　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県藤沢市大鋸1088番地２―306　有限会社アイプロジェクト　代表取締役　奥村和史

①株式会社金山　②愛知県知事⑴25747　③代表取締役　黄震　④愛知県名古屋市西区香呑町五丁目37番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市西区香呑町五丁目37番地　株式会社金山　代表取締役　黄震

①京阪プライベート・リート投資法人　②国土交通大臣　投法第109号　③清算執行人　藪下文廣　④大阪府大阪市中央区大手前１丁目７番31号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦大阪府大阪市中央区大手前１丁目７番31号　京阪プライベート・リート投資法人　清算執行人　藪下文廣

①イソラホーム　②兵庫県知事⑷203811　③川島香子　④西宮市浜町７―25―302　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦西宮市浜町７―25―302　イソラホーム　川島香子

第13期決算公告

令和８年８月５日
東京都渋谷区円山町３番６号
フリービットスマートワークス株式会社
代表取締役　清水　高

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	72,741
	固定資産	6,862
	合計	79,603
負純資産及のび部	流動負債	135,861
	固定負債	6,391
	株主資本	△62,650
	資本金	10,000
	利益剰余金	△72,650
	その他利益剰余金	△72,650
	（うち当期純損失）	（5,774）
	合計	79,603

第57期決算公告

2026年５月26日
埼玉県和光市中央１丁目３番１号
株式会社北日本サポート
代表取締役社長　中西　久雄

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,617
	資産合計	15,617
負純資産及のび部	流動負債	2,775
	株主資本	12,842
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,842
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	1,842
	（うち当期純利益）	（1,465）
	負債・純資産合計	15,617

第３期決算公告

令和８年８月５日
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8249番地の10
株式会社ＰＲＳ大洗
代表取締役　佐藤　公春

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	509,670
	固定資産	2,445,519
	合計	2,955,190
負純資産及のび部	流動負債	117,667
	固定負債	1,354,500
	株主資本	1,483,023
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,470,270
	資本準備金	760,135
	その他資本剰余金	710,135
	利益剰余金	△37,246
	その他利益剰余金	△37,246
	（うち当期純損失）	（29,961）
	合計	2,955,190

第９期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
京橋エドグラン27階
Ｔｍａｌｌジャパン株式会社
代表取締役　張　琦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,877,846
	固定資産	14,015
	資産合計	3,891,862
負純資産及のび部	流動負債	2,599,324
	株主資本	1,292,537
	資本金	419,300
	資本剰余金	419,200
	資本準備金	419,200
	利益剰余金	454,037
	その他利益剰余金	454,037
	（うち当期純利益）	（102,015）
	負債・純資産合計	3,891,862

第39期決算公告

2026年８月５日
東京都江東区木場２丁目７番23号
イトーピアホーム株式会社
代表取締役　泉　知己

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,550,455
	固定資産	608,667
	資産合計	5,159,122
負純資産及のび部	流動負債	3,639,790
	固定負債	251,479
	負債合計	3,891,270
	株主資本	1,267,851
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,067,851
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,017,851
	（うち当期純利益）	（220,957）
	純資産合計	1,267,851
	負債・純資産合計	5,159,122

第５期決算公告

令和８年８月５日
東京都目黒区青葉台一丁目６番54号
株式会社ＣｏｕｎｔＵｐ
代表取締役　石田　宏樹

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	18,172
	固定資産	8,463
	合計	26,636
負純資産及のび部	流動負債	18,656
	株主資本	7,979
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,979
	その他利益剰余金	2,979
	（うち当期純利益）	（3,927）
	合計	26,636

第10期決算公告

令和８年８月５日
東京都品川区西五反田八丁目４番13号
五反田ＪＰビルデイング６階
株式会社ＦＹＣ
代表取締役　堀　冬樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	4,089
	固定資産	1,769
	繰延資産	11
	合計	5,871
負純資産及のび部	流動負債	756
	固定負債	4,481
	株主資本	634
	資本金	30
	利益剰余金	604
	その他利益剰余金	604
	（うち当期純利益）	（267）
	合計	5,871

第50期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目12番３号
株式会社ソダアクト
代表取締役　塚﨑純一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	801,467
	固定資産	34,638
	資産合計	836,105
負純資産及のび部	流動負債	339,636
	固定負債	7,034
	株主資本	489,435
	資本金	20,000
	利益剰余金	469,435
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	464,435
	（うち当期純利益）	（85,378）
	負債・純資産合計	836,105

第５期決算公告

令和８年８月５日
東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号
Ｄａｉｗａ渋谷宮益坂ビル５階
株式会社Ｎｅｘｉｌ
代表取締役　杉本　晃規

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	176,560
	固定資産	30,183
	合計	206,744
負純資産及のび部	流動負債	87,914
	固定負債	42,690
	株主資本	76,140
	資本金	2,000
	利益剰余金	74,140
	その他利益剰余金	74,140
	（うち当期純利益）	（12,296）
	合計	206,744

第28期決算公告

令和８年６月30日
神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目９番地
ＴＧＴＣ株式会社
代表取締役　川端　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,488
	固定資産	570
	合計	3,058
負純資産及のび部	流動負債	412
	固定負債	7
	株主資本	2,638
	資本金	90
	資本剰余金	820
	利益剰余金	1,728
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	1,714
	（うち当期純利益）	（184）
	合計	3,058

第48期決算公告

令和８年８月５日
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36番１号
ナイスコンピュータシステム株式会社
代表取締役　平井　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	662,916
	固定資産	157,772
	合計	820,688
負純資産及のび部	流動負債	494,034
	賞与引当金	71,400
	固定負債	120,527
	退職給付引当金	120,527
	株主資本	206,127
	資本金	60,000
	利益剰余金	146,127
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	131,127
	（うち当期純利益）	（121,057）
	合計	820,688

第57期決算公告

令和８年８月５日
川崎市多摩区菅一丁目13番14号
株式会社三和
代表取締役　神山　道也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	180,958
	固定資産	151,713
	合計	332,671
負純資産及のび部	流動負債	137,537
	固定負債	85,914
	株主資本	109,220
	資本金	12,000
	利益剰余金	97,220
	利益準備金	2,673
	その他利益剰余金	94,547
	（うち当期純利益）	（12,591）
	合計	332,671

第67期決算公告

令和８年６月28日
愛知県豊川市平尾町糠川11番地の31
株式会社東海カントリークラブ
代表取締役社長　神野　吾郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	726,302
	固定資産	1,771,718
	合計	2,498,021
負純資債及産のび部	流動負債	48,830
	株主資本	2,449,190
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,290,900
	資本準備金	916,300
	その他資本剰余金	1,374,600
	利益剰余金	58,290
	その他利益剰余金	58,290
	（うち当期純損失）	(4,292)
	合計	2,498,021

第16期決算公告

令和８年８月５日
名古屋市中区錦三丁目７番14号ＡＴビル
株式会社スリード
代表取締役社長　根本　喜行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	225,559
	固定資産	61,685
	合計	287,244
負純資債及産のび部	流動負債	60,593
	固定負債	14,726
	株主資本	211,925
	資本金	10,000
	利益剰余金	201,925
	利益準備金	1,544
	その他利益剰余金	200,381
	（うち当期純利益）	(26,433)
	合計	287,244

第52期決算公告

令和８年８月５日
名古屋市中川区丸米町二丁目30番地
三和鋼機株式会社
代表取締役　斎藤　順也

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	347
	固定資産	138
	合計	485
負純資債及産のび部	流動負債	153
	固定負債	19
	株主資本	312
	資本金	10
	利益剰余金	302
	その他利益剰余金	302
	（うち当期純利益）	(△2)
	合計	485

第41期決算公告

令和８年８月５日
大阪府寝屋川市早子町13番13号４階
寝屋川バス株式会社
代表取締役　田嶋　仁一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	334,341
	固定資産	88,624
	資産合計	422,965
負純資債及産のび部	流動負債	62,552
	固定負債	144,162
	負債合計	206,714
	株主資本	216,251
	資本金	20,000
	利益剰余金	196,251
	その他利益剰余金	196,251
	（うち当期純利益）	(99,532)
	純資産合計	216,251
	負債・純資産合計	422,965

第22期決算公告

令和８年８月５日
三重県四日市市霞二丁目26番地２
四日市コンテナターミナル株式会社
代表取締役　青井　光大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	389,807
	固定資産	210,227
	資産合計	600,035
負純資債及産のび部	流動負債	140,409
	固定負債	—
	負債合計	140,409
	株主資本	459,625
	資本金	115,000
	利益剰余金	344,625
	その他利益剰余金	344,625
	（うち当期純利益）	(51,250)
	純資産合計	459,625
	負債・純資産合計	600,035

第28期決算公告

令和８年８月５日
三重県三重郡朝日町大字柿128番地
株式会社三和テック
代表取締役　斎藤　順也

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18
	固定資産	15
	合計	33
負純資債及産のび部	流動負債	34
	固定負債	35
	株主資本	△36
	資本金	10
	利益剰余金	△46
	その他利益剰余金	△46
	（うち当期純利益）	(△3)
	合計	33

第73期決算公告

令和８年５月14日
大阪府大東市曙町３番３号
アサヒプラスチックス株式会社
代表取締役　左向　伸一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	128,732
	固定資産	253,675
	資産合計	382,407
負純資債及産のび部	流動負債	41,767
	固定負債	89,381
	負債合計	131,148
	株主資本	251,259
	資本金	24,000
	利益剰余金	227,259
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	221,259
	（うち当期純損失）	(5,295)
	純資産合計	251,259
	負債・純資産合計	382,407

第51期決算公告

令和８年８月５日
大阪府大東市三箇四丁目７番５号
大東バス株式会社
代表取締役　佐藤　幸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,920
	固定資産	46,224
	資産合計	61,145
負純資債及産のび部	流動負債	19,186
	固定負債	71,964
	負債合計	91,150
	株主資本	△ 30,005
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 40,005
	その他利益剰余金	△ 40,005
	（うち当期純利益）	(5,836)
	純資産合計	△ 30,005
	負債・純資産合計	61,145

第14期決算公告

令和８年８月５日
大阪府寝屋川市早子町13番13号４階
ＫＡＮＳＡＩバス株式会社
代表取締役　田嶋　仁一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	136,974
	固定資産	61,286
	資産合計	198,260
負純資債及産のび部	流動負債	48,075
	固定負債	37,490
	負債合計	85,565
	株主資本	112,695
	資本金	5,000
	利益剰余金	107,695
	その他利益剰余金	107,695
	（うち当期純利益）	(66,528)
	純資産合計	112,695
	負債・純資産合計	198,260

第56期決算公告

2026年６月11日
大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
日本エレクトロニツクシステムズ株式会社
代表取締役社長　藤田　佳宏

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,857,267
	固定資産	824,868
	合計	5,682,136
負純資債及産のび部	流動負債	1,674,359
	固定負債	130,799
	株主資本	3,876,978
	資本金	96,000
	利益剰余金	3,780,978
	利益準備金	18,944
	その他利益剰余金	3,762,034
	（うち当期純利益）	(168,973)
	合計	5,682,136

第7期決算公告

令和８年８月５日
大阪府寝屋川市葛原２丁目14番16号
株式会社エコセンター大阪
代表取締役　伊藤　洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,069,137
	固定資産	33,181
	合計	1,102,319
負純資債及産のび部	流動負債	366,703
	固定負債	9,475
	株主資本	726,141
	資本金	10,000
	利益剰余金	716,141
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	713,641
	（うち当期純利益）	(127,175)
	合計	1,102,319

第2期決算公告

令和８年７月29日
大阪市中央区本町四丁目２番12号
株式会社スマレジペイメント
代表取締役　高橋　徹弥

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,110
	資産合計	19,110
負純資債及産のび部	流動負債	205
	負債合計	205
	株主資本	18,905
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 1,094
	その他利益剰余金	△ 1,094
	（うち当期純損失）	(892)
	純資産合計	18,905
	負債・純資産合計	19,110

第 46 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
広島市西区己斐本町二丁目14番24号
株式会社香月商事
代表取締役　香月　洋子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	343,999
	固定資産	1,094,907
	合計	1,438,906
負純資産及のび部	流動負債	598,213
	固定負債	713,621
	株主資本	127,071
	資本金	10,000
	利益剰余金	117,071
	その他利益剰余金	117,071
	（うち当期純利益）	(43,175)
	合計	1,438,906

第 21 期決算公告　令和８年８月５日

広島市南区仁保沖町１番１号
ＭＣＭエネルギーサービス株式会社
代表取締役　千明　勝郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,381,761
	固定資産	3,249,905
	合計	7,631,667
負純資産及のび部	流動負債	1,562,876
	固定負債	2,605,066
	株主資本	3,463,724
	資本金	350,000
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	2,763,724
	その他利益剰余金	2,763,724
	（うち当期純損失）	(289,028)
	合計	7,631,667

第 105 期決算公告　令和８年８月５日

岡山県高梁市川上町領家381番地の１
備北バス株式会社
代表取締役　政森　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	510,900
	固定資産	488,312
	繰延資産	0
	合計	999,212
負純資産及のび部	流動負債	407,500
	固定負債	549,924
	株主資本	41,787
	資本金	32,000
	利益剰余金	11,932
	利益準備金	8,395
	その他利益剰余金	3,537
	（うち当期純利益）	(10,355)
	自己株式	△2,145
	合計	999,212

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
山口県岩国市飯田町二丁目８番１号
日本製紙岩国サポート株式会社
代表取締役　塩野　裕一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	296,264
	固定資産	255
	資産合計	296,519
負純資産及のび部	流動負債	192,067
	（うち賞与引当金）	(103,132)
	株主資本	104,452
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	84,452
	繰越利益剰余金	84,452
	（うち当期純損失）	(35,775)
	負債・純資産合計	296,519

第 44 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
山口県岩国市装束町５丁目３番30号
コーア物流株式会社
代表取締役　大上　武幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	33,911
	固定資産	5,482
	資産合計	39,393
負純資産及のび部	流動負債	3,033
	株主資本	36,360
	資本金	23,000
	資本剰余金	5,069
	資本準備金	5,069
	利益剰余金	8,291
	利益準備金	5,523
	その他利益剰余金	2,768
	（うち当期純損失）	(208)
	負債・純資産合計	39,393

第 15 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
広島市中区三川町２番３号
株式会社ルンヌ
代表取締役　香月　孝史

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,741
	固定資産	50,781
	合計	81,522
負純資産及のび部	流動負債	290,771
	固定負債	105,804
	株主資本	△ 315,053
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 318,053
	その他利益剰余金	△ 318,053
	（うち当期純損失）	(32,994)
	合計	81,522

第 28 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
鹿児島市谷山港三丁目１番地５
株式会社山川物流
代表取締役　有村　純治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,039
	固定資産	43,685
	合計	142,724
負純資産及のび部	流動負債	47,032
	固定負債	34,060
	株主資本	61,632
	資本金	10,100
	利益剰余金	51,532
	その他利益剰余金	51,532
	（うち当期純利益）	(4,978)
	合計	142,724

第 24 期決算公告　令和８年８月５日

熊本県熊本市中央区南千反畑町２番３号
株式会社熊本アグリシステム
代表取締役会長　宮本　隆幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,207,813
	固定資産	509,176
	合計	1,716,989
負純資産及のび部	流動負債	108,668
	（うち引当金）	(10,912)
	固定負債	533,557
	（うち引当金）	(131,357)
	株主資本	1,074,764
	資本金	276,700
	利益剰余金	798,064
	その他利益剰余金	798,064
	（うち当期純利益）	(35,204)
	合計	1,716,989

第 46 期決算公告　令和８年８月５日

愛媛県松山市中央１丁目19番32号
ネッツトヨタ瀬戸内株式会社
代表取締役　平松　龍一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,358,197
	固定資産	2,005,368
	合計	7,363,565
負純資産及のび部	流動負債	4,738,053
	固定負債	695,020
	株主資本	1,828,356
	資本金	10,000
	資本剰余金	70,000
	利益剰余金	1,748,356
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,728,356
	（うち当期純利益）	(168,815)
	評価・換算差額等	102,135
	合計	7,363,565

第 24 期決算公告　令和８年８月５日

千葉県市原市姉崎1808番９号
株式会社プリマ・パスタ
代表取締役　工藤　保夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,298
	固定資産	727
	資産合計	10,025
負純資産及のび部	流動負債	12,958
	固定負債	29,237
	株主資本	△32,170
	資本金	3,000
	利益剰余金	△35,170
	その他利益剰余金	△35,170
	（うち当期純利益）	(275)
	負債・純資産合計	10,025

第 11 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
大阪市北区大深町４番20号
一般社団法人日本眼科用剤協会
代表理事　伊藤　毅

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,950
	合計	5,950
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	負債合計	—
	一般正味財産	5,950
	正味財産合計	5,950
	合計	5,950

第 17 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
鹿児島県南九州市頴娃町上別府1138番地１
株式会社頴有
代表取締役　有村　住美

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,981
	固定資産	21,353
	合計	33,334
負純資産及のび部	流動負債	62,122
	固定負債	46,404
	株主資本	△75,193
	資本金	9,900
	利益剰余金	△85,093
	その他利益剰余金	△85,093
	（うち当期純損失）	(10,399)
	合計	33,334

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
東京都渋谷区宇田川町10番３号
株式会社共栄サービス
代表取締役社長　半沢　治久
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	208,242
	固定資産	46,187
	資産合計	**254,430**
負純資債産及のび部	流動負債	53,050
	固定負債	28,003
	株主資本	173,376
	資本金	10,000
	利益剰余金	163,376
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	160,876
	（うち当期純利益）	(34,069)
	負債・純資産合計	**254,430**

第 42 期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
三峰川電力株式会社
代表取締役社長　清水　裕司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	664,039
	固定資産	17,447,776
	資産合計	**18,111,815**
負純資債産及のび部	流動負債	3,743,780
	固定負債	9,928,088
	株主資本	4,439,947
	資本金	250,000
	資本剰余金	240,000
	資本準備金	240,000
	利益剰余金	3,949,947
	その他利益剰余金	3,949,947
	（うち当期純利益）	(1,200,601)
	負債・純資産合計	**18,111,815**

決算公告

2026年８月５日
東京都渋谷区渋谷三丁目28番15号
株式会社ステップワールド
代表取締役　風間　元
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,477,397
	固定資産	274,589
	資産合計	**1,751,987**
負純資債産及のび部	流動負債	678,855
	固定負債	97,052
	株主資本	976,078
	資本金	60,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	906,078
	その他利益剰余金	906,078
	（うち当期純利益）	(375,691)
	負債・純資産合計	**1,751,987**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
モーレテクノロジーズ株式会社
代表取締役　田所　良浩
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157,296
	固定資産	950
	資産合計	**158,246**
負純資債産及のび部	流動負債	37,686
	株主資本	120,559
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	60,559
	その他利益剰余金	60,559
	（うち当期純利益）	(24,786)
	負債・純資産合計	**158,246**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
SRE AI Partners株式会社
代表取締役　西山　和良
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,042,681
	固定資産	649,977
	資産合計	**3,692,658**
負純資債産及のび部	流動負債	721,501
	賞与引当金	829
	その他	720,671
	株主資本	2,971,156
	資本金	101,000
	利益剰余金	2,870,156
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	2,844,906
	（うち当期純利益）	(1,277,641)
	負債・純資産合計	**3,692,658**

第 12 期決算公告

令和８年８月５日
東京都渋谷区松濤一丁目29番24号
ロボットスタート株式会社
代表取締役　中橋　義博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	33,286,111
	固定資産	989,653
	資産合計	**34,275,764**
負純資債産及のび部	流動負債	20,870,704
	固定負債	53,200,000
	株主資本	△39,794,940
	資本金	149,402,350
	資本剰余金	414,344,450
	資本準備金	277,123,400
	その他資本剰余金	137,221,050
	利益剰余金	△603,541,740
	その他利益剰余金	△603,541,740
	（うち当期純損失）	(74,988,900)
	負債・純資産合計	**34,275,764**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
株式会社ジェイ・エフ・パートナーズ
代表取締役　佐藤　雅典
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	26
	固定資産	4
	合計	**30**
負純資債産及のび部	流動負債	3
	株主資本	26
	資本金	10
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	6
	その他利益剰余金	6
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	**30**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都港区赤坂１－８－１
株式会社イーストウィンド
代表取締役　國司　了
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	788,873
	固定資産	14,079
	資産合計	**802,953**
負純資債産及のび部	流動負債	7,862
	賞与引当金	3,550
	固定負債	23,729
	退職給付引当金	23,729
	株主資本	771,361
	資本金	1,000
	利益剰余金	770,361
	その他利益剰余金	770,361
	（うち当期純利益）	(3,671)
	負債・純資産合計	**802,953**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
HiT株式会社
代表取締役　横山　祐介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	845,374
	固定資産	109,354
	資産合計	**954,729**
負純資債産及のび部	流動負債	54,297
	賞与引当金	858
	その他	53,439
	株主資本	900,431
	資本金	1,000
	利益剰余金	899,431
	その他利益剰余金	899,431
	（うち当期純利益）	(91,438)
	負債・純資産合計	**954,729**

第 40 期決算公告

令和８年８月５日
東京都文京区本駒込五丁目68番１号
東栄貿易株式会社
代表取締役　窪田　祐二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	386,026
	固定資産	139,741
	資産合計	**525,768**
負純資債産及のび部	流動負債	336,854
	固定負債	313,016
	株主資本	△124,103
	資本金	10,000
	利益剰余金	△134,103
	その他利益剰余金	△134,103
	（うち当期純損失）	(6,813)
	負債・純資産合計	**525,768**

第 15 期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目５番６号
株式会社マイベストグラノーラ
代表取締役　市川　広樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,826
	固定資産	2,280
	資産合計	**20,107**
負純資債産及のび部	流動負債	10,481
	固定負債	7,100
	株主資本	2,525
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,474
	その他利益剰余金	△7,474
	（うち当期純利益）	(1,571)
	負債・純資産合計	**20,107**

決算公告

令和８年８月５日
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目６番３号マクニカ第１ビル
NAVYA MOBILITY SAS
日本における代表者　福田　泰之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	0
	固定資産	0
	繰延資産	0
	合計	**0**
負本店勘定及のび債	流動負債	974
	固定負債	0
	負債合計	**974**
	本店勘定	△974
	本店勘定合計	**△974**
	合計	**0**

第３期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
Digital Experts株式会社
代表取締役社長　大倉耕之介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	148,582
	固定資産	15,466
	資産合計	164,048
負債及び純資産の部	流動負債	101,066
	賞与引当金	20,004
	その他	81,062
	株主資本	62,982
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	12,982
	その他利益剰余金	12,982
	（うち当期純利益）	(12,982)
	負債・純資産合計	164,048

第７期決算公告　令和８年８月５日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩヘルスケア株式会社
代表取締役　安田　智成
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,992
	固定資産	97,464
	合計	166,457
負債及び純資産の部	流動負債	19,701
	株主資本	146,756
	資本金	100,000
	資本剰余金	569,932
	資本準備金	379,991
	その他資本剰余金	189,941
	利益剰余金	△523,175
	その他利益剰余金	△523,175
	（うち当期純損失）	(167,533)
	合計	166,457

第23期決算公告　令和８年８月５日
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
株式会社ＳＥＡ　Ｇｌｏｂａｌ
代表取締役　水谷　尚人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,039
	固定資産	1,356
	資産合計	97,396
負債及び純資産の部	流動負債	20,786
	固定負債	27,150
	株主資本	49,459
	資本金	17,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	27,459
	その他利益剰余金	27,459
	（うち当期純利益）	(13,231)
	負債・純資産合計	97,396

第４期決算公告　令和８年６月９日
東京都港区西新橋三丁目23番５号
御成門郵船ビル内ＡＮＹＺ301号室
株式会社Ｓｏｌｉｓ
代表取締役　岩﨑　史夏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	9,367,581
	固定資産	43,546,047
	資産合計	52,913,628
負債及び純資産の部	流動負債	40,882,251
	株主資本	12,031,377
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	4,031,377
	その他利益剰余金	4,031,377
	（うち当期純損失）	(787,049)
	負債・純資産合計	52,913,628

第14期決算公告　令和８年６月９日
東京都港区西新橋三丁目23番５号
御成門郵船ビル内ＡＮＹＺ301号室
株式会社Ｗａｒｉｓ
代表取締役　岩﨑　史夏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	232,556,103
	固定資産	29,511,426
	資産合計	262,067,529
負債及び純資産の部	流動負債	96,334,026
	固定負債	73,980,000
	株主資本	91,753,503
	資本金	41,738,655
	資本剰余金	35,278,655
	資本準備金	35,278,655
	利益剰余金	14,736,193
	その他利益剰余金	14,736,193
	（うち当期純損失）	(10,802,433)
	負債・純資産合計	262,067,529

第５期決算公告　令和８年６月30日
東京都千代田区一番町16番２号
株式会社ＳＭＢＣデジタルマーケティング
代表取締役　奥谷　智也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	314,385
	資産合計	314,385
負債及び純資産の部	流動負債	221,853
	固定負債	217
	株主資本	92,315
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△107,685
	その他利益剰余金	△107,685
	（うち当期純利益）	(16,152)
	負債・純資産合計	314,385

第３期決算公告　令和８年８月５日
東京都港区六本木七丁目15番９号
株式会社
JTOWER Infrastructure Holdings 3
代表取締役　髙山　知也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,079
	固定資産	1,000
	合計	65,079
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	64,899
	資本金	35,500
	資本剰余金	35,400
	資本準備金	35,400
	利益剰余金	△6,000
	その他利益剰余金	△6,000
	（うち当期純損失）	(2,035)
	合計	65,079

第４期決算公告　令和８年８月５日
東京都港区六本木七丁目15番９号
株式会社
JTOWER Infrastructure Holdings 2
代表取締役　髙山　知也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,694
	固定資産	1,000
	合計	5,694
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	5,514
	資本金	7,100
	資本剰余金	7,000
	資本準備金	7,000
	利益剰余金	△8,585
	その他利益剰余金	△8,585
	（うち当期純損失）	(2,267)
	合計	5,694

第４期決算公告　令和８年８月５日
東京都港区六本木七丁目15番９号
株式会社
JTOWER Infrastructure Holdings
代表取締役　髙山　知也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,013
	固定資産	1,000
	合計	50,013
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	49,833
	資本金	28,670
	資本剰余金	28,670
	資本準備金	28,670
	利益剰余金	△7,506
	その他利益剰余金	△7,506
	（うち当期純損失）	(2,044)
	合計	50,013

第36期決算公告　令和８年８月５日
東京都中央区八丁堀４丁目13番５号
コスモリフォーム株式会社
代表取締役社長　清水　英幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,107
	固定資産	12,331
	資産合計	198,438
負債及び純資産の部	流動負債	132,100
	固定負債	2,747
	株主資本	63,591
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,816
	資本準備金	1,816
	利益剰余金	31,774
	その他利益剰余金	31,774
	（うち当期純損失）	(10,027)
	負債・純資産合計	198,438

第38期決算公告　令和８年６月30日
東京都港区芝三丁目１番15号
ブラックボックス・ネットワークサービス株式会社
代表取締役　キース・エー・パド
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,168,890
	固定資産	33,820
	資産合計	1,202,710
負債及び純資産の部	流動負債	231,970
	賞与引当金	19,012
	固定負債	4,771
	株主資本	965,969
	資本金	50,000
	利益剰余金	915,969
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	903,469
	（うち当期純利益）	(78,381)
	負債・純資産合計	1,202,710

第47期決算公告　令和８年６月30日
東京都中央区入船二丁目１番１号
サンプラック工業株式会社
代表取締役社長　槌田　弘人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	783
	固定資産	378
	資産合計	1,161
負債及び純資産の部	流動負債	374
	固定負債	0
	負債合計	374
	株主資本	787
	資本金	50
	利益剰余金	737
	その他利益剰余金	737
	（うち当期純利益）	(326)
	純資産合計	787
	負債・純資産合計	1,161

第１期決算公告

令和８年６月26日
大阪府大阪市北区大深町６番38号
株式会社sXars
代表取締役　西山　和良

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,548
	固定資産	18
	資産合計	14,567
負債純資産及び部	流動負債	3,857
	株主資本	10,709
	資本金	10,000
	利益剰余金	709
	その他利益剰余金	709
	（うち当期純利益）	(709)
	負債・純資産合計	14,567

第17期決算公告

令和８年８月５日
東京都豊島区池袋二丁目40番13号
グローバルパートナーズ株式会社
代表取締役　山本　康二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	501,045
	固定資産	248,308
	合計	749,353
負債純資産及び部	流動負債	131,989
	固定負債	309,213
	株主資本	308,151
	資本金	100,000
	利益剰余金	208,151
	その他資本剰余金	208,151
	（うち当期純利益）	(3,985)
	合計	749,353

第６期決算公告

令和８年６月３日
東京都品川区小山一丁目３番26号
株式会社みんなの耐圧場
代表取締役　馬場　　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,983
	固定資産	468,938
	資産合計	520,921
負債純資産及び部	流動負債	148,113
	固定負債	476,555
	株主資本	△103,747
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△193,747
	その他利益剰余金	△193,747
	（うち当期純利益）	(20,252)
	負債・純資産合計	520,921

第58期決算公告

令和８年６月16日　　東京都港区港南２丁目18番１号
ダイセルミライズ株式会社
代表取締役　坂東　　研

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,806,987	流動負債	6,003,490
固定資産	398,355	固定負債	145,457
		株主資本	6,049,161
		資本金	70,000
		資本剰余金	9,379
		資本準備金	9,379
		利益剰余金	5,969,781
		利益準備金	8,121
		その他利益剰余金	5,961,661
		（うち当期純利益）	(1,131,593)
		評価・換算差額等	7,233
		その他有価証券評価差額金	7,233
資産合計	12,205,342	負債・純資産合計	12,205,342

第12期決算公告

令和８年８月５日　　東京都渋谷区円山町３番６号
フリービットインベストメント株式会社
代表取締役　清水　　高

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	339,923	流動負債	1,269
固定資産	232,205	固定負債	6,976
		株主資本	560,195
		資本金	50,000
		資本剰余金	550,000
		資本準備金	300,000
		その他資本剰余金	250,000
		利益剰余金	△39,804
		その他利益剰余金	△39,804
		（うち当期純損失）	(46,075)
		評価・換算差額等	3,687
		その他有価証券評価差額金	3,687
合計	572,129	合計	572,129

第１期決算公告

令和８年８月５日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目２番地３
EPICTOWERSHINYOKOHAMA２階A区画
A—Drive株式会社
代表取締役社長　岡部　定勝

貸借対照表の要旨
（令和５年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	297,655	流動負債	2,951
		株主資本	294,704
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	△5,296
		その他利益剰余金	△5,296
		（うち当期純損失）	(5,296)
資産合計	297,655	負債・純資産合計	297,655

第42期決算公告

令和８年６月26日

東京都港区芝公園三丁目１番22号
株式会社日本能率協会総合研究所
代表取締役社長　譲原　正昭

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,186,298	流動負債	1,333,614
固定資産	2,477,445	固定負債	783,197
有形固定資産	181,522	株主資本	4,542,543
無形固定資産	76,629	資本金	150,000
投資その他の資産	2,219,293	利益剰余金	4,392,543
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	4,355,043
		（うち当期純利益）	(138,911)
		評価・換算差額等	4,388
資産合計	6,663,744	負債・純資産合計	6,663,744

第３期決算公告

令和８年８月５日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目２番地３
EPICTOWERSHINYOKOHAMA２階A区画
A—Drive株式会社
代表取締役社長　岡部　定勝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	342,996	流動負債	45,583
固定資産	69,701	固定負債	54,186
		株主資本	312,929
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	12,929
		その他利益剰余金	12,929
		（うち当期純利益）	(40,504)
資産合計	412,697	負債・純資産合計	412,697

第２期決算公告

令和８年８月５日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目２番地３
EPICTOWERSHINYOKOHAMA２階A区画
A—Drive株式会社
代表取締役社長　岡部　定勝

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	274,455	流動負債	4,557
固定資産	2,527	株主資本	272,425
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	△27,575
		その他利益剰余金	△27,575
		（うち当期純損失）	(22,280)
資産合計	276,982	負債・純資産合計	276,982

第 54 期 決 算 公 告

2026年５月28日

新潟県柏崎市諏訪町10番17号
北日本興産株式会社
代表取締役社長　椎谷　秀男

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,642	流動負債	5,510
固定資産	3,227,456	固定負債	1,019,495
		株主資本	431,396
		資本金	10,000
		利益剰余金	422,396
		利益準備金	2,002
		その他利益剰余金	420,394
		（うち当期純利益）	（28,801）
		自己株式	△ 1,000
		評価・換算差額等	1,901,695
		その他有価証券評価差額金	1,901,695
資産合計	3,358,098	負債・純資産合計	3,358,098

第 4 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目２番地３
EPICTOWERSHINYOKOHAMA２階A区画
A―Drive株式会社
代表取締役社長　岡部　定勝

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,787,522	流動負債	1,417,859
固定資産	121,221	固定負債	94,185
		株主資本	396,699
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	96,699
		その他利益剰余金	96,699
		（うち当期純利益）	（83,771）
資産合計	1,908,743	負債・純資産合計	1,908,743

第 16 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　愛知県安城市北山崎町築地１番地
株式会社ＵＡＣＪ押出加工安城
代表取締役　伊藤　秀徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,077	流動負債	3,316
固定資産	4,709	固定負債	2,426
有形固定資産	4,594	うち退職給付引当金	271
無形固定資産	3	株主資本	1,719
投資その他の資産	113	資本金	410
		資本剰余金	850
		資本準備金	400
		その他資本剰余金	450
		利益剰余金	459
		その他利益剰余金	459
		（うち当期純利益）	（175）
		評価・換算差額等	325
		土地再評価差額金	325
資産合計	7,786	負債・純資産合計	7,786

第 21 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　名古屋市東区東桜一丁目13番３号
ＮＨＫ名古屋放送センタービル16階
株式会社ウェイストボックス
代表取締役　鈴木修一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,331,803	流動負債	234,659
固定資産	65,373	賞与引当金	18,687
		固定負債	16,688
		株主資本	1,145,828
		資本金	100,000
		資本剰余金	211,000
		資本準備金	211,000
		利益剰余金	834,828
		その他利益剰余金	834,828
		（うち当期純利益）	（123,510）
資産合計	1,397,176	負債・純資産合計	1,397,176

第 19 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　広島市佐伯区五日市港三丁目７番11号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役　藤田　哲也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,580,312	流動負債	14,263,050
固定資産	1,770,387	賞与引当金	654,777
		固定負債	1,910,916
		退職給付引当金	1,274,575
		株主資本	3,039,311
		資本金	150,000
		利益剰余金	2,889,311
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,864,311
		（うち当期純利益）	（2,914,310）
		評価・換算差額等	137,422
		その他有価証券評価差額金	137,422
資産合計	19,350,700	負債・純資産合計	19,350,700

第 54 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　名古屋市中区錦一丁目13番31号
ミツワ株式会社
代表取締役　景山　秀敏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,740,678	流動負債	6,441,560
固定資産	4,727,754	固定負債	1,216,991
		退職給与引当金	17,000
		その他	1,199,991
		株主資本	3,809,881
		資本金	100,000
		資本剰余金	604,482
		その他資本剰余金	604,482
		利益剰余金	3,105,398
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,080,398
		（うち当期純利益）	（205,620）
資産合計	11,468,432	負債・純資産合計	11,468,432

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
ときわ化研株式会社
代表取締役　飯村　健

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	258	流動負債	115
固定資産	195	固定負債	19
有形固定資産	184	負債合計	133
無形固定資産	1	株主資本	320
投資その他の資産	10	資本金	40
		利益剰余金	280
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	270
		純資産合計	320
資産合計	453	負債・純資産合計	453

㈱　当期純利益　33百万円

第 40 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

広島県尾道市向東町14755番地
ロジスネクストハンドリングシステム株式会社
代表取締役　横山　浩之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,287,629	流動負債	975,094
固定資産	117,400	賞与引当金	100,441
		固定負債	149,061
		退職給付引当金	148,163
		株主資本	280,874
		資本金	90,000
		利益剰余金	190,874
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	168,374
		（うち当期純損失）	（2,016）
資産合計	1,405,029	負債・純資産合計	1,405,029

第 22 期 決 算 公 告

令和８年８月５日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目５番６号盛田ビルディング
株式会社アルカン
代表取締役　檜垣　周作

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,976,132	流動負債	1,015,777
固定資産	456,011	固定負債	649,482
		株主資本	2,766,884
		資本金	470,150
		資本剰余金	1,520,557
		資本準備金	1,221,463
		その他資本剰余金	299,094
		利益剰余金	776,176
		その他利益剰余金	776,176
		（うち当期純利益）	（173,208）
資産合計	4,432,144	負債・純資産合計	4,432,144

第 41 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅エコマテリアルズ株式会社
代表取締役　辰馬　正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,879,712	流動負債	3,772,409
固定資産	207,996	（賞与引当金）	（35,492）
		固定負債	12,022
		（退職給与引当金）	（12,022）
		株主資本	1,300,087
		資本金	495,000
		利益剰余金	805,087
		利益準備金	123,750
		その他利益剰余金	681,337
		（うち当期純利益）	（235,558）
		評価・換算差額等	3,189
資産合計	5,087,709	負債・純資産合計	5,087,709

第 52 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　東京都港区東新橋２丁目３番17号
株式会社ネクスコ東日本シティフード
代表取締役社長　真﨑　広文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,380	流動負債	151
固定資産	1,009	賞与引当金	4
		固定負債	116
		退職給付引当金	10
		株主資本	5,027
		資本金	60
		利益剰余金	4,967
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	4,915
		（うち当期純利益）	（84）
		評価・換算差額等	93
資産合計	5,389	負債・純資産合計	5,389

第 71 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　東京都渋谷区恵比寿西一丁目13番７号
株式会社きくや美粧堂
代表取締役　荒　清志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,297	流動負債	846
固定資産	1,332	賞与引当金	211
		固定負債	701
		役員退職慰労引当金	20
		退職給付引当金	365
		修繕引当金	215
		株主資本	4,081
		資本金	43
		利益剰余金	4,038
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	4,028
		（うち当期純利益）	（749）
資産合計	5,629	負債・純資産合計	5,629

第 43 期 決 算 公 告

2026年８月５日　東京都港区北青山２丁目５番１号
伊藤忠フィナンシャルマネジメント株式会社
代表取締役社長　菅　伸浩

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	589	流動負債	288
固定資産	151	（賞与引当金）	（95）
		（役員賞与引当金）	（2）
		固定負債	259
		（退職給付引当金）	（259）
		株主資本	193
		資本金	50
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	141
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	130
		（うち当期純利益）	（115）
資産合計	741	負債・純資産合計	741

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
東京都千代田区神田駿河台２－２
クラシス株式会社
代表取締役社長　佐野　嘉彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	765,028	流動負債	259,877
固定資産	225,168	（うち賞与引当金）	（21,047）
		固定負債	22,992
		（うち退職給付引当金）	（13,557）
		株主資本	707,302
		資本金	50,000
		利益剰余金	659,430
		その他利益剰余金	659,430
		（うち当期純利益）	（76,058）
		自己株式	△2,127
		評価・換算差額等	24
資産合計	990,196	負債・純資産合計	990,196

第 23 期 決 算 公 告

令和８年８月５日　愛知県名古屋市中区栄一丁目７番34号
盛田株式会社
代表取締役　檜垣　周作

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,023,383	流動負債	2,239,931
固定資産	7,484,621	固定負債	4,444,551
		株主資本	5,769,795
		資本金	100,000
		資本剰余金	6,383,899
		資本準備金	2,139,888
		その他資本剰余金	4,244,010
		利益剰余金	△714,103
		その他利益剰余金	△714,103
		（うち当期純利益）	（291,808）
		評価・換算差額等	53,726
		その他有価証券評価差額金	53,726
資産合計	12,508,004	負債・純資産合計	12,508,004

第 60 期 決 算 公 告

2026年８月５日　神奈川県足柄上郡中井町境別所726
株式会社ルミネリゾート
代表取締役社長　大須賀直人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	797,660	流動負債	186,217
固定資産	4,028,242	固定負債	3,320,243
		負債合計	3,506,460
		株主資本	1,319,441
		資本金	360,000
		資本剰余金	126,000
		資本準備金	126,000
		利益剰余金	833,441
		利益準備金	74,900
		その他利益剰余金	758,541
		（当期純利益）	（14,466）
		純資産合計	1,319,441
資産合計	4,825,902	負債・純資産合計	4,825,902

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より当社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。令和八年七月三十一日（金）十二時〇〇分（日本時間）をもちまして、ＬＩＮＥ占いアプリを終了いたしました。今までご愛顧いただきましたお客様には深く御礼申し上げますとともに、このようなご案内となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

サービス終了に伴い、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有されるお客様に、左記の通り払戻しをいたします。

令和八年八月五日

ＬＩＮＥヤフー株式会社

記

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】ＬＩＮＥヤフー株式会社

【払戻し対象前払式支払手段の種類】「占いコイン（ＬＩＮＥ占い用）」有償の未使用残高のみを対象とします。

【払戻しの申出期間】令和八年八月五日（水）十二時〇〇分～令和八年十一月四日（水）十二時〇〇分　当該期間内に申出がない場合は、本手続から除斥されます。

【お問い合わせ先】

https://contact-cc.line.me/

〒一〇二―八二八二　東京都千代田区紀尾井町一番三号　東京ガーデンテラス紀尾井町　紀尾井タワー

ＬＩＮＥヤフー株式会社

第13期決算公告

令和８年８月５日

東京都渋谷区桜丘町23番21号

渋谷区文化総合センター大和田９階

一般社団法人渋谷区医師会

代表理事　内藤　淳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	694,092
	固定資産	2,052,109
	合計	2,746,201
負味財債及産びの正部	流動負債	311,048
	固定負債	50,922
	負債合計	361,970
	指定正味財産	—
	一般正味財産	2,384,231
	正味財産合計	2,384,231
	合計	2,746,201

第３期決算公告

令和８年８月５日

東京都北区滝野川七丁目５番11号

一般財団法人ヨコオ育英会

代表理事　横尾　健司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,124
	固定資産	0
	合計	8,124
負味財債及産びの正部	流動負債	749
	固定負債	0
	負債合計	749
	一般正味財産	7,375
	正味財産合計	7,375
	合計	8,124

第42期決算公告

令和８年６月19日

栃木県佐野市栄町３番地２

株式会社セイケイ

代表取締役　宮嶋　良和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,111	流動負債	1,462
固定資産	3,416	固定負債	144
有形固定資産	3,197	負債合計	1,606
無形固定資産	81	株主資本	7,921
投資その他の資産	138	資本金	950
		資本剰余金	750
		資本準備金	750
		利益剰余金	6,221
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	6,171
		純資産合計	7,921
資産合計	9,527	負債・純資産合計	9,527

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,367
売上原価	8,739
売上総利益	1,628
販売費及び一般管理費	900
営業利益	728
営業外収益	66
営業外費用	3
経常利益	791
特別損失	2
税引前当期純利益	789
法人税、住民税及び事業税	265
法人税等調整額	△22
当期純利益	546

決　算　公　告

令和８年８月５日

東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号

パレスサイドビル内

一般財団法人毎日書道会

代表理事　松木　健

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	168,842
	固定資産	193,787
	合計	362,630
負味財債及産びの正部	流動負債	14,659
	固定負債	13,655
	負債合計	28,315
	一般正味財産	334,315
	正味財産合計	334,315
	合計	362,630

第36期決算公告

令和８年８月５日

千葉市若葉区西都賀三丁目21番２号

株式会社アラキ総産

代表取締役　荒木　勇人

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	720,861
	固定資産	544,923
	資産合計	1,265,785
純資産の負債及び部	流動負債	508,342
	固定負債	320,513
	株主資本	436,929
	資本金	10,000
	利益剰余金	426,929
	その他利益剰余金	426,929
	（うち当期純利益）	(52,878)
	負債・純資産合計	1,265,785

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アラキトラスト（住所千葉市若葉区西都賀三丁目二一番二号）に対して当社の不動産に係る事業、各種投資事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日

千葉市若葉区西都賀三丁目二一番二号

株式会社アラキ総産

代表取締役　荒木　勇人

第73期決算公告　令和８年６月30日

札幌市中央区北４条西４丁目１番地

伊藤組山林管理育成株式会社

代表取締役社長　金子　忠勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	40,501
	固定資産	24,985
	合計	65,486
純資産の負債及び部	流動負債	417
	株主資本	65,069
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,069
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	52,569
	（うち当期純損失）	(3,042)
	合計	65,486

第４期決算公告

令和８年８月５日

東京都千代田区神田三崎町３丁目５番９号

ＡＣＭ株式会社

代表取締役　西村　治

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,400,810
	資産合計	54,400,810
純資産の負債及び部	流動負債	246,600
	株主資本	54,154,210
	資本金	52,500,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	△845,790
	その他利益剰余金	△845,790
	（うち当期純損失）	(1,316,484)
	負債・純資産合計	54,400,810

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日

東京都千代田区神田三崎町三丁目五番九号

ＡＣＭ株式会社

代表取締役　西村　治

第41期決算公告

令和８年８月５日
川崎市高津区末長三丁目３番17号
株式会社ゼネラルＧＲＡＮＣＡＳＴ
（旧商号　ゼネラル株式会社）
代表取締役　浅井　茂樹

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,701
	固定資産	—
	合計	9,701
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	9,701
	資本金	10,000
	利益剰余金	△298
	その他利益剰余金	△298
	（うち当期純利益）	（—）
	合計	9,701

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ゼネラル（乙、住所川崎市高津区末長三丁目三番一七号）の情報通信システムビジネス部門に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）https://www.fujitsu-general.com/jp/
令和八年八月五日
川崎市高津区末長三丁目三番一七号
株式会社ゼネラルＧＲＡＮＣＡＳＴ
代表取締役　浅井　茂樹

第９期決算公告

令和８年８月５日
埼玉県本庄市早稲田の杜三丁目１番８号
ケイアイエポックメイキング株式会社
代表取締役　堀口　幸昌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,648,127
	固定資産	97,988
	資産合計	2,746,115
負債及び純資産の部	流動負債	1,653,175
	（うち賞与引当金）	（25,670）
	固定負債	439
	株主資本	1,092,501
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,082,501
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,080,001
	（うち当期純損失）	（89,708）
	負債・純資産合計	2,746,115

第５期決算公告

令和８年８月５日　東京都千代田区大手町一丁目２番１号
ミットパワーインディア株式会社
代表取締役　山口　紀行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	144	流動負債	9
固定資産	25,950	固定負債	38,838
		負債合計	38,847
		株主資本	494
		資本金	351
		資本剰余金	350
		資本準備金	350
		利益剰余金	△206
		その他利益剰余金	△206
		評価・換算差額等	△13,246
		繰延ヘッジ損益	△13,246
		純資産合計	△12,752
資産合計	26,095	負債・純資産合計	26,095

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	178
営業損失	178
営業外収益	4,654
営業外費用	4,547
経常損失	70
税引前当期純損失	70
法人税、住民税及び事業税	398
法人税等調整額	△3
当期純損失	465

第９期決算公告

令和８年８月５日
埼玉県本庄市見福三丁目14番17号
ケイアイクラフト株式会社
代表取締役　園部　守

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,329,904
	固定資産	148,257
	資産合計	1,478,161
負債及び純資産の部	流動負債	1,253,605
	（うち賞与引当金）	（31,121）
	固定負債	300
	株主資本	224,255
	資本金	10,000
	利益剰余金	214,255
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	211,755
	（うち当期純損失）	（81,785）
	負債・純資産合計	1,478,161

第70期決算公告

令和８年８月５日

東京都品川区東大井六丁目３番22号
社会医療法人社団東京巨樹の会
理事長　蒲池　健一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		7,625,152	流動負債	51,617,485
固定資産		91,578,767	賞与引当金	285,479
	有形固定資産	91,442,026	固定負債	43,828,783
	無形固定資産	90,963	退職給付引当金	478,590
	その他の資産	45,778	負債合計	95,446,268
			積立金	3,757,651
			純資産合計	3,757,651
資産合計		99,203,919	負債・純資産合計	99,203,919

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	19,037,980
事業費用	17,029,422
事業利益	2,008,558
事業外収益	9,094
事業外費用	671,311
経常利益	1,346,341
特別利益	0
特別損失	3,599
税引前当期純利益	1,342,742
法人税・住民税及び事業税	52,530
当期純利益	1,290,212

第63期決算公告

令和８年８月５日
埼玉県川口市東川口二丁目２番12号
株式会社三福企業
代表取締役　高　秀美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	19
	固定資産	97
	合計	117
負債及び純資産の部	流動負債	11
	固定負債	45
	株主資本	60
	資本金	16
	利益剰余金	44
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	24
	（うち当期純損失）	（2）
	合計	117

第61期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区麹町一丁目10番地
エムシー・ファーティコム株式会社
代表取締役　黒田　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,840	流動負債	12,778
固定資産	4,437	（賞与引当金）	（191）
		（売上割戻引当金）	（154）
		固定負債	270
		（退職給付引当金）	（250）
		株主資本	5,229
		資本金	1,226
		資本剰余金	832
		資本準備金	832
		利益剰余金	3,171
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	3,092
資産合計	18,277	負債・純資産合計	18,277

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,013
売上原価	13,204
売上総利益	2,809
販売費及び一般管理費	2,002
営業利益	807
営業外損益	△141
経常利益	666
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	666
法人税・住民税及び事業税	63
法人税等調整額	67
当期純利益	536

第９期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区八重洲２－２－１東京ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタワー12Ｆ
ケイアイスタービルド株式会社
代表取締役　松倉　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,568,916
	固定資産	101,260
	資産合計	18,670,177
負債及び純資産の部	流動負債	11,859,546
	（うち賞与引当金）	（16,375）
	固定負債	5,528,083
	株主資本	1,282,547
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,272,547
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,270,047
	（うち当期純利益）	（282,771）
	負債・純資産合計	18,670,177

第７期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区八重洲二丁目１番８号
八重洲Ｋビル２階
ＫＳキャリア株式会社
代表取締役　阿部　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,080
	固定資産	18,086
	資産合計	58,167
負純資債及産のび部	流動負債	47,934
	（うち賞与引当金）	(5,779)
	株主資本	10,232
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,767
	その他利益剰余金	△9,767
	（うち当期純損失）	(8,966)
	負債・純資産合計	58,167

第２期決算公告

2026年８月５日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ23ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	39,982	流動負債	1,322
その他の資産	1,568	固定負債	34,210
流動資産	1,308	負債合計	35,532
固定資産	242	社員資本	6,165
繰延資産	17	特定資本金	0
		優先資本金	6,165
		剰余金	△146
		当期未処理損失	146
		純資産合計	6,018
資産合計	41,550	負債・純資産合計	41,550

損益計算書の要旨
（自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	726
営業費用	768
営業損失	42
営業外収益	0
営業外費用	86
経常損失	129
税引前当期純損失	129
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	128

第２期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区八重洲２－２－１東京ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタワー12Ｆ
株式会社ゆたかパートナーズ
代表取締役　松澤　修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,094
	固定資産	23,208
	資産合計	62,302
負純資債及産のび部	流動負債	11,265
	（うち賞与引当金）	(1,847)
	株主資本	51,037
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△28,962
	その他利益剰余金	△28,962
	（うち当期純損失）	(6,228)
	負債・純資産合計	62,302

第40期決算公告

2026年６月29日
横浜市西区高島一丁目１番１号
日産ファイナンス株式会社
代表取締役　石　憲治郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	165,243	流動負債	215,407
固定資産	93,585	固定負債	37
投資その他の資産	93,585	退職給付引当金	37
		株主資本	43,383
		資本金	2,491
		資本剰余金	3
		資本準備金	3
		利益剰余金	40,888
		利益準備金	619
		その他利益剰余金	40,269
資産合計	258,828	負債・純資産合計	258,828

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,699
売上原価	1,623
売上総利益	75
販売費及び一般管理費	57
営業利益	18
営業外収益	16,020
営業外費用	634
経常利益	15,403
税引前当期純利益	15,403
法人税、住民税及び事業税	100
法人税等調整額	△2
当期純利益	15,305

第10期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区八重洲２－２－１東京ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタワー12Ｆ
ケイアイスターデベロップメント株式会社
代表取締役　浅見　匡紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,235,680
	固定資産	16,040
	資産合計	2,251,721
負純資債及産のび部	流動負債	1,047,622
	（うち賞与引当金）	(11,708)
	固定負債	683
	株主資本	1,203,414
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,193,414
	その他利益剰余金	1,193,414
	（うち当期純利益）	(184,241)
	負債・純資産合計	2,251,721

第17期決算公告

2026年６月29日
横浜市西区高島一丁目１番１号
日産グループファイナンス株式会社
代表取締役　石　憲治郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	546,254	流動負債	542,675
		賞与引当金	7
		固定負債	3
		株主資本	3,575
		資本金	90
		利益剰余金	3,485
		その他利益剰余金	3,485
資産合計	546,254	負債・純資産合計	546,254

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,906
売上原価	5,628
売上総利益	278
販売費及び一般管理費	62
営業利益	215
営業外収益	0
経常利益	215
税引前当期純利益	215
法人税、住民税及び事業税	47
法人税等調整額	26
当期純利益	142

第18期決算公告

令和８年６月30日
東京都港区北青山二丁目５番１号
アイリス・アセット・マネージメント株式会社
代表取締役　金井　将司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	56
	固定資産	2,001
	合計	2,057
負純資債及産のび部	流動負債	2
	固定負債	1,100
	株主資本	954
	資本金	20
	利益剰余金	934
	その他利益剰余金	934
	（うち当期純利益）	(81)
	合計	2,057

第23期決算公告

令和８年８月５日
東京都目黒区中央町二丁目３番６号
株式会社ＢＲＯＷＺＥ
代表取締役　家田　安勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	796,695
	固定資産	451,824
	繰延資産	526
	資産合計	1,249,045
負純資債及産のび部	流動負債	279,374
	固定負債	136,022
	株主資本	833,648
	資本金	10,000
	利益剰余金	823,648
	その他利益剰余金	823,648
	（うち当期純利益）	(275,734)
	負債・純資産合計	1,249,045

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＢＲＯＷＺＥ（乙、住所東京都目黒区中央町二丁目三番六号）の投資事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はなく、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日
東京都世田谷区桜二丁目二番一八号
株式会社ＩＥＤＡ＆ＣＯ．
代表取締役　家田　安勝

第23期決算公告

令和８年８月５日
宮崎県宮崎市橘通東３丁目８番21号
株式会社わらしべ
代表取締役　河野　信吉

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,390
	固定資産	13,858
	合計	40,248
負債及び純資産の部	流動負債	93,554
	固定負債	29,052
	株主資本	△82,357
	資本金	3,000
	利益剰余金	△85,357
	その他利益剰余金	△85,357
	（うち当期純損失）	(35,043)
	合計	40,248

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年八月五日
（甲）宮崎県宮崎市橘通東三丁目八番二一号
株式会社レジャークリエイトホールディングス
代表取締役　河野　信吉
（乙）宮崎県宮崎市橘通東三丁目八番二一号
株式会社わらしべ
代表取締役　河野　信吉

掲載の官報　令和七年十一月十三日
掲載の日付
掲載頁　九十六頁（号外第二五〇号）
左記のとおりです。

第27期決算公告

令和８年６月24日
東京都中央区新川一丁目５番17号
日本ワムネット株式会社
代表取締役社長　長谷川浩司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	598,978
	固定資産	571,210
	合計	1,170,188
負債及び純資産の部	流動負債	867,960
	固定負債	0
	株主資本	302,228
	資本金	200,050
	利益剰余金	102,178
	利益準備金	50,012
	その他利益剰余金	52,166
	（うち当期純利益）	(52,164)
	合計	1,170,188

第43期決算公告

2026年６月27日　　神戸市兵庫区東柳原町３番10号
株式会社神戸マツダ
代表取締役　橋本　覚

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,469	流動負債	11,359
固定資産	22,820	賞与引当金	319
有形固定資産	20,461	固定負債	11,997
無形固定資産	57	負債合計	23,356
投資その他の資産	2,301	株主資本	4,933
		資本金	100
		利益剰余金	4,919
		利益準備金	48
		その他利益剰余金	4,872
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	4,933
資産合計	28,289	負債・純資産合計	28,289

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	36,812
売上原価	27,733
売上総利益	9,080
販売費及び一般管理費	8,216
営業利益	864
営業外収益	248
営業外費用	259
経常利益	852
特別損失	258
税引前当期純利益	594
法人税、住民税及び事業税	179
法人税等調整額	29
当期純利益	387

第26期決算公告

令和８年８月５日
富山県射水市有磯２―33―５
北陸コラム株式会社
代表取締役　帖地　和仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	711,475
	固定資産	199,611
	合計	911,086
負債及び純資産の部	流動負債	298,713
	（賞与引当金）	(5,700)
	固定負債	0
	株主資本	612,372
	資本金	70,000
	資本剰余金	39,317
	資本準備金	39,317
	利益剰余金	503,055
	その他利益剰余金	503,055
	（うち当期純利益）	(45,696)
	合計	911,086

第60期決算公告

令和８年８月５日
東京都江戸川区松江一丁目11番１号
大弘ゴム工業株式会社
代表取締役　青柳　有輝

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	295,146
	固定資産	128,553
	合計	423,699
負債及び純資産の部	流動負債	56,280
	株主資本	367,419
	資本金	20,000
	利益剰余金	349,319
	利益準備金	3,315
	その他利益剰余金	346,003
	（うち当期純利益）	(71,908)
	自己株式	△1,900
	合計	423,699

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日
東京都江戸川区松江一丁目一一番一号
大弘ゴム工業株式会社
代表取締役　青柳　有輝

第54期決算公告

令和８年６月19日
富山県高岡市米島1061番地２
ゼオンノース株式会社
代表取締役社長　川﨑　洋輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,046
	固定資産	1,506
	合計	6,552
負債及び純資産の部	流動負債	1,788
	固定負債	88
	株主資本	4,632
	資本金	100
	資本剰余金	10
	利益剰余金	4,522
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	4,500
	（うち当期純利益）	(907)
	評価・換算差額等	44
	合計	6,552

第31期決算公告

令和８年８月５日
静岡県富士宮市田中町408番地
株式会社アンヌホールディングス
代表取締役　渡邉　一弘

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,429
	固定資産	31,897
	資産合計	85,326
負債及び純資産の部	流動負債	10,620
	固定負債	100,734
	株主資本	△26,027
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,027
	その他利益剰余金	△36,027
	（うち当期純利益）	(6,747)
	負債・純資産合計	85,326

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千八百八十三万四千百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日
静岡県富士宮市田中町四〇八番地
株式会社アンヌホールディングス
代表取締役　渡邉　一弘

第8期決算公告

令和８年８月５日
愛知県名古屋市中村区名駅二丁目37番21号
東海ソフトビル４階Ｃ
ケイアイプランニング株式会社
代表取締役　村田　晋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,039,403
	固定資産	154,671
	資産合計	21,194,074
負債及び純資産の部	流動負債	18,561,246
	（うち賞与引当金）	(76,467)
	固定負債	492,484
	株主資本	2,140,342
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,130,342
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,127,842
	（うち当期純利益）	(46,743)
	負債・純資産合計	21,194,074

第 39 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目12番５号

株式会社

ケィビープランニングインターナショナル

代表取締役　本多　源太

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	537,890
	固定資産	487,050
	合計	**1,024,940**
負債及び純資産の部	流動負債	244,154
	固定負債	81,893
	役員退職慰労引当金	4,721
	退職給付引当金	31,568
	修繕引当金	32,294
	株主資本	691,038
	資本金	30,000
	利益剰余金	661,038
	利益準備金	325
	その他利益剰余金	660,713
	（うち当期純利益）	(99,581)
	評価・換算差額等	7,854
	その他有価証券評価差額金	7,854
	合計	**1,024,940**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目13番７号

株式会社ＭＡＳＳホールディングス

代表取締役　増保　利行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,490
	固定資産	1,143
	合計	**6,633**
負債及び純資産の部	流動負債	3,864
	賞与引当金	51
	固定負債	783
	役員退職慰労引当金	17
	退職給付引当金	87
	修繕引当金	140
	株主資本	1,985
	資本金	81
	資本剰余金	208
	資本準備金	21
	その他資本剰余金	187
	利益剰余金	1,696
	その他利益剰余金	1,696
	（うち当期純利益）	(92)
	合計	**6,633**

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

静岡県富士市中里2608番地の25

ユニプレス精密株式会社

代表取締役社長　大石　哲史

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	749,746
	固定資産	1,269,680
	資産合計	**2,019,425**
負債及び純資産の部	流動負債	1,370,726
	賞与引当金	63,513
	役員賞与引当金	3,655
	固定負債	21,092
	退職給付引当金	20,193
	負債合計	**1,391,818**
	株主資本	628,511
	資本金	353,000
	資本剰余金	275,000
	資本準備金	275,000
	利益剰余金	511
	利益準備金	88,250
	その他利益剰余金	△87,739
	（うち当期純損失）	(186,143)
	評価・換算差額等	△904
	その他有価証券評価差額金	△904
	純資産合計	**627,607**
	負債・純資産合計	**2,019,425**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年５月18日

埼玉県本庄市本庄一丁目１番７号

株式会社ワイグッドホールディングス

代表取締役　横尾　　守

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,986,904
	固定資産	8,441,583
	合計	**18,428,487**
負債及び純資産の部	流動負債	6,343,793
	賞与引当金	29,514
	その他流動負債	6,314,279
	固定負債	6,488,340
	退職給付引当金	5,035
	その他固定負債	6,483,305
	株主資本	5,596,354
	資本金	95,000
	資本剰余金	4,341,274
	資本準備金	186,262
	その他資本剰余金	4,155,012
	利益剰余金	1,160,079
	その他利益剰余金	1,160,079
	（うち当期純利益）	(17,168)
	合計	**18,428,487**

決　算　公　告

2026年８月５日

大阪市淀川区宮原３丁目４番30号

株式会社ケアネクストホールディングス

代表取締役　山中　榮二

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	133,600
	固定資産	4,426,710
	合計	**4,560,311**
負債及び純資産の部	流動負債	522,371
	（うち賞与引当金）	(9,530)
	（うち役員賞与引当金）	(17,700)
	固定負債	2,836,787
	（うち退職給付引当金）	(350)
	（うち役員退職慰労引当金）	(15,083)
	株主資本	1,201,100
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,140,000
	資本準備金	500
	その他資本剰余金	1,139,500
	利益剰余金	△ 38,899
	その他利益剰余金	△ 38,899
	（うち当期純利益）	(311,862)
	新株予約権	52
	合計	**4,560,311**

第 58 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

愛知県名古屋市中区松原二丁目12番10号

日本ディック株式会社

代表取締役　工藤　　隆

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,416,309
	固定資産	419,199
	資産合計	**1,835,508**
負債及び純資産の部	流動負債	627,018
	負債合計	**627,018**
	株主資本	1,208,490
	資本金	90,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	1,043,490
	利益準備金	10,005
	その他利益剰余金	1,033,485
	（うち当期純利益）	(36,778)
	純資産合計	**1,208,490**
	負債・純資産合計	**1,835,508**

第35期決算公告

令和８年８月５日
愛知県春日井市白山町六丁目12番地の13
株式会社ヤグチ建設
代表取締役　矢口　貴志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,009,554
	固定資産	1,579,318
	合計	3,588,873
負純資産及び部	流動負債	1,992,096
	賞与引当金	2,000
	固定負債	636,174
	株主資本	960,602
	資本金	10,000
	利益剰余金	950,602
	その他利益剰余金	950,602
	（うち当期純利益）	(289,032)
	合計	3,588,873

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食店の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和八年八月五日
名古屋市昭和区御器所三丁目一〇番五号
（甲）株式会社ＳＵＮ
代表取締役　矢口　貴志
愛知県春日井市白山町六丁目一二番地の一三
（乙）株式会社ヤグチ建設
代表取締役　矢口　貴志

第40期決算公告

令和８年５月18日
埼玉県上尾市本町六丁目４番８号
株式会社桔梗企画設計
代表取締役　野本　政彦

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,039,789
	固定資産	61,670
	合計	1,101,460
負純資産及び部	流動負債	209,953
	固定負債	4,245
	退職給付引当金	4,245
	株主資本	887,262
	資本金	20,000
	利益剰余金	867,262
	利益準備金	3,300
	その他利益剰余金	863,962
	（うち当期純利益）	(35,943)
	合計	1,101,460

第３期決算公告

令和８年８月５日
大阪府大阪市中央区南船場三丁目７番24号３Ｆ
ＡＣＥ　ｃｏｆｆｅｅ株式会社
代表取締役　林　　輝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,582
	固定資産	36,383
	繰延資産	236
	合計	38,203
負純資産及び部	流動負債	3,857
	固定負債	3,727
	株主資本	30,618
	資本金	30,000
	利益剰余金	618
	その他利益剰余金	618
	（うち当期純利益）	(648)
	合計	38,203

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月五日
大阪府大阪市中央区南船場三丁目七番二四号三Ｆ
ＡＣＥ　ｃｏｆｆｅｅ株式会社
代表取締役　林　　輝

第６期決算公告

令和８年５月18日
埼玉県本庄市寿一丁目25番13号
株式会社ワイグッドケアサポート
代表取締役　中島　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,983
	固定資産	543
	合計	38,526
負純資産及び部	流動負債	8,168
	賞与引当金	240
	その他流動負債	7,928
	株主資本	30,358
	資本金	1,000
	利益剰余金	29,358
	その他利益剰余金	29,358
	（うち当期純利益）	(5,847)
	合計	38,526

第８期決算公告

令和８年８月５日
仙台市太白区東中田一丁目11番23号
株式会社ＴＥＮＰＯ計画
代表取締役　髙井　秀樹

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,472
	固定資産	7,804
	合計	14,276
負純資産及び部	流動負債	21,341
	株主資本	△7,064
	資本金	4,000
	利益剰余金	△11,064
	その他利益剰余金	△11,064
	（うち当期純損失）	(5,761)
	合計	14,276

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月五日
仙台市青葉区北目町五番九号
（甲）株式会社アプリ―・ヨミウリ
代表取締役　髙井　秀樹
仙台市太白区東中田一丁目一一番二三号
（乙）株式会社ＴＥＮＰＯ計画
代表取締役　髙井　秀樹

甲の貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,744
	固定資産	13,287
	合計	50,031
負純資産及び部	流動負債	24,913
	固定負債	7,150
	株主資本	17,968
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,174
	その他資本剰余金	2,174
	利益剰余金	5,794
	その他利益剰余金	5,794
	（うち当期純利益）	(6,285)
	合計	50,031

第６期決算公告

令和８年８月５日
東京都小金井市貫井北町三丁目33番３―312号
株式会社Ａ＆Ｄマネジメント
代表取締役　京谷　直彦

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	107,481
	固定資産	212,121
	資産合計	319,602
負純資産及び部	流動負債	14,513,940
	株主資本	△14,194,338
	資本金	200,000
	利益剰余金	△14,394,338
	その他利益剰余金	△14,394,338
	（うち当期純損失）	(820,814)
	負債・純資産合計	319,602

第10期決算公告

令和８年８月５日
東京都豊島区南池袋三丁目18番36号
富美栄ビル２階
株式会社キャピタルプラス
代表取締役　京谷　直彦

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,761,177
	固定資産	43,864,180
	資産合計	64,625,357
負純資産及び部	流動負債	2,677,736
	固定負債	33,408,961
	株主資本	28,538,660
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	27,538,660
	その他利益剰余金	27,538,660
	（うち当期純利益）	(751,842)
	負債・純資産合計	64,625,357

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年八月五日
東京都豊島区南池袋三丁目一八番三六号富美栄ビル二階
（甲）株式会社キャピタルプラス
代表取締役　京谷　直彦
東京都小金井市貫井北町三丁目三三番三―三一二号
（乙）株式会社Ａ＆Ｄマネジメント
代表取締役　京谷　直彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日

神奈川県横須賀市佐島一丁目二三番二〇号ベイサイド佐島三〇一

（甲）株式会社サンライト

代表取締役　石田　晃啓

長野県長野市大字稲葉七〇九番地三ＹＡビル三〇一号

（乙）株式会社ｋｎｏｔ

代表取締役　小池　穣

第１期決算公告

令和８年８月５日

長野県長野市大字稲葉709番地３ＹＡビル301号

株式会社ｋｎｏｔ

代表取締役　小池　穣

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,186
	固定資産	305
	繰延資産	3,718
	合計	10,210
負純資債及産のび部	流動負債	3,369
	固定負債	4,820
	株主資本	2,021
	資本金	2,000
	利益剰余金	21
	その他利益剰余金	21
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	10,210

第５期決算公告

令和８年８月５日

神奈川県横須賀市佐島一丁目23番20号ベイサイド佐島301

株式会社サンライト

代表取締役　石田　晃啓

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,991
	固定資産	31,180
	繰延資産	1,368
	合計	38,540
負純資債及産のび部	流動負債	4,644
	固定負債	50,017
	株主資本	△16,121
	資本金	5,000
	利益剰余金	△21,121
	その他利益剰余金	△21,121
	（うち当期純損失）	(13,487)
	合計	38,540

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日

大阪市西成区花園南一丁目七番二五号

（甲）ローゼン製菓株式会社

代表取締役　荒木　典雅

大阪府吹田市豊津町一二番七号

（乙）ローゼン物産株式会社

代表取締役　岡田　智子

第36期決算公告

令和８年８月５日

大阪府吹田市豊津町12番７号

ローゼン物産株式会社

代表取締役　岡田　智子

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,040,326
	固定資産	50,336
	合計	1,090,663
負純資債及産のび部	流動負債	229,217
	株主資本	861,446
	資本金	20,000
	利益剰余金	841,446
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	836,446
	（うち当期純利益）	(59,887)
	合計	1,090,663

第51期決算公告

令和８年８月５日

大阪市西成区花園南一丁目７番25号

ローゼン製菓株式会社

代表取締役　荒木　典雅

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,303,842
	固定資産	548,269
	合計	1,852,111
負純資債及産のび部	流動負債	332,276
	固定負債	5,000
	株主資本	1,514,834
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,504,834
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,502,334
	（うち当期純利益）	(33,141)
	合計	1,852,111

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日

千葉県市原市玉前西一丁目六番地一一

（甲）ホーザンアセットマネジメント株式会社

代表取締役　山﨑　克哉

千葉県市原市玉前西一丁目六番地一一

（乙）アヅマホールディングス株式会社

代表取締役　山﨑　克哉

第13期決算公告

令和８年８月５日

千葉県市原市玉前西一丁目６番地11

アヅマホールディングス株式会社

代表取締役　山﨑　克哉

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,281
	固定資産	4,589
	合計	5,870
負純資債及産のび部	流動負債	1,423
	固定負債	2,219
	株主資本	2,226
	資本金	85
	資本剰余金	1,195
	その他資本剰余金	1,195
	利益剰余金	946
	その他利益剰余金	946
	（うち当期純損失）	(29)
	合計	5,870

第５期決算公告

令和８年８月５日

千葉県市原市玉前西一丁目６番地11

ホーザンアセットマネジメント株式会社

代表取締役　山﨑　克哉

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	82
	固定資産	1,897
	合計	1,980
負純資債及産のび部	流動負債	80
	固定負債	1,880
	株主資本	19
	資本金	5
	利益剰余金	14
	その他利益剰余金	14
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	1,980

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日

島根県松江市魚町五三番地六

（甲）泰榮ソリューションズ株式会社

代表取締役　畑野　光弘

広島市中区大手町二丁目一一番二号グランドビル大手町九階

（乙）シー・ディー・エル株式会社

代表取締役　畑野　光弘

決算公告

令和８年８月５日

広島市中区大手町二丁目11番２号グランドビル大手町９階

シー・ディー・エル株式会社

代表取締役　畑野　光弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,439
	固定資産	5,327
	合計	146,767
負純資債及産のび部	流動負債	42,048
	株主資本	104,718
	資本金	9,000
	利益剰余金	95,718
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	93,468
	（うち当期純利益）	(47,183)
	合計	146,767

決算公告

令和８年８月５日

島根県松江市魚町53番地６

泰榮ソリューションズ株式会社

代表取締役　畑野　光弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,692
	固定資産	1,718
	合計	133,411
負純資債及産のび部	流動負債	72,921
	固定負債	20,012
	株主資本	40,477
	資本金	20,000
	利益剰余金	20,477
	その他利益剰余金	20,477
	（うち当期純利益）	(21,421)
	合計	133,411

決　算　公　告

令和８年８月５日

東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号
朝日生命宮益坂ビル
旭東ホールディングス株式会社
代表取締役　田口　貴之

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	163,357	流動負債	8,634
固定資産	2,040,925	固定負債	317,703
繰延資産	126	株主資本	1,878,071
		資本金	40,000
		資本剰余金	20,250
		その他資本剰余金	20,250
		利益剰余金	2,026,200
		利益準備金	18,750
		その他利益剰余金	2,007,450
		（うち当期純利益）	（101,611）
		自己株式	△208,379
資産合計	2,204,409	負債・純資産合計	2,204,409

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億三千二百三十六円減少し九千八百万円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十八日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日
東京都渋谷区渋谷一丁目九番八号朝日生命宮益坂ビル
旭東ホールディングス株式会社
代表取締役　田口　貴之

第45期決算公告

令和８年８月５日

鳥取県鳥取市数津37番地１
株式会社竹内クレーン工業
代表取締役　竹内　薫

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	941,703	流動負債	1,448,502
固定資産	1,218,102	固定負債	700,388
有形固定資産	1,009,200	**負債合計**	**2,148,890**
無形固定資産	19,743	株主資本	10,915
投資その他の資産	189,158	資本金	20,000
		利益剰余金	△9,084
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	△9,184
		（うち当期純損失）	（21,118）
		純資産合計	**10,915**
資産合計	2,159,805	負債・純資産合計	2,159,805

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月五日
鳥取県鳥取市数津三七番地一
（甲）株式会社竹内クレーン工業
代表取締役　竹内　薫
鳥取県鳥取市福部町八重原八九八番地一
（乙）有限会社オリオン
代表取締役　竹内　秀明

第21期決算公告

令和８年８月５日
東京都千代田区麹町五丁目４番地
株式会社キャリアビスタ
代表取締役　富永光太郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	313,220
	固定資産	262,908
	合計	**576,128**
負債及び純資産の部	流動負債	166,558
	固定負債	57,124
	株主資本	353,579
	資本金	60,000
	利益剰余金	293,579
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	278,579
	（うち当期純利益）	（46,981）
	評価・換算差額等	△1,133
	合計	**576,128**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月五日
東京都千代田区麹町五丁目四番地
（甲）株式会社キャリアビスタ
代表取締役　富永光太郎
東京都千代田区麹町五丁目四番地
（乙）株式会社シンクアンドクエスト
代表取締役　富永光太郎
東京都千代田区麹町五丁目四番地
（丙）株式会社リヴィジョン
代表取締役　富永光太郎

第５期決算公告

令和８年８月５日
東京都千代田区麹町五丁目４番地
株式会社シンクアンドクエスト
代表取締役　富永光太郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	40,343
	固定資産	12,099
	繰延資産	48
	合計	**52,491**
負債及び純資産の部	流動負債	9,739
	固定負債	180,000
	株主資本	△137,248
	資本金	50,000
	利益剰余金	△187,248
	その他利益剰余金	△187,248
	（うち当期純損失）	（32,093）
	合計	**52,491**

第25期決算公告

令和８年８月５日
東京都千代田区麹町五丁目４番地
株式会社リヴィジョン
代表取締役　富永光太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	188,531	流動負債	41,397
固定資産	337,801	固定負債	53,254
		株主資本	431,681
		資本金	50,000
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	425,121
		利益準備金	3,010
		その他利益剰余金	422,111
		（うち当期純利益）	（46,835）
		自己株式	△43,440
合計	**526,332**	**合計**	**526,332**

第 78 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

茨城県下妻市高道祖4210番地15
株式会社Ａ＆Ｄマニュファクチャリング
代表取締役　中野　敏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,753,309	流動負債	2,852,647
固定資産	1,692,616	固定負債	223,008
		株主資本	4,370,270
		資本金	81,800
		資本剰余金	1,200,640
		資本準備金	52,000
		その他資本剰余金	1,148,640
		利益剰余金	3,087,830
		利益準備金	7,716
		その他利益剰余金	3,080,114
		（うち当期純利益）	（278,024）
資産合計	7,445,925	負債・純資産合計	7,445,925

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月29日　横浜市西区高島二丁目６番32号
日産ビジネスサービス株式会社
代表取締役　伊藤　尚

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,712	流動負債	368
固定資産	309	賞与引当金	115
		固定負債	248
		退職給付引当金	248
		負債の部合計	617
		株主資本	2,405
		資本金	90
		利益剰余金	2,315
		その他利益剰余金	2,315
		（うち当期純利益）	（182）
		純資産の部合計	2,405
資産合計	3,022	負債・純資産合計	3,022

第 13 期 決 算 公 告

令和８年５月18日　埼玉県本庄市寿一丁目25番13号
株式会社ワイグッドケア
代表取締役　山崎　保

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,296,511	流動負債	849,105
固定資産	117,838	賞与引当金	33,180
繰延資産	843	その他流動負債	815,925
		固定負債	77,225
		退職給与引当金	34,027
		その他固定負債	43,198
		株主資本	488,862
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	448,862
		その他利益剰余金	448,862
		（うち当期純利益）	（206,263）
合計	1,415,192	合計	1,415,192

第 9 期 決 算 公 告

令和８年８月５日

群馬県高崎市中居町1619番地２
はなまるハウス株式会社
代表取締役　真杉　恵美

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	738,147	流動負債	1,040,864
固定資産	482,456	（うち賞与引当金）	（5,393）
		株主資本	179,738
		資本金	10,000
		資本剰余金	110,000
		その他資本剰余金	110,000
		利益剰余金	59,738
		その他利益剰余金	59,738
		（うち当期純利益）	（251,061）
資産合計	1,220,603	負債・純資産合計	1,220,603

※令和８年４月１日吸収合併により消滅

第 31 期 決 算 公 告

2026年７月２日　岡山県岡山市北区幸町２番８号
株式会社ストライプインターナショナル
代表取締役　川部　将士

貸借対照表の要旨　（2026年１月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,169**	**流動負債**	**16,473**
固定資産	**20,484**	買掛金	4,775
有形固定資産	680	短期借入金	8,050
無形固定資産	1,147	未払費用	1,514
投資その他の資産	18,656	賞与引当金	325
		その他	1,807
		固定負債	**10,121**
		長期借入金	6,453
		資産除去債務	3,169
		その他	499
		負債合計	**26,595**
		株主資本	**3,045**
		資本金	100
		資本剰余金	321
		その他資本剰余金	321
		利益剰余金	2,913
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,888
		自己株式	△ 289
		評価・換算差額等	**13**
		その他有価証券評価差額金	13
		純資産合計	**3,058**
資産合計	**29,653**	**負債・純資産合計**	**29,653**

損益計算書の要旨　（自　2025年２月１日　至　2026年１月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	52,427	特別利益	135
売上原価	23,934	特別損失	2,425
売上総利益	28,493	税引前当期純損失	2,438
販売費及び一般管理費	29,511	法人税、住民税及び事業税	53
営業損失	1,018	法人税等調整額	363
営業外収益	2,148	当期純損失	2,855
営業外費用	1,278		
経常損失	147		

第 44 期 決 算 公 告

2026年８月５日　札幌市東区北８条東４丁目１番20号
株式会社サッポロドラッグストアー
代表取締役社長ＣＥＯ　富山　浩樹

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年５月15日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,705	流動負債	16,198
固定資産	23,401	うち賞与引当金	508
		固定負債	15,671
		うち退職給付引当金	803
		負債合計	31,870
		株主資本	9,207
		資本金	100
		資本剰余金	3,047
		資本準備金	1,447
		その他資本剰余金	1,600
		利益剰余金	6,059
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	6,056
		評価・換算差額等	28
		繰延ヘッジ損益	28
		純資産合計	9,236
資産合計	41,106	負債・純資産合計	41,106

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　2025年５月16日　至　2026年５月15日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	98,359	経常利益	1,030
売上原価	74,267	特別利益	45
売上総利益	24,092	特別損失	543
販売費及び一般管理費	22,983	税引前当期純利益	532
営業利益	1,109	法人税、住民税及び事業税	314
営業外収益	164	法人税等調整額	△39
営業外費用	243	当期純利益	258

決　算　公　告

令和８年８月５日
神戸市中央区港島南町六丁目３番７
クリエイティブラボ神戸３階
ハートラボ株式会社
代表取締役　池川　　直

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	370,347
	固定資産	59,432
	合計	429,780
負純資産の債及び部	流動負債	9,893
	固定負債	300,000
	株主資本	119,886
	資本金	313,031
	資本剰余金	313,031
	資本準備金	313,031
	利益剰余金	△506,175
	その他利益剰余金	△506,175
	（うち当期純損失）	(130,315)
	合計	429,780

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千三百三万千百五十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月五日
神戸市中央区港島南町六丁目三番七
クリエイティブラボ神戸三階
ハートラボ株式会社
代表取締役　池川　　直

第２期決算公告

令和８年８月５日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
株式会社Skillsoft Japan
代表取締役　ライアン・ヘイリー・マレー

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	23,377,948
	資産合計	23,377,948
負純資産の債及び部	流動負債	16,711,674
	賞与引当金	1,764,825
	固定負債	14,131,864
	退職給与引当金	14,131,864
	株主資本	△7,465,590
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△8,465,590
	その他利益剰余金	△8,465,590
	（当期純損失）	(8,465,590)
	負債・純資産合計	23,377,948

決　算　公　告

令和８年８月５日

横浜市中区山下町１番地
一般財団法人日本船渠長協会
代表理事　林　　俊克

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,292
	固定資産	5,608
	合計	6,901
負味債財及産びの正部	流動負債	29
	負債合計	29
	一般正味財産	6,871
	正味財産合計	6,871
	合計	6,901

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することに決定いたしました。なお、合併効力発生日は令和八年九月十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年八月五日
横浜市中区山下町一番地
（甲）一般社団法人日本船渠長協会
代表理事　田代哲太郎
横浜市中区山下町一番地
（乙）一般財団法人日本船渠長協会
代表理事　林　　俊克

第57期決算公告

令和８年６月22日
群馬県太田市東新町818番地
株式会社畜産経営研究所
代表取締役社長　富川　明男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	354,456
	固定資産	79,720
	資産合計	434,176
負純資産の債及び部	流動負債	149,707
	固定負債	80,873
	株主資本	203,596
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	83,596
	その他利益剰余金	83,596
	（うち当期純利益）	(21,032)
	負債・純資産合計	434,176

第66期決算公告

令和８年８月５日

兵庫県尼崎市瓦宮一丁目９番15号
栄興電機工業株式会社
代表取締役　小坂　哲二

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,175,015
	固定資産	306,709
	合計	2,481,724
負債及び純資産の部	流動負債	981,497
	固定負債	697,458
	株主資本	802,769
	資本金	40,000
	資本剰余金	24,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	741,503
	利益準備金	2,604
	その他利益剰余金	738,899
	（うち当期純利益）	(99,697)
	自己株式	△2,734
	合計	2,481,724

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月五日
兵庫県尼崎市瓦宮一丁目九番一五号
（甲）栄興電機工業株式会社
代表取締役　小坂　哲二
大阪府摂津市一津屋三丁目三番一四号
（乙）栄興設備工業株式会社
代表取締役　小坂　圭一

第59期決算公告

令和８年８月５日
大阪府摂津市一津屋三丁目３番14号
栄興設備工業株式会社
代表取締役　小坂　圭一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	933,853
	固定資産	63,637
	繰延資産	20,773
	合計	1,018,264
負純資産の債及び部	流動負債	551,441
	固定負債	429,051
	株主資本	37,772
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,772
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	27,672
	（うち当期純利益）	(9,107)
	合計	1,018,264

第63期決算公告

令和８年５月18日

埼玉県本庄市本庄一丁目１番７号
株式会社横尾材木店
代表取締役　横尾　　守

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,604,034
	固定資産	690,434
	合計	18,294,468
負債及び純資産の部	流動負債	8,548,399
	賞与引当金	93,171
	完成工事補償引当金	3,128
	その他流動負債	8,452,100
	固定負債	81,294
	退職給付引当金	80,575
	その他固定負債	719
	株主資本	9,664,775
	資本金	95,000
	資本剰余金	186,262
	資本準備金	186,262
	利益剰余金	9,383,512
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	9,379,512
	（うち当期純利益）	(661,296)
	合計	18,294,468